

令和8年6月22日

令和9年度 国の施策・予算
に関する提案・要望書



宮 城 県

令和9年度 国の施策・予算に関する提案・要望書

令和3年4月にスタートした本県の総合計画となる「新・宮城の将来ビジョン」では、東日本大震災からの復旧・復興の完了を目指し「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」を掲げ、一つひとつの課題に応じた丁寧なサポートを実施するとともに、「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」、「強靱で自然と調和した県土づくり」を政策推進の基本方向の4本柱として位置付け、県政を推進しています。

被災地の復興完了に向けては、これまで国において手厚い措置を講じていただいたことにより、インフラの復旧などのハード面はほぼ完了しました。一方で、心のケアや地域コミュニティの再生などのソフト面については、引き続ききめ細かな対応が必要であるほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故被害への対応や震災の記憶・教訓の伝承などについては、中・長期的な取組が必要となっています。

加えて、喫緊の課題である人口減少・少子化への対応に加え、多様化する社会ニーズや環境変化に的確に対応するため、子ども・子育て施策の充実をはじめ、地方創生やDXの推進、経済・産業基盤の強化、大規模化・多様化する自然災害に対応する国土強靱化の取組等を一層推進していくことが重要となっています。

つきましては、これらの取組を着実に進めるため、国による必要な制度整備や財政的支援等について、強く要望いたします。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

重 点 要 望 項 目

要望項目一覧		ページ
1	福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水・風評被害対策<震災関連>	6
2	水産資源の適切な管理と、海洋環境の変動及び処理水の影響への支援<震災関連>	8
3	放射能に汚染された廃棄物の処理・除去土壌等の処分<震災関連>	10
4	クマ類の適正な管理及び被害防止対策等に係る支援の強化	12
5	国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保	14
6	半導体生産拠点の整備及び半導体人材の育成等に向けた支援	16
7	原子力災害時における避難機能を有する道路の整備	18
8	職業能力開発校における外国人材の受入れ促進	20
9	海岸保全施設（水門・陸閘）の適正管理に要する財政措置の拡充	24
10	障害福祉分野における十分な予算措置	26
11	広域防災拠点の整備	28
12	民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新及び市町村を含めた下水道施設の老朽化対策・耐震化に係る財源の確保	30
13	学校給食費の無償化	32
14	防災庁の地方機関等の県内への設置	34
15	自然増と社会増の両面からの人口減少対策の強化	36
16	デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保	38
17	学校施設環境改善交付金における制度拡充	40
18	病院再編に係る地域医療介護総合確保基金の確実な配分	42
19	職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置	44
20	質の高い教師の確保のための環境整備	46

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
●		●							●	●			
		●										●	
●						●			●		●	●	●
●			●			●			●		●		
●						●	●			●	●		
●			●							●	●		
●				●			●	●					
			●			●			●		●		
●						●		●					
●						●					●		
●						●					●		
			●			●	●						
●		●											
●								●					
	●		●										
						●	●						
						●		●					
						●		●					
							●						

1 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・ 処理水・風評被害対策＜震災関連＞

【内閣府・復興庁・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

提案・要望事項

- 多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）に関する損害について、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が迅速かつ適切に賠償を行うよう、国において責任を持って指導・監督すること。
- 一部の国・地域における禁輸措置について、一部緩和の動きが見られるものの、本県については対象外となっていることから、本県産品に対する禁輸措置の一刻も早い解除を働きかけること。
- 新たな風評被害の発生を防ぐため、①処理水の海洋放出以外の処分方法の継続検討、②放射性物質除去技術の研究開発促進、③国民・国際社会の理解醸成推進、④風評対策・なりわい支援を継続的に実施すること。
- 福島第一原子力発電所の廃炉対策に当たり、汚染水の漏えいや海洋への流出防止などの安全対策を国が前面に立って安全最優先で進めること。
- 原発事故に伴う農林水産物等の食品に対する放射線・放射能の影響等について、リスクコミュニケーションの取組の強化と正しい知識の普及啓発を積極的に図ること。

現状・県の取組

令和5年8月から処理水の海洋放出が開始され、国内においては顕著な風評被害は見られないものの、一部の国・地域による水産物の禁輸措置により、県内の水産関係や輸出関係の事業者に影響が生じています。

本県では、相談窓口の設置、資金貸付等による経営支援、安全性の情報発信、販売会開催等による販売促進の四本柱を中心に水産物の消費拡大及び経営安定を図る「みやぎ水産応援パッケージ」により事業者等への支援を行っています。また、処理水の海洋放出による水産業等への影響について、国及び東京電力に対し、様々な機会を通じて伝えるとともに、迅速かつ適切な損害賠償の実施など、必要な要望を行っています。



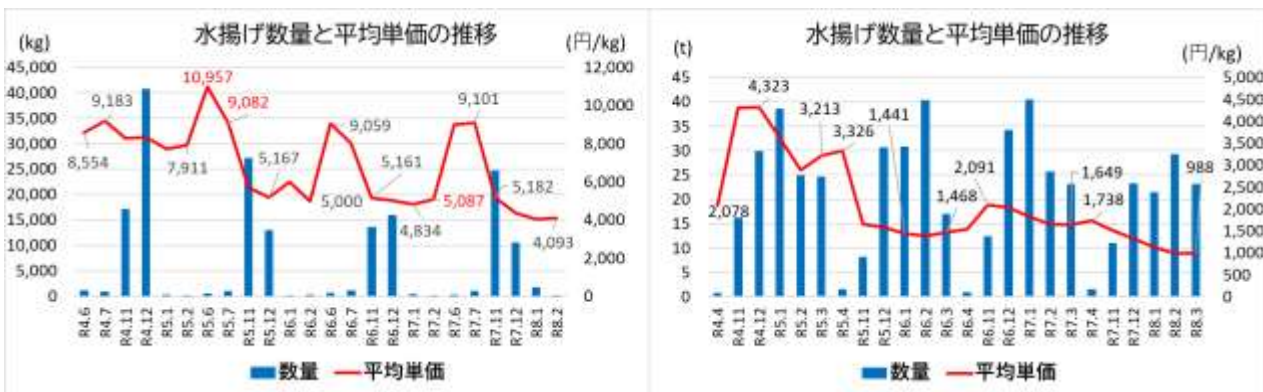
県庁ロビーでの販売会の開催
(みやぎ水産応援パッケージの取組)

課 題

禁輸措置について、中国に向けた輸出再開の動きが見られるものの、本県については対象外であり、他の禁輸措置を行っている国・地域を含め、依然として再開の見込みが立っていない状況です。

水産物の禁輸措置により、県内の水産関係や輸出関係の事業者に影響が生じています。加えて、これらの国・地域に輸出されていたアワビやナマコが国内市場へ流入し、流通の停滞や価格の下落を招いています。

アワビ（宮城県漁業協同組合 共同販売実績） **ナマコ（宮城県漁業協同組合 共同販売実績）**



本県の水産業は、東日本大震災や原発事故に伴う風評被害に対し、漁業関係者の懸命な努力により復興を推し進めてきました。

しかし、処理水の海洋放出に対する国民・国際社会の理解醸成はいまだ途上にあり、新たな風評被害の発生も懸念されます。

水産業をはじめとする各種産業の復興に向けたこれまでの努力と、積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰することのないよう、一部の国・地域における禁輸措置が一刻も早く解除されるとともに、風評対策・なりわい支援が切れ目なく継続されていくことが必要です。

また、処理水対策をはじめとする福島第一原子力発電所の廃炉対策について、国が最後まで責任をもって進めるとともに、処理水に関する損害については、被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償が進むよう、国が責任を持って東京電力に対して指導・監督することが必要です。

期待できる効果

処理水の海洋放出に伴う影響を受けた事業者が、迅速かつ適切な損害賠償により救済されるとともに、福島第一原子力発電所の廃炉措置による風評被害が抑制され、水産業をはじめとする各種産業への影響が軽減される。

2 水産資源の適切な管理と、海洋環境の変動及び処理水の影響への支援<震災関連>

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省】

提案・要望事項

本県水産業が、希望ある持続可能な産業として確立し、更なる発展を遂げるため、以下についての財政的・制度的支援を講じること。

- ① 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援
- ② 適切な資源管理体制の構築と漁業経営への配慮
- ③ 栽培漁業種苗放流支援の継続
- ④ 環境変動に対応した持続的養殖生産体制の構築に対する支援
- ⑤ 次世代漁業人材の確保に向けた支援の継続
- ⑥ 水産加工業の復興に向けた支援

現状・県の取組

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、特に、本県水産業において重要な魚種であるサケやサンマなどの歴史的な不漁は、生産者はもとより、水産加工業や地域関連産業の安定的な事業運営に深刻な影響を与えています。

また、海水温上昇などの海洋環境の変動により、ホタテガイなど冷水種の養殖生産が不安定な状況です。

さらに、燃油・資材価格や電気料金の高騰など社会情勢の変化は、東日本大震災から復旧し、事業を再開した本県水産関係事業者に大きな負担となっています。

このため本県では、国庫補助や交付金を活用しながら、サケふ化放流事業においては、ふ化場の集約化や放流稚魚の買上げに取り組んでいるほか、次世代の漁業人材確保に向けた漁船等の導入支援や、水産加工業においては、商品開発や商談会への出展など販路回復に向けた取組を支援しています。

また、近年関心の高まっている陸上養殖に係る試験研究施設を整備したほか、海洋環境の変動に対応した海藻養殖種の品種改良などの技術開発等を行っています。



課 題

① 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援

稚魚の減耗要因の究明や海洋環境の変動に対応した種苗生産・放流技術の開発、種苗生産経費の補助など、サケ資源の回復に向けた支援に引き続き取り組むとともに、国主導により持続可能なふ化放流体制の在り方を検討する必要があります。

また、集約化したふ化場に対する技術指導や魚種転換による新たな収入源の確保など、ふ化放流団体が行う抜本的な事業の再構築に対する支援の継続・強化が必要です。

② 適切な資源管理体制の構築と漁業経営への配慮

資源評価の精度向上に必要な技術研究予算を確保するとともに、想定外の漁獲量の増加等にも対応可能なTAC配分の柔軟な運用、デジタル技術を活用したリアルタイム漁獲報告体制の整備等により、実効性のある適切な資源管理体制を構築する必要があります。また、休漁等により収入が減少する漁業者への支援制度の充実など、漁業経営にも配慮した措置を講じる必要があります。

③ 栽培漁業種苗放流支援の継続

種苗の生産・放流経費は、対象魚種の水揚げによる漁業者収入の一部が財源となっていることから、これらの経費を確保するため、安定的な種苗生産・放流体制の維持が必要であり、国庫補助による支援の継続が必要な状況です。

加えて、福島第一原子力発電所の処理水放出に伴い、水産物の価格の下落といった実害が発生するなど、漁家経営への影響が懸念されることから、漁業者が将来にわたり希望を持って漁業活動を継続できるよう、十分な予算確保が必要です。

④ 環境変動に対応した持続的養殖生産体制の構築に対する支援

海水温上昇など海洋環境の変化は見通しが困難であり、環境変化に対応した生産体制への転換や新たな養殖手法の導入を進める必要があることから、このような取組を推進するための事業の継続や支援メニューの拡充が必要です。

⑤ 次世代漁業人材の確保に向けた支援の継続

被災地の若手漁業者の自立に当たり、福島第一原子力発電所の処理水放出の影響により漁業を生業とする意欲の低下が強く懸念されることから、若手漁業者が安心して漁業に取り組めるよう、初期投資の負担が大きい漁船の導入支援など次世代漁業人材の確保に関する施策の継続が必要です。

⑥ 水産加工業の復興に向けた支援

水産加工業は、水産業の供給網の中で欠かすことのできないものであり、沿岸被災地域の経済活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復などに向けた国の支援継続・財源措置の拡充が必要です。

期待できる効果

各課題に対応することによって、東日本大震災からの復興を果たすとともに、生産者が将来に希望を持って活動を継続することで、本県水産業が持続可能な産業として確立し、更に発展していくことが期待できる。

3 放射能に汚染された廃棄物の処理・除去土壤等の処分<震災関連>

【復興庁・環境省】

提案・要望事項

○放射能に汚染された廃棄物の処理

8,000Bq/kg 超の指定廃棄物等は、処理問題が解決するまで、引き続き安全確保の取組に万全を期すこと。あわせて、8,000Bq/kg 以下に減衰した指定廃棄物等についても、処理を推進するため、処理先や財源の確保など積極的な役割を果たすこと。

8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物については、処理推進のため、保管市町が希望する取組に対して、財政的・技術的な支援を含め、引き続き国が責任をもって支援すること。

○除去土壤等の処分

除去土壤等の処分を実施するためには、国民全体の理解醸成が必要であることから、処分の必要性や安全性についての情報発信等の取組を国が責任を持って推進すること。

さらに、処分が完了するまでは、保管市町の処分や保管に係る取組に対し、十分な情報共有及び財政・技術的な支援などを市町の希望に応じて実施すること。

現状・県の取組

○放射能に汚染された廃棄物の処理

指定廃棄物の長期管理施設の設置については、議論がまとまることが困難であることから、平成 29 年に開催した市町村長会議において、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物を優先して処理することとし、保管市町において取り組んでいるところです。

指定廃棄物等については、多くが一時保管されたままとなっていますが、保管農家の負担解消のため、一部の保管市町で 8,000Bq/kg 以下に減衰したものについて処理を行いました。

◆8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物保管市町村数

	平成29年6月時点	令和8年4月時点
保管市町村数	26市町村	5市町

8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については、平成 29 年 6 月時点で県内 26 市町村において保管されていましたが、令和 8 年 4 月時点では 21 市町村で処理を終了し、残る 5 市町で処理を継続しています。処理には放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金と震災復興特別交付税を活用しており、これまでも国に対して、処理が続く間は、財政面及び技術面での支援を要望してまいりました。

○除去土壤等の処分

県内で、汚染状況重点調査地域に指定された 7 市町では、平成 29 年 3 月までに除染が完了し、地域の仮置場等に除去土壤及び除染廃棄物合わせて 96,344 m³が保管されています。

◆県内の除去土壤、除染廃棄物の保管量

	除去土壤 保管量	除染廃棄物 保管量
7市町合計	29,770m ³	66,574m ³

これまで、除去土壌の処分基準はありませんでしたが、国により令和7年3月に処分基準等が策定されました。今後、除染実施者である保管市町等は、国の支援のもと、処分に向けた検討を進めていくこととしています。

課 題

福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質は、本県にも大きな影響を及ぼしており、汚染廃棄物及び除染により発生した除去土壌等が大量に発生し、保管が継続されていることから、以下のとおり課題となっています。

○放射能に汚染された廃棄物の処理

本県においては、指定廃棄物の長期管理施設の設置に向けた議論がまとまるのが困難であり、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処が立った後、指定廃棄物の処理の方向性について、議論を再開することとしています。指定廃棄物等のうち、放射性物質の濃度が高く、長期間減衰が見込まれないものについては、解決までの間、安全な保管管理の徹底や遮蔽による生活環境への影響を少なくする取組が必要です。

指定廃棄物等のうち8,000Bq/kg以下に減衰したものについては、法制度上は指定解除により通常の廃棄物と同様の方法で処理が可能ですが、保管市町が処理する場合には、国が処理先や財源を確保するなど、市町任せにせず、積極的な役割を果たす必要があります。

また、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に当たっては、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金による財政的支援が不可欠であり、地方負担額については、第3期復興・創生期間以降も震災復興特別交付税による支援を継続するなど、処理完了までは、保管市町に財政負担をさせないための制度が必要です。

○除去土壌等の処分

除去土壌を保管する市町が、新たに国が策定した処分基準等に基づき取組を進めていくためには、処分の必要性や安全性についての国民理解の醸成が不可欠ですが、国が福島県外で計画した実証事業が地域の反対により中断するなど、根強い放射性物質に対する不安から、理解醸成が進んでいるとは言い難く、国による情報発信等の理解醸成に向けた取組の強化が必要です。

また、処分が完了するまでは、保管市町による安全管理や処分に係る負担軽減のため、市町の希望に応じて十分な情報共有と財政的・技術的支援が必要です。

期待できる効果

○放射能に汚染された廃棄物の処理

継続的な財政的・技術的支援により、汚染廃棄物の処理が進むとともに、課題解決までに長期保管を余儀なくされる指定廃棄物等の安全を確保できる。

○除去土壌等の処分

処分に関する地域及び国民の理解が深まることで、処分に向けた取組が円滑に進むとともに、財政的・技術的支援により処分が完了するまでの自治体負担軽減が図られる。

4 クマ類の適正な管理及び被害防止対策等に係る支援の強化

【内閣府・財務省・農林水産省・国土交通省・環境省・防衛省】

提案・要望事項

クマ類による人身被害等の未然防止及び人とクマ類との共生を可能とする環境整備等を着実に進めるため、以下の財政的・制度的支援を講じること。

- ① クマ類の適正な保護・管理のため、国による個体数調査・推定を速やかに実施するとともに、自治体が行う生息調査等についても十分な予算措置を講じること。
- ② 自治体によるクマ被害防止対策等に係る国の交付金事業について、適時適切かつ十分な予算確保を行うこと。また、餌が競合するイノシシ等の増加が、クマの生活圏出没の一因との指摘もあり、当該鳥獣対策についても十分な予算措置を講じること。
- ③ 銃猟の担い手確保・育成は全国的な課題であり、自治体職員が公務として銃猟を担う必要性も生じてきていることから、国主導による新たな枠組みに向けた環境整備を速やかに検討すること。
- ④ ライフル弾及びスラッグ弾を使用して行う、クマ類を含む大型鳥獣の銃猟の担い手確保・育成を含めた射撃訓練施設の整備等について手厚い財政支援を講じること。

現状・県の取組

- 令和7年度において、クマによる人身被害が過去最多となったこと等を受け、国では「クマ被害対策パッケージ」を実施するとともに、2030年度までの「クマ被害対策ロードマップ」を公表したところですが、依然として予断を許さない状況が続いています。
- 本県においても、令和8年4月に「野生鳥獣被害対策本部」を新たに設置し、人身被害等の未然防止に全力で取り組むこととしています。

国による「クマ対策ロードマップ」

【目指す将来像】クマ出没時の対応体制が確立され、**人とクマのすみわけ**を実現し、**国民の命と暮らしを守る**

- ① 出没時の緊急対応
- ② 人の生活圏への出没防止
- ③ 個体数管理の強化
- ④ 人材確保・育成
- ⑤ クマの生息環境の保全・整備
- ⑥ 情報の発信等
- ⑦ その他・財政措置に関すること

宮城県野生鳥獣被害対策本部

副知事
(本部長)

環境生活部長
(副本部長)

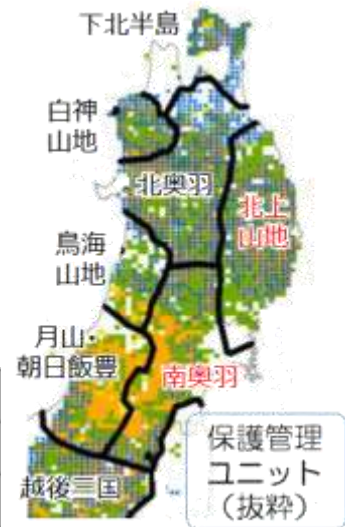
各部局長、
教育長、
警察本部長

【所掌事項】

- 出没注意報等の発令(基準の策定を含む)
- 鳥獣被害に関する全庁的・緊急対策の決定
- 鳥獣被害対策に係る指揮監督 など

課 題

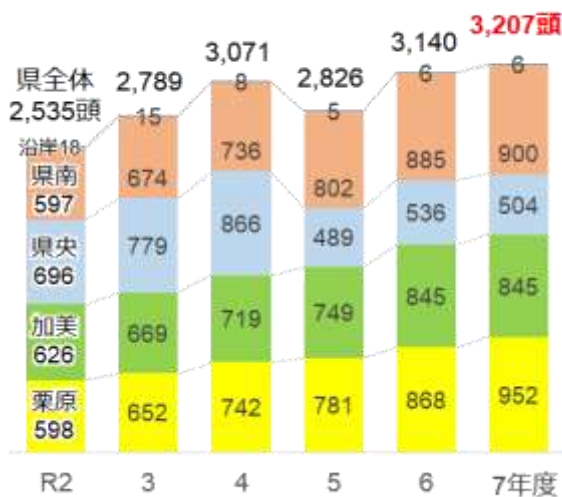
- ① クマ類の適正な管理等のためには、県境をまたぐ「保護管理ユニット」で個体数調査・推定を進める必要があり、国による速やかな実施が待たれるところです。
- ② クマ類を含む大型鳥獣対策の実施に不可欠となる、国の「指定管理鳥獣対策事業交付金」や「鳥獣被害防止総合対策交付金」等の措置額については、自治体の要望額に満たない状況となっているほか、要望額に係る調査期間が短く、十分な対策の検討が難しい状況にあります。



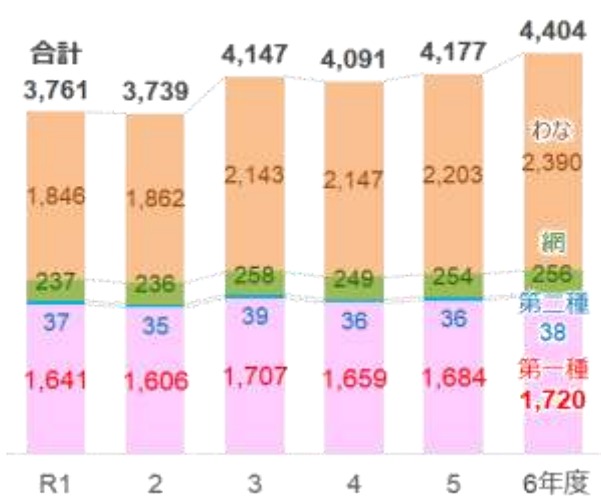
年度	指定管理鳥獣対策事業交付金		鳥獣被害防止総合対策交付金	
	要望額(億円)	割当額(億円)	要望額(億円)	割当額(億円)
R7	13.0	12.3(94%)	3.6	2.6(71%)
8	11.7	9.9(84%)	4.0	3.5(87%)

- ③ 本県の狩猟免許所有者数は上昇傾向にはありますが、クマ類の捕獲等を円滑に行える専門人材は依然不足しており、今後は、警察や自衛隊との連携も含めた、新しい枠組みでの人材確保等について、国が検討を進める必要があると考えます。
- ④ クマ類の適正な管理に向けた専門人材の育成には、ライフル弾・スラッグ弾の射撃訓練施設が不可欠であり、人件費及び物価高騰等を踏まえた、これまで以上に手厚い整備等に対する国の支援が必要です。

宮城県内のクマ推定個体数（中央値）



種別狩猟免許交付状況（宮城県）



期待できる効果

国による「クマ被害対策ロードマップ」の着実な推進と、「クマ被害対策ロードマップ」で掲げる目指す将来像の実現に貢献できる。

5 国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

提案・要望事項

激甚化・頻発化する自然災害や大規模地震への備えの強化、急速に進行するインフラの老朽化への対応は、本県においても喫緊の課題である。近年の資材価格の高騰や賃金上昇等を踏まえ、安全・安心で豊かな宮城の県土づくりの推進に向けて、以下の措置を講じること。

- ① 社会資本整備総合交付金等の通常予算について、必要額を確実に措置すること。
- ② 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、本県の事業推進に必要な予算を確実に確保するとともに、当初予算も含めた計画的な予算措置を講じること。
- ③ 補助率の引上げや補助要件の緩和、事業採択に向けた地方単独費による調査への補助制度の創設等、財政的支援の充実・強化を図ること。

現状・県の取組

本県では、国土強靱化予算の活用により自然災害等への対策の加速化が図られ、河川の流下断面確保による治水安全度の向上や、災害時の孤立解消に向けた道路整備の早期完成など、着実に効果が現れています。また、これまでの実施状況を整理し、令和6年6月に「取組事例集」、令和7年7月には「整備成果」を公表するなど、国土強靱化による効果や更なる対策の重要性・必要性の周知にも努めています。

河川 浸水被害の解消

対策前



【事業箇所】
一級河川渋井川
【対策概要】
水門・排水機場

対策実施中



道路 災害に強い道路網の構築

対策前



【事業箇所】
国道113号
【対策概要】
道路改良(鋼栈道橋)

令和7年11月 供用開始



課 題

近年の気候変動の影響により、本県においても平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風に続き、令和 4 年 7 月には県北を中心に観測記録を更新する豪雨となるなど、家屋や農地の大規模な浸水被害及び土砂災害が発生しています。また、令和 3 年及び令和 4 年に 2 年連続で発生した福島県沖地震により、県内でも多くの建物や社会資本に被害が生じたほか、新たな知見に基づく巨大地震発生確率の引上げや、令和 8 年 4 月に発表された北海道・三陸沖後発地震注意情報などを受け、宮城県沖地震をはじめとする大規模地震のリスクが高まっています。さらに、本県のインフラの多くは高度経済成長期に整備されたものであり、施設の老朽化が深刻な課題となっています。既存インフラの適切な維持管理・更新に加え、災害時にも機能を発揮できるよう、予防保全を基本としたインフラメンテナンスへの転換が求められています。

これらを踏まえると、激甚化・頻発化する自然災害や大規模地震への備え、急速に進行するインフラの老朽化対策は喫緊の課題であり、対策の継続と一層の加速化が必要です。安全・安心で豊かな宮城の県土づくりの推進に向けて、国土強靱化及びインフラ長寿命化に関する予算について、必要額を確実に確保するとともに、港湾施設をはじめとするインフラ老朽化対策に係る補助率の引上げなど、地方負担の軽減に向けた財政的支援の充実・強化を図ることが不可欠です。

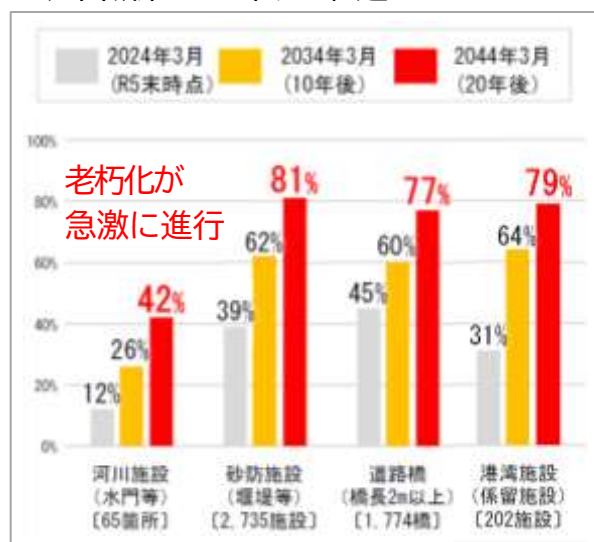
激甚化・頻発化する自然災害

◆ 東北の 30mm/h 以上の回数 (アメダス)



急激に進行するインフラの老朽化

◆ 宮城県の 50 年以上経過したインフラ



期待できる効果

国土強靱化及びインフラ長寿命化の取組が着実に推進されることで、自然災害による被害の防止・軽減や、社会資本の機能維持・向上が図られ、県民の安全・安心の確保と地域経済の持続的な発展に資することが期待される。

6 半導体生産拠点の整備及び半導体人材の育成等に向けた支援

【内閣府・財務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省】

提案・要望事項

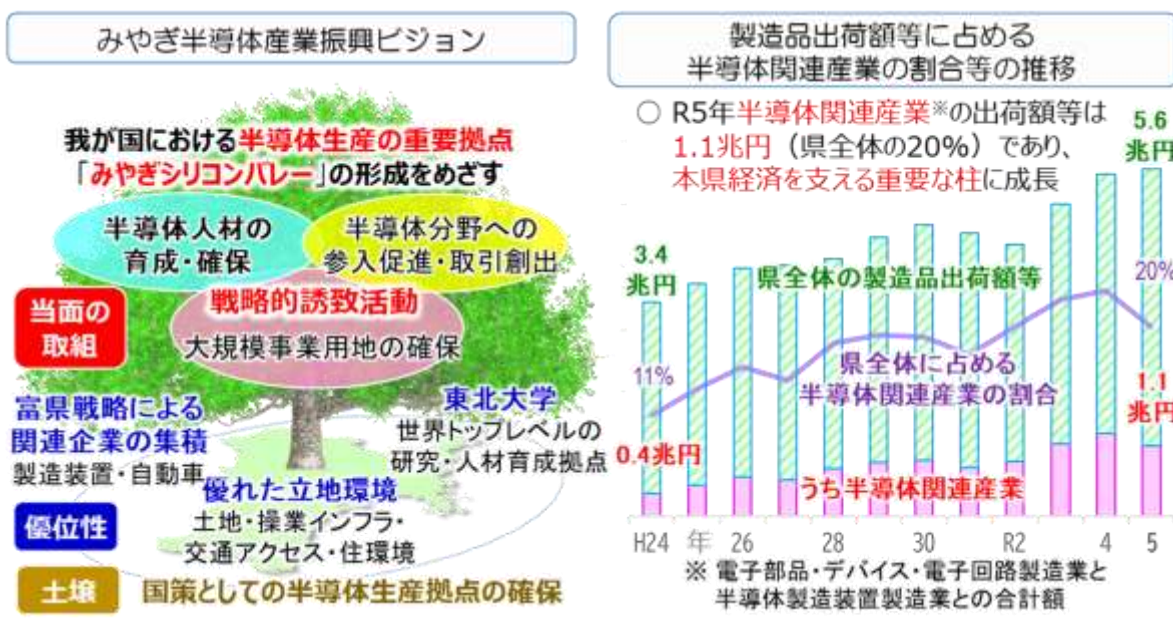
国内における半導体生産拠点の整備及び半導体人材の育成等に向けて、以下の支援等を講じること。

- ① 半導体生産拠点の新設・拡張やサプライヤーの集積促進、工場の安定操業に不可欠な工業用水や下水道、道路等のインフラ整備に係る財政的支援の継続
- ② 自治体等が行う半導体人材の育成・受入環境整備、大学等による人材育成拠点の形成に対する各種支援の継続・拡充、国の主導による行政・企業・大学等が一体となった人材育成スキームの確立

現状・県の取組

本県では、半導体関連産業の誘致・振興を地域産業の更なる発展に向けた重点施策と位置づけ、「みやぎ半導体産業振興ビジョン」に基づき、大規模事業用地の確保、半導体人材の育成・確保、半導体分野への参入促進・取引創出と並行して、半導体生産拠点の戦略的誘致活動に取り組んでいます。

これらの取組は、現在、国が検討している官民投資ロードマップに基づく戦略分野への重点的投資の方向性と連動するものと考えています。



課題

- ① 半導体生産拠点の新設・拡張やサプライヤーの集積に当たっては、巨額の設備投資を要するほか、工業用水、下水道、道路など、立地自治体によるインフラ整備が不可欠であり、引き続き国による財政的な支援が必要です。

半導体生産拠点整備等への主な支援メニュー

先端半導体に関する設備導入・開発支援

支援スキーム	概要	総予算額	備考
特定半導体基金	先端半導体（ロジック・メモリ）の設備投資支援	2兆1,706億円	R3補正-R6補正
ポスト5G基金	先端半導体関連の研究開発支援	3兆4,517億円	R1補正-R8当初

インフラ整備（工業用水・下水道・道路）支援

支援スキーム	概要	総予算額 (R5補正-R7補正)
地域産業構造転換 インフラ整備推進交付金	半導体等生産拠点の関連インフラ（※）の整備支援 ※インフラ別 ①工業用水 ②下水道 ③道路 交付割合 ① 1/2 ② 3/10 ③ 5.5/10	271.3億円

- ② 研究開発人材や半導体設計に関する人材不足解消のため、自治体等が行う半導体人材の育成・受入環境整備や大学等による人材育成拠点の形成に対する各種支援の継続・拡充はもとより、我が国においても行政・企業・大学等が一体となった人材育成スキームを国の主導により確立することが急務です。

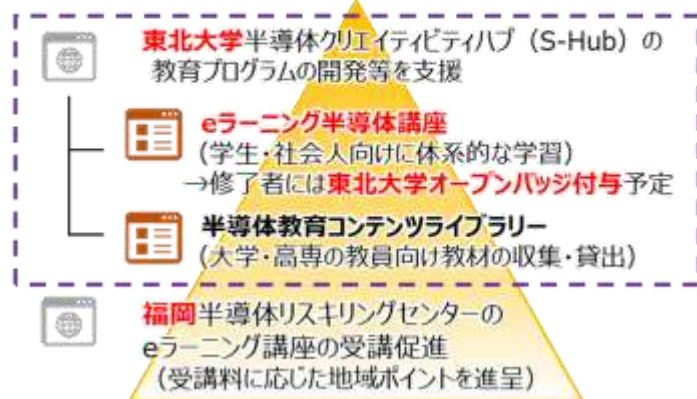
今後10年間の半導体人材の必要数

北海道・東北	6,000人
関東	12,000人
中部	6,000人
近畿	4,000人
中国・四国	3,000人
九州	12,000人
合計	43,000人

※ 電子情報技術産業協会（JEITA）半導体部会の主要企業9社による見込み

宮城県の半導体人材育成等に関する支援

世界有数の半導体研究拠点である**東北大学と連携**し、半導体の基礎から実践的な開発・製造技術まで、幅広い領域を**体系的・網羅的に学習**できる**育成プログラム**の構築等を支援。



期待できる効果

国内半導体生産拠点の円滑な整備及び半導体人材の集積や高度人材の育成等を通じて、日本の半導体産業の国際競争力強化への貢献が見込まれる。

7 原子力災害時における避難機能を有する道路の整備

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省】

提案・要望事項

原子力災害時に、避難計画の実効性をより向上させていくためには、避難機能を有する道路整備が重要であり、そのためには、原子力施策を担う国が主体となって取り組むことが必要であることから、以下の措置を講じること。

- ① 原子力災害時に避難機能を有する道路のうち、国直轄権限代行により施行中の国道398号「沢田工区」の早期完成及び直轄負担金についての県の財政負担の更なる軽減に向けた支援を行うこと。
- ② 県道女川牡鹿線「大谷川浜小積浜工区」及び県道石巻鮎川線「風越Ⅲ工区」の2事業に加え、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」による財政支援の対象自治体が、原子力発電所の半径10キロ圏から半径30キロ圏に拡大されたことに伴い、今後、新たに対象となる予定の事業についても、より一層の加速化を図るため、整備に必要な予算を別枠で確保し、重点配分するとともに、補助率のかさ上げ、地方財政措置の拡充又は原子力発電所に係る交付金の対象範囲の拡大等により、整備に係る地方負担を求めるとの制度設計とすること。

現状・県の取組

本県では、東北電力女川原子力発電所2号機の再稼働に向けた政府方針に対して、令和2年11月に了承する旨回答しています。回答に際しては、立地自治体である女川町、石巻市から、原子力災害時における避難機能を有する道路となる国道398号「石巻バイパス・沢田工区」、県道女川牡鹿線「大谷川浜小積浜工区」、県道石巻鮎川線「風越Ⅲ期工区」の3工区の早期整備について強い要望をいただいております。

「風越Ⅲ期工区」及び「大谷川浜小積浜工区」は、自然災害対策として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を活用しながら、事業進捗に努めています。



課 題

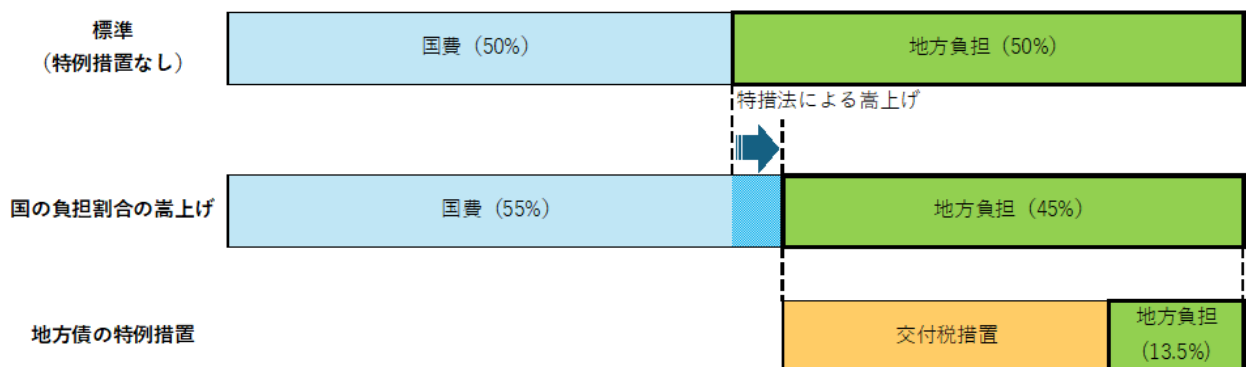
当該3工区は、トンネルを主体とした大規模な工事が想定されるなど、整備に要する財源確保が大きな課題です。特に、国道398号沢田工区は、長大トンネルが連続するなど、技術的難易度が非常に高い箇所であり、国直轄権限代行により、令和4年度から事業化が認められました。

3工区とも、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」（原発特措法）における特例措置が令和4年度補正予算から適用されることとなり、補助率や起債充当率、交付税措置率のかさ上げ等、県の財政負担が軽減され、進捗が図られています。

令和7年12月、原発特措法による財政支援の対象自治体が、原子力発電所の半径10キロ圏（EPZ）から30キロ圏（UPZ）に拡大されたことにより、今後、前述3工区と同様に、新たに財政支援の対象となる自治体における避難機能を有する道路整備の予定事業を推進するためには、より一層の財源確保が課題であり、従来の道路整備予算とは別枠で予算を確保することや重点配分が必要となります。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、原子力災害時の避難ルートに定められた国道や県道が寸断されており、本県においても、避難機能を有する道路整備が極めて重要となります。また、原子力災害時の円滑な避難又は緊急輸送を確保するためには、道路の新設又は改築のみならず、老朽化した道路の修繕や補修がきわめて重要であることから、特措法の特例の対象となる事業範囲を、道路修繕や補修まで拡大することが求められます。

【参考】支援措置の概要



期待できる効果

道路を整備することで、現道に隣接した地すべりや土石流の警戒区域の崩壊による通行止めリスクが解消され、防災機能の向上が期待される。合わせて、原子力災害発生時に周辺地域の早急な避難が可能となる。

8 職業能力開発校における外国人材の受入れ促進

【内閣府・法務省・文部科学省・厚生労働省】

提案・要望事項

地方における安定的な外国人材の確保に向け、外国人材の職業能力開発校への受入れを促進するため、連携“絆”特区制度を活用した特例措置について、早期に認定を行い、在留資格による活動制限の緩和を実現すること。

現状・県の取組

本県では、人口減少の進行により、県内企業の深刻な人手不足が喫緊の課題となっており、この状況に対応するため、外国人材の受け入れ促進を最重点政策として、諸外国からの人材確保及びその定着に積極的に取り組んでいます。

一方で、中小企業の建設業や製造業部門の若年技能者を養成するための職業訓練を実施する職業能力開発校については、効率的・効果的な校運営の観点から、令和3年3月に現在の5校を1校に再編する「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」を策定し、令和10年4月の開校に向けて新設校の整備を進めています。

新設校の開校に合わせて、外国人材の受入を促進するため、令和3年に、地方分権改革の制度を活用し、外国人材を職業能力開発校に留学生として受入れ、訓練修了後に就労可能な在留資格への変更を可能とする提案について協議を進めましたが、官民の役割分担への配慮等の観点から、実現には至りませんでした。

しかし、本県としては、人手不足への対応として諸外国からの人材確保を重視しており、令和6年2月に連携“絆”特区制度を活用した特例措置の提案を行い、国との協議を進めているところです。

【本県が実現したい規制改革概要（案）】

（現行）

- ・在留資格「研修」で職業能力開発校に在籍し、訓練中に特定技能試験に合格し、日本で就労する場合には、訓練終了後に一時帰国し、改めて在留資格「特定技能」に入国手続きを行い、再入国する必要がある。

（特例措置）

- ・在留資格「研修」で職業能力開発校に在籍し、訓練中に特定技能試験に合格し、特区区域の半導体関連産業に就職する場合には、訓練終了後に一時帰国せず、在留資格「特定技能」への変更を可能とする。

課 題

連携“絆”特区制度を活用した特例措置に係る主な経過は、以下のとおり。

1 国家戦略特区ワーキンググループ（令和6年5月9日）

【有識者、内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、宮城県】

本提案の対象分野の整理、官民競合に関する地域関係団体等との調整状況の見通しの提示を求められた。

2 国家戦略特区ワーキンググループ（令和6年5月20日）

【自見内閣府特命担当大臣、有識者、内閣府、宮城県】

地域の課題に即した重要な取組であり、提案内容の精査、実現性の向上に向けた検討を進めるよう求められた。

3 国家戦略特区ワーキンググループ（令和7年3月7日）

【有識者、内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、宮城県】

①外国人材の受入について半導体関連分野の訓練科を対象とすべきであること、②官民競合について地域の関係団体等との調整を進めること、③外国人材の受入環境の整備についての検討を進めることを求められた。

4 本県と宮城県専修学校各種学校連合会との 覚書締結（令和7年6月9日）

半導体関連分野の訓練科に外国人材を受け入れることについて合意。



宮城県専修学校各種学校連合会との覚書締結式の様子

5 国家戦略特別区域諮問会議（令和7年6月10日）

【石破内閣総理大臣、伊東内閣府特命担当大臣（地方創生）等、有識者】

「地域における民間の教育訓練機関等の関係者との合意を図る枠組みの構築、地域における半導体産業分野の人材不足に対応した総合的な取組、職業能力開発校における外国人の受入れ環境整備、在留資格の趣旨・目的等に留意しつつ、必要な措置について検討し、2025年度中を目途に結論を得る。」とされた。

6 国家戦略特区ワーキンググループ（令和7年9月30日）

【有識者、内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、宮城県】

本県における地域の関係団体との合意を図る枠組みの構築状況、外国人の受入環境整備の方針等について確認された結果、国において「本件提案を今年度内にできる限り前倒しして早急に実現できるよう、必要な措置について具体的な検討」を進めるよう取りまとめられた。

以上のとおり、本県は、国との協議を重ねながら、これまで示された課題に対応してきたところであり、本提案を早期に実現するためには、国家戦略特別区域会議において区域計画を変更の上、特定事業の認定が速やかに行われる必要があります。

期待できる効果

地域において、体系的に技能を身に付けた外国人材の確保が可能となる。

参考

1 本県の職業能力開発校の統合の概要

※「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画(令和3年3月策定)」に基づき実施

(1) 目的

富県躍進に向けたものづくり人材の育成を図ることを目指し、高等技術専門校の抜本的な再編整備を推進するもの

(2) 計画期間：令和3年度から令和10年度まで

(3) 再編整備の基本方針

- ①特色ある高等技術専門校づくりの推進
- ②効率的・効果的な職業訓練の実施（時代のニーズにマッチした訓練）
- ③企業・地域ニーズに対応した訓練の展開
- ④新時代に向けた基盤整備・イメージ向上

(4) 高等技術専門校の配置

若年者の人口減少、効率的・効果的な校運営の観点から、将来を見据え、現5校を廃止し1校に再編する。再編後の新設校は「現仙台高等技術専門校」に設置。

(普通課程訓練科 14科→11科 定員 300人→165人)

(5) 指導体制の充実

指導員の指導範囲の拡充に向けて派遣研修等を計画的に実施し、指導員の資質向上により訓練内容の充実を図る。

(6) 施設・設備の整備

施設の老朽化が著しいことから、新築を前提に早急な整備を推進するとともに、時代の変化に即した機器等の整備を積極的に図る。

(7) スケジュール

- | | |
|---------|----------|
| 令和4年 | 設計プロポーザル |
| 令和5～7年 | 基本・実施設計 |
| 令和8～9年 | 新築工事 |
| 令和10年4月 | 新設校開校 |



イメージパース（鳥瞰図）



イメージパース（ペDESTリアンデッキより）

2 外国人材の受入れ促進に関する協力覚書に基づく取組

本県では、外国人材の継続した送出し・受け入れに向け、

- ・令和5年3月にベトナム社会主義共和国、
- ・令和5年7月と令和7年8月にインドネシア共和国、
- ・令和6年12月にカンボジア王国

と覚書を締結して、毎年マッチングイベント等を開催しているほか、県内企業が優秀な外国人材を確保できるよう様々な取組を展開しています。



インドネシア共和国との覚書締結の様子
(みやぎジョブフェア2025 開会式にて)

「インドネシア人材 みやぎジョブフェア2025」



- ・県内企業、監理団体等 185 団体、インドネシア送出機関等 30 団体が参加
- ・県内 144 企業・587 人の求人に対し、295 人のマッチングに成功

マッチングイベント等開催実績

- R6.9 ジョブフェア in インドネシア (ジャカルタ)
- R7.8 インドネシア ジョブフェア (仙台市)
- R7.12 カンボジア フェア (仙台市)
- R8.4 カンボジア ジョブフォーラム (仙台市)

3 外国人材の定着に向けた日本語教育体制・生活環境の整備

(1) 全国2例目の公立日本語学校の開設

本県で受け入れた外国人材の定着に向け、日本語教育体制の充実を図っており、令和7年4月には日本語教育機関認定法施行後初の認定校となる「大崎市立おおさき日本語学校」を開校、地域との交流を通して風土や文化を深く理解した外国人材を育成しています。



おおさき日本語学校の授業風景と
地域住民との交流の様子

(2) 外国人県民のためのスマートフォンアプリ

本県で暮らす外国人材の生活環境向上のため、今年度内にスマートフォン上の県民公式アプリを多言語化し、命を守るための“防災アプリ”を利用できるようにするほか、ゴミ出し等、生活に身近な質問に答える“チャットボット”のリリースも予定しています。

(3) 国の新制度に呼応したキャンペーン

令和8年6月から始まる出入国管理庁の「特定在留カード」取得促進にもつなげるべく、県民公式アプリを活用したポイントキャンペーンも実施予定です。



みやぎ県民公式アプリ「ポケットサイン」を多言語化し、防災アプリの活用やポイントキャンペーンを実施

9 海岸保全施設（水門・陸閘）の適正管理に要する財政措置の拡充

【総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

提案・要望事項

本県が管理する水門・陸閘については、東日本大震災の教訓を踏まえ、多くを自動化、遠隔操作化したことに伴い、管理施設数の増加及び施設管理費用の増大が生じ、被災地特有の大きな課題となっていることから、今後増大する更新費について、国庫補助率のかさ上げや水門・陸閘の維持管理費用を地方交付税の算定基礎数値とするなど、財政上の支援措置を講じること。

現状・県の取組

東日本大震災を契機に、津波対策として新たな防潮堤の建設を進め、それに伴い震災前に821基あった水門・陸閘等について、その後の利用状況などを踏まえた統廃合や新設等により949基を整備しました。併せて操作員の安全確保のため、水門・陸閘等の自動化・遠隔化及び電動化の整備を行いました。

整備後は、水門・陸閘等の自動化・遠隔化及び電動化の機能を維持するため、限られた県単独費の予算の中で、職員自らが点検を実施するなど、施設の維持管理に努めているところです。

震災前後の比較

	水門・陸閘等の数			
		自動化・遠隔化	電動化	人力・無動力
震災前 (A)	821 基	16 基	26 基	779 基
震災後 (B)	949 基	211 基	132 基	606 基
B/A	1.2 倍	13.2 倍	5.1 倍	0.8 倍



谷川防潮水門



亀磯1号陸閘

課 題

施設の更新は令和9年度以降本格化し、更新費は令和11年度から年間約7億円、令和19年度以降は年間約10億円が必要となる見込みです。



また、東日本大震災前の水門・陸閘等の維持管理費は県全体で年間約1億円であり、その大半は河川の遠隔化防潮水門の費用でしたが、震災後は新たな管理費として、年間約4億円が必要となり、震災前の約4倍となっています。

【維持管理費の内訳】

○東日本大震災前における管理費内訳（水門・陸閘）

河川：68百万円、港湾：2.5百万円、漁港：0.2百万円、農地：22百万円

合計 92.7百万円

○東日本大震災後における管理費内訳（水門・陸閘）（R8見込み）

河川：77.7百万円、港湾：169.3百万円、漁港：141.7百万円、農地：8.0百万円

合計 396.7百万円

現行の財政支援では、今後本格化する更新時期に適切な対応が行えないため、国庫補助率のかさ上げに加え、適切な維持管理の実施に向け、河川や道路と同様、海岸堤防や水門・陸閘等を地方交付税の基準財政需要額の算定対象に位置付けるなど、恒久的な財政措置が不可欠です。

期待できる効果

被災地の復旧・復興の実情に応じた財政支援と必要な予算の確保により、水門・陸閘等の計画的な更新や適切な維持管理が可能となり、有事の際にその機能を確実に発揮させることで、県民の命と暮らしを守る安全・安心な県土の形成につながる。

10 障害福祉分野における十分な予算措置

【内閣府・財務省・厚生労働省】

提案・要望事項

障害児者の自立した生活の推進や障害福祉サービスの充実等を図るため、以下の点について、人件費や建築資材費の高止まり、近年の急激な物価高騰の影響を踏まえた十分な予算措置を講じること。

- 地域生活支援事業費等補助金について、対象経費に対する2分の1の国庫補助の確実な実施及び補助基準額の引上げに加え、日常生活用具給付や移動支援等の個別給付化
- 社会福祉施設等施設整備費補助金について、採択件数の増加及び補助基準額の引上げ

現状・県の取組

○地域生活支援事業費等補助金

本補助金は、障害児者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟かつ効果的・効率的な事業実施が可能であり、本県では、専門性の高い相談支援や社会参加支援などを、市町村では、日常生活用具給付等や移動支援などの事業を実施しています。

実施主体	国庫補助率	主な事業メニュー
県	1/2 以内 (県 1/2)	相談支援、意思疎通支援、サービス・相談等支援者育成 等
市町村	1/2 以内 (県 1/4 以内、市町村 1/4)	日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス 等

○社会福祉施設等施設整備費補助金

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むための支援及び障害者の地域生活移行を推進するため、その受け皿となるグループホームの創設や地域生活移行が困難な方のための入所施設の建替など、社会福祉法人等が行う施設等の整備に要する費用の一部を補助する事業を実施しています。

実施主体	国庫補助率	主な事業メニュー
社会福祉法人等	補助対象経費の3/4のうち 国 2/3 以内 (県 1/3)	創設、増築、改築、大規模修繕等、避難スペース整備、スプリンクラー設備等整備等

課 題

○地域生活支援事業費等補助金

本補助金は、障害児者が日常生活を送る上で不可欠なサービスが対象ですが、十分な補助額が確保されていないのが現状です。本来2分の1である国の補助率は、総事業費に対して県事業分は約4割、市町村事業分は約3割で推移しているほか、補助メニューの一部では、補助基準額の単価が長年見直されず、近年の賃金や物価等の高騰が反映されていないため、自治体の財政負担が過大となっています。

＜県地域生活支援事業費等の推移＞



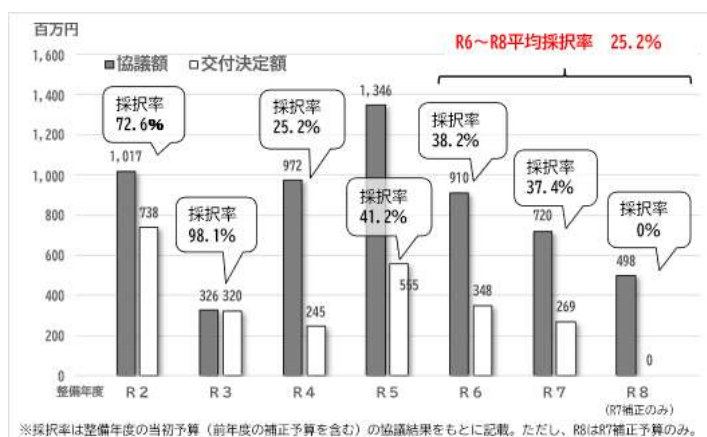
＜市町村地域生活支援事業費等の推移＞



○社会福祉施設等施設整備費補助金

直近3か年における国庫補助協議に対する採択率が、金額ベースで平均約25%にとどまるなど、要望の多くが採択されない状況が継続しています。また、補助基準額と補助対象経費の差額は法人が負担しており、施設整備の停滞を招いています。

＜社会福祉施設等施設整備費国庫補助金採択状況＞



期待できる効果

県や市町村の財政負担の軽減が図られるほか、法人による施設整備が促進されることで、障害児者の自立した生活の推進や障害福祉サービスの充実が可能となる。

11 広域防災拠点の整備

【内閣府・財務省・国土交通省】

提案・要望事項

- 宮城野原広域防災拠点の整備完了までに必要な予算措置を確実に行うこと。
- 東北圏を対象とする中核的な広域防災拠点を本県内に整備すること。

現状・県の取組

○宮城野原広域防災拠点の整備状況

先の東日本大震災は、沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、県内では1万人を超える死者と1,300人近くの行方不明者を出すなど、未曾有の大災害となりました。

震災時の医療活動においては、被災した沿岸部の医療機関では対応困難な傷病者の内陸部や県外の医療機関への搬送に時間を要しました。

また、救急・救助・消防活動では、広域支援部隊の集結場所等が定まっていなかったことや初動期の情報不足により、被災地への効率的な部隊人員の投入が困難となりました。

さらに、救援物資等の集配における大規模な物資集積拠点が県内に存在しなかったため、全国からの大量の救急物資の取扱いに混乱が生じ、被災地のニーズに応じた適時適切な集配に支障を来しました。

これらの教訓を踏まえ、今後発生し得る大規模災害時において効果的に対応するため、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」などが必要であることから、本県では平成26年度から都市公園事業により宮城野原地区（現JR貨物仙台貨物ターミナル駅）に広域防災拠点の整備を進めてまいりました。



位置図



広域防災拠点整備イメージ図

○国の中核的な広域防災拠点に係る動向

平成 28 年 3 月に策定された東北圏広域地方計画においては、「東北圏を対象とする中核的な広域防災拠点の調査・検討を進める」とされています。

一方、令和 8 年 5 月に公表された東北圏広域地方計画の原案では、「中核的な広域防災拠点」について明記されていないものの、「政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう調査・検討を進める」とされています。本県としては、中核的な広域防災拠点の必要性が同計画に位置付けられ、本県内への整備が実現するよう、継続して要望してきました。

課 題

○宮城野原広域防災拠点の整備における課題

昨今の気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する巨大地震等に対する本県の防災機能強化を図る上で、宮城野原広域防災拠点の必要性はさらに高まっており、現在、広域防災拠点整備の前提となる、JR 貨物仙台貨物ターミナル駅の令和 11 年度までの移転完了に向けた工事が進められていますが、移転工事が本格化する中、事業を計画どおりに推進する上で必要な予算の確保が課題となっています。



○国の中核的な広域防災拠点の必要性

東日本大震災や令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえつつ、今後起こり得る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などに対応するためには、被災地の災害対応を円滑に支援することが重要となります。そのため、広域災害発生時においては、国の危機管理機能を速やかに設置し、相互連携を図り支援活動を迅速かつ円滑に行うための「中核的な広域防災拠点」の整備が重要となります。

期待できる効果

国が調査・検討を進める「中核的な広域防災拠点」と、本県が整備する「宮城野原広域防災拠点」が緊密に連携し、さらに圏域や地域の防災拠点とも相互に補完し合うことで、本県及び東北全体の重層的な支援体制が構築される。

これにより、大規模災害時においても、国の高度な司令塔機能と地方の実働機能が一体となって機能し、被災地のニーズに即応した円滑な災害対応が実現する。

12 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新及び市町村を含めた下水道施設の老朽化対策・耐震化に係る財源の確保

【内閣府・財務省・国土交通省】

提案・要望事項

下水道施設は、衛生的で快適な生活環境等を支える重要な社会資本であることから、民間の力を活用した経営安定化への推進に向け、以下の措置を引き続き講じること。

- ① 下水道事業における官民連携事業の全国展開に向けた、コンセッション関連事業へのインセンティブ設定を継続すること
- ② 改築更新費用並びに県及び市町村の下水道施設の老朽化対策・耐震化費用の財源を十分に確保すること

現状・県の取組

下水道は、公共用水域の水質保全等を担う生活に不可欠な社会資本であり、住民の安全・安心で快適な生活を支える重要な役割を担っています。しかしながら、人口減少や節水型社会に伴う使用料の減収が見込まれます。

そのため、本県では、令和4年4月から上水道・工業用水道・流域下水道の水道3事業において、民間のノウハウを最大限活用するコンセッション事業である「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」を導入し、人手不足の解消や老朽化への対応、コスト縮減などの課題解決に取り組んでいます。



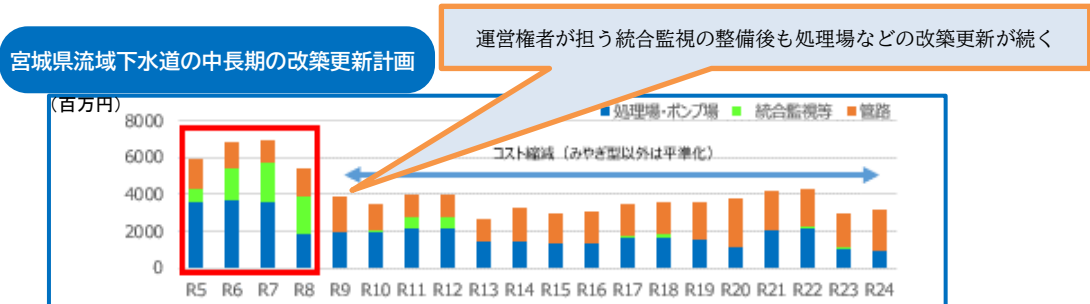
また、埼玉県八潮市などの下水道管の破損に起因する道路陥没事故を踏まえた下水道管路の老朽化対策や、能登半島地震を踏まえた下水道施設の耐震化など、多くの課題を抱えており、県及び市町村では、計画的な調査・点検や修繕などに取り組んでいます。

課 題

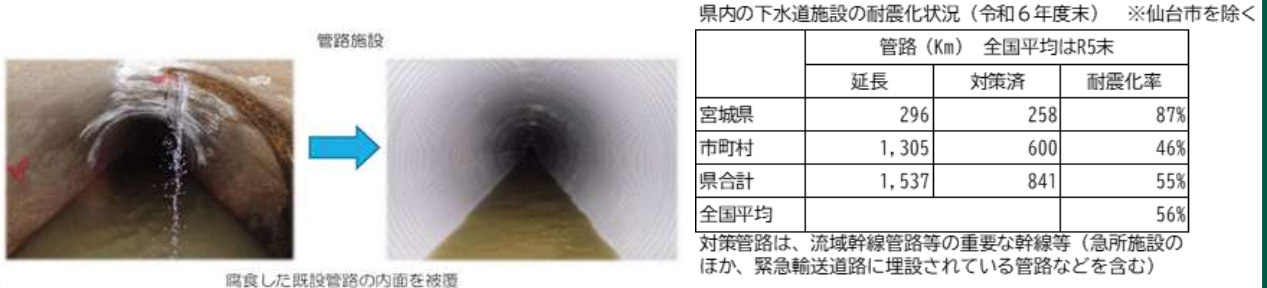
本県では、初期に整備した管渠等の下水道施設が 50 年を迎え、老朽化対策としての適切な管理や大規模な災害に備えた施設の耐震化が課題となっています。

そのため、中長期の改築更新計画であるストックマネジメント計画や耐震化計画を策定し、予防保全による費用の低減や平準化を図るとともに、更なるコスト縮減のため「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」を適用している流域においては、D X等の民間の技術力等を最大限活用する統合型広域監視制御システムやWi-Fi センシング等の整備を進めているところです。

統合型広域監視制御システム等の整備については、令和 8 年度での完了を見込んでいますが、施設の改築更新等は、令和 9 年度以降も続くことから、その予算確保が大きな課題となっています。



また、施設の適切な維持管理及び計画的な老朽化対策を実施するためには、調査・点検などに対する補助率のかき上げや修繕に要する費用への国の支援が不可欠であるほか、上下水道耐震化計画に基づく耐震化を着実に進めるためには、耐震化事業への補助率のかき上げなどの補助制度の拡充が必要です。



期待できる効果

国からの継続的かつ十分な財政支援が、コンセッション事業の全国展開に向けたインセンティブになるとともに、下水道施設の計画的な改築更新と効率的で安定的な管理運営が可能となる。

県及び市町村の老朽化対策・耐震化の着実な実施により、県民生活の安全・安心と、富県躍進を支える重要な社会インフラである下水道の持続的なサービスの提供へつながる。

13 学校給食費の無償化

【総務省・財務省・文部科学省】

提案・要望事項

令和8年度から公立小学校の給食費の抜本的な負担軽減が実施されたが、今後も実態に合わせてその基準額を拡大するとともに、私立小学校及び公立・私立中学校の給食費についても、公立小学校と同様に実質無償化すること。また、その経費については地方財政措置を含めて、全額国の負担で措置すること。

現状・県の取組

令和8年4月から、公立小学校の学校給食に係る食材費を、国と都道府県が2分の1ずつ負担し、抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）が行われることとなりました。

国の補助基準額は、小学校では1人あたり月額5,200円、特別支援学校小学部では6,200円であり、超過分の負担については、学校設置者である県及び市町村の判断となりますが、本県では、県及び県内全市町村が超過分を負担し、保護者負担はありません。

県教育委員会では市町村に対し、速やかに補助金等を交付するとともに、県立特別支援学校小学部では、保護者負担が生じないように、上限額を超過する食材費についても上乘せして交付し、保護者負担の更なる軽減を図っています。

なお、公立中学校では、県内35市町村中19市町村で給食無償化を実施しています。

課題

各市町村及び特別支援学校小学部では、給食価格の高騰などにより給食費が国の補助基準額を超えている実態があり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や一般財源で補助基準額超過分を補填しています。

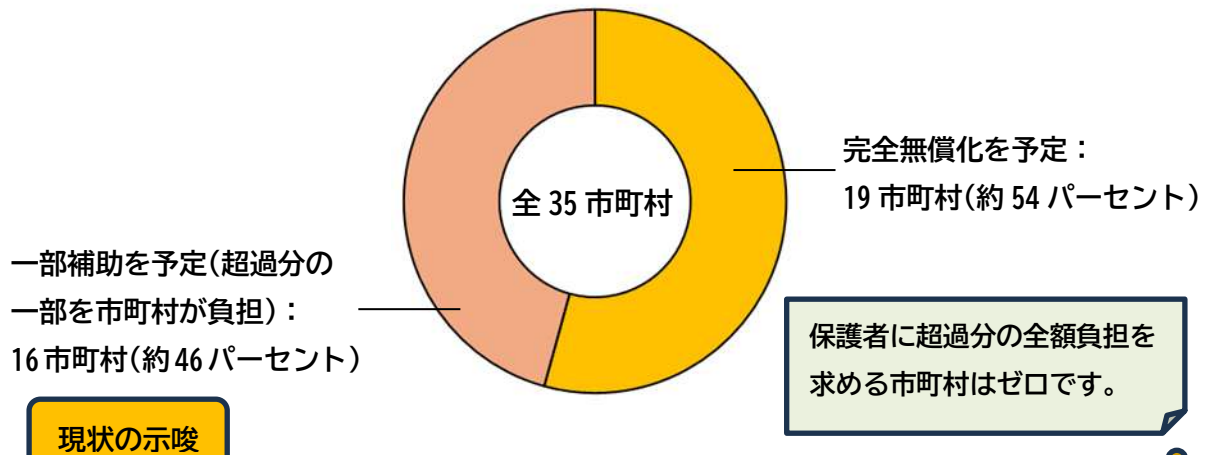
食材価格の高騰が続く中で、補助基準額が据え置かれた場合、おかずの品数削減や安価な食材への切替などにより、栄養バランスや質・量に影響が出るおそれがあります。

また、県内の公立中学校では、35市町村中16市町で保護者が給食費の一部を負担しており、私立小中学校においては、保護者が給食費を負担しています。

栄養バランスの取れた給食例



学校給食費に係る県内市町村対応状況（公立中学校）



すべての市町村が保護者の負担を回避すべく尽力していますが、自治体の財政力によって「完全無償化」か「一部補助」かの対応が二分されており、県内での格差が生じつつあります。

期待できる効果

保護者の経済的負担を軽減し、教育機会均等と少子化対策に寄与することができる。また、財源が確保されることにより、給食の質が維持され、子供の健康増進や食育の充実も期待できる。

さらに、公私を問わない無償化は、家庭環境に左右されない学びの基盤を整えることができる。

14 防災庁の地方機関等の県内への設置

【内閣府・復興庁】

提案・要望事項

国が設置を検討している防災局や防災大学校（仮称）を本県に設置すること。

現状・県の取組

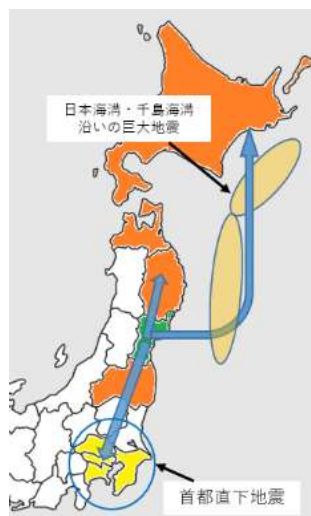
本県は、東日本大震災からの復旧・復興事業等を通じて蓄積した防災に関する多くの経験と知見を活かし、事前防災や防災教育、他県で大規模災害が発生した場合の積極的な被災地支援に取り組んでまいりました。また、立地面・環境面では、首都直下地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定地域へのアクセス性に優れているほか、東北大学災害科学国際研究所や宮城県多賀城高等学校災害科学科など、防災人材の育成環境も充実しており、防災局及び防災大学校（仮称）の設置に適した環境が整っています。

さらに、令和7年度には、同じく地元設置を希望する仙台市とともに誘致の要望活動を実施しました。令和8年5月には、「宮城県・仙台市防災局等誘致推進協議会」を設立し、県・市両議会、国立大学法人東北大学、仙台商工会議所、一般社団法人仙台経済同友会といった産学官の関係機関が連携して防災局及び防災大学校（仮称）の誘致に向けた活動を行っています。

【本県設置の優位性の例】



沿岸市町・県全体の復興のイメージ



大規模災害の被害想定地域との立地関係



東北大学災害科学国際研究所（仙台市）

【仙台市等との連携】



県・仙台市・県議会・市議会による
4者合同要望活動（令和8年1月9日）



宮城県・仙台市防災局等誘致推進協議会
設立総会・第1回協議会（令和8年5月26日）

課 題

- 今後起こり得る大規模災害に備え、我が国の防災体制を一層強化するには、地域防災力の強化や専門知識を有する人材の育成が必要であり、徹底した事前防災や、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁の役割は非常に重要となります。地方機関である防災局や防災大学校（仮称）においても、こうした防災庁の役割を踏まえ、地域の関係機関と連携した取組の実施が求められます。また、東日本大震災の被害を二度と繰り返さないためにも、防災庁には、被災自治体と連携し、東日本大震災の教訓を踏まえた防災の取組を発信いただくことが求められます。
- 令和7年12月26日に閣議決定された「防災立国の推進に向けた基本方針」では、「まずは、防災庁本庁の設置を先行しつつ、地方機関が担うべき機能やその適地についても並行して検討を進める」とされており、現時点における防災局等の具体的な機能や設置の基準等の詳細は明らかになっていません。

期待できる効果

防災局が本県に設置された場合には、東日本大震災等で培った経験や知見を活かし、防災局と連携しながら、東日本大震災の教訓を全国に発信する役割を担うことができる。また、首都圏や北海道・東北地方などで大規模災害が発生した際には、国と連携した迅速な応援活動の実施が期待できる。

加えて、防災大学校（仮称）では、東北大学をはじめとする学術・研究機関と連携した効果的な防災研究の推進や防災教育の実施が期待できる。

15 自然増と社会増の両面からの人口減少対策の強化

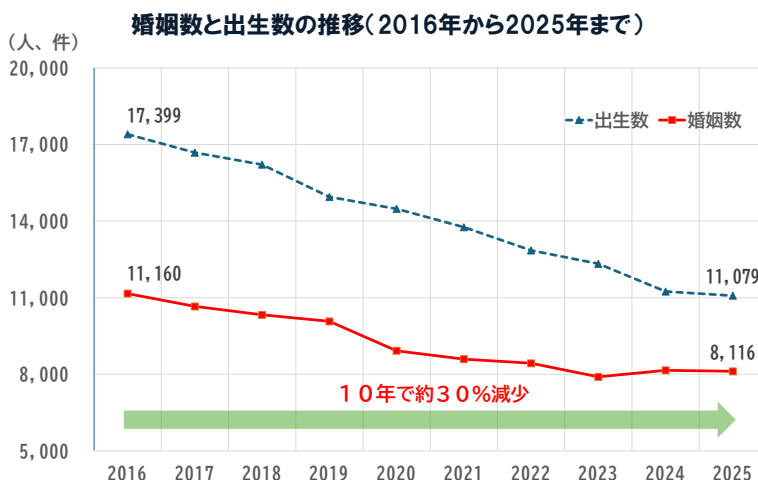
【内閣府・厚生労働省】

提案・要望事項

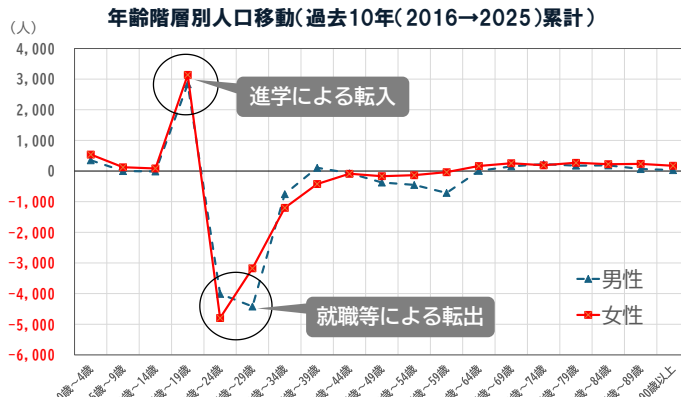
- 急激な人口減少に歯止めをかけるため、子育てに係る負担軽減に向けた「子ども医療費助成」や「幼児教育・保育の無償化」などの基幹的な経済的支援を全国一律で受けられるよう、国の責任と財源において早期に実現すること。
- 東京一極集中を是正し、若者・女性にも選ばれる地方をつくるため、地域未来交付金の十分な予算措置を講じるとともに、移住支援金制度について、移住元の居住地要件を東京 23 区内から東京圏へ拡大するなど、地方が地域の実情に応じて実施する社会増対策に対する支援を継続・強化すること。

現状・県の取組

- 本県の人口は平成 15 年の約 237 万人をピークに減少が続いており、令和 7 年には約 223 万人となっています。
- 自然減については、婚姻数、出生数ともに平成 28 年から令和 7 年の 10 年間で約 3 割以上減少し、令和 7 年の合計特殊出生率は令和 6 年と同じく過去最低の 1.00 となっています。このため、AI マッチングによる婚活支援や不妊検査・治療への助成、市町村が実施する子どもの医療費助成制度や子育て支援サービス等の利用者負担軽減事業に対する補助など、結婚から出産、子育てまで幅広く応援する環境整備に取り組んでいます。



- 社会減については、10代後半の人口が進学による転入超過となっている一方、20代前半の人口は就職等により、それを上回る転出超過となっています。このため、質の高い雇用の創出に向けた企業誘致や、県外学生の本県への就職活動支援、外国人材の受入促進に向けたマッチングイベントの開催に加え、令和8年度からは若者、とりわけ女性に魅力ある地域づくりへ向け、県内企業の「えるぼし認定」の取得に向けた支援を拡充するなど、様々な取組を地域未来交付金も活用しながら進めています。



みやぎジョブフェア in インドネシアの様子

課題

- 子育て世帯の負担軽減に向けた「子ども医療費助成」や「幼児教育・保育の無償化」などの基幹的な経済的支援については、地方公共団体の財政力による地域間格差が生じないように、国が主体となって取り組む必要があります。

子ども医療費に対する助成の実施状況(単位:都道府県)

対象年齢	(単位:都道府県)		所得制限	
	通院	入院	通院	入院
実施都道府県数計	47	47	所得制限なし	26
4歳未満	0	0	所得制限あり	20
5歳未満	1	0	その他(※)	1
就学前	17	13	一部自己負担	通院
9歳年度末	4	1	自己負担なし	13
12歳年度末	4	4	自己負担あり	33
15歳年度末	8	15	その他(※)	1
18歳年度末	12	13		
その他(※)	1	1		

(※)交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。交付金の規模は12歳年度末までに相当。

- 地方においては、平成26年以降、地方創生の取組を進めてきましたが、東京一極集中の大きな流れを変えるには至っていません。日本全体の成長は、地方の発展を通じてこそ実現されるものであり、そのためには地方が地域の実情に応じて行う多様な取組を継続・強化する必要があります。

期待できる効果

地域間格差のない子ども・子育て支援等の自然減対策、人口流出に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくる社会減対策に取り組むことが可能となる。

16 デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保

【デジタル庁・総務省】

提案・要望事項

自治体が標準準拠システム及びガバメントクラウド環境へ安心して円滑に移行し、その後の安定的な運用を継続できるよう、以下の措置を講じること。

① 基金の確実な延長と必要な財政支援の継続

「情報システム標準化・クラウド移行推進基金」の対象期間を、全自治体において標準準拠システムへの移行が完了するまで確実に延長するとともに、データ移行や現行システムの改修等に要する経費に対し、引き続き必要な財政支援を行うこと。

② ランニングコスト等への十分な財政措置

移行後のガバメントクラウド利用料や接続回線費用、標準準拠システムの保守運用費等のランニングコストについて、多くの自治体において負担の増加が見込まれることから、自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、地方交付税措置を含めた適切な財政措置を講じること。

現状・県の取組

国においては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民生活に直結する基幹系 20 業務に関し、標準仕様に準拠して開発された「標準準拠システム」の利用を自治体に義務付けています。

また、全国規模のクラウド基盤である「ガバメントクラウド」への移行についても、令和 7 年度末までの原則移行の方針に基づき、各自治体が鋭意取り組んできたところです。

課 題

これまで、期限までの移行が困難なシステムに対する特定移行支援システムとしての支援や、移行経費支援の財源となるデジタル基盤改革支援基金の積み増し、運用経費の地方交付税措置など、一定の配慮をいただいているところですが、移行経費の総額やそれに応じた財政措置が不明確であるほか、移行後の運用経費の恒常的な増大も懸念され、依然として自治体では財政面での不安を抱えています。

しかしながら、令和9年度以降も、大規模システムや複雑なカスタマイズを施したシステムの移行作業が継続する自治体は少なくありません。

依然として移行経費の総額が見通せない不安に加え、移行後のガバメントクラウド利用料や回線費、標準準拠システムの運用保守費といったランニングコストが、従来の個別運用時よりも増大し、自治体の財政を圧迫することを懸念する声が多く自治体から上がっています。

期待できる効果

本提案・要望が実現し、上記課題が解決された場合、以下の効果が期待できる。

○基幹系システム標準化の確実かつ円滑な完遂

移行経費に対する適切な支援が担保されることで、大規模・複雑なシステムを抱える自治体や、ベンダー調整に時間を要している自治体においても、財政的な困窮による停滞を招くことなく、令和7年度以降の「特定移行支援期間」内に確実に標準準拠システムへの移行を完了させることが可能となる。

○地方自治体の財政基盤の安定と行政サービスの維持

ガバメントクラウド利用料や回線費等のランニングコストに対する適切な財政措置により、システム維持費の過度な増大が、福祉・教育・子育て支援等の他の住民サービスを圧迫する事態を回避できる。

これにより、全国どの自治体に住んでいても、デジタル化の恩恵を受けつつ、安定した行政サービスを継続して享受できる環境が維持される。

○人的リソースの「攻めのDX」へのシフト

運用コストや移行経費の不安が解消されることで、自治体職員はシステム維持管理の調整業務から解放され、標準化されたデータを活用した住民の利便性向上や地域課題の解決といった、本来の目的である付加価値の高いDX施策（窓口DX、データ利活用等）に注力することが可能となる。

17 学校施設環境改善交付金における制度拡充

【財務省・文部科学省】

提案・要望事項

学校施設は公教育を支える基盤であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす極めて重要な施設であることから、子どもたちの安全・安心な教育環境の実現を図るため、以下の措置を講じること。

- 近年の公立学校施設整備事業の増加を踏まえ、令和9年度以降は、市町村が計画する事業を年度当初から円滑かつ確実に実施できるよう、学校施設環境改善交付金について、当初予算による十分な財源確保と早期の事業採択を行うこと。

現状・県の取組

- 本県の令和8年4月時点の交付金採択状況は87.4%（97件／111件）であり、令和7年度（23.1%）から64.3ポイント増となりましたが、採択事業の99%は、令和7年度本省繰越予算による採択となっています。

年度	要望数	採択保留数	採択事業数	予算内訳
R7	229件	27件	202件	139件（R6本省繰越）
				43件（R7補正）
				20件（R7当初）
R8	111件	14件	97件	96件（R7本省繰越）
				1件（R8当初）

- 一方で、令和7年度に採択された事業202件のうち、139件は令和6年度本省繰越予算による採択であり、うち11件は令和8年度事業へ事故繰越を要望しました。

しかし、事故繰越を要望した事業のうち2件が東北財務局から事故事由不備により繰越が認められず、国庫補助対象外となり、全額地方負担となりました。

本省繰越採択事業数	取止事業数	完了事業数	事故繰越要望数	事故繰越内訳	
				承認数	不承認数
139件	2件	126件	11件	9件	2件

- 令和7年度本省繰越予算により令和8年度に採択された事業については、市町村が計画的に整備を進め、事業が年度内に完了するよう支援していきます。

課 題

- 県内の学校施設は昭和時代に建築された建物の割合が 50%を超えており、安全面に不安を抱える施設や、機能面で不十分な施設が多いため、老朽化対策は急務です。

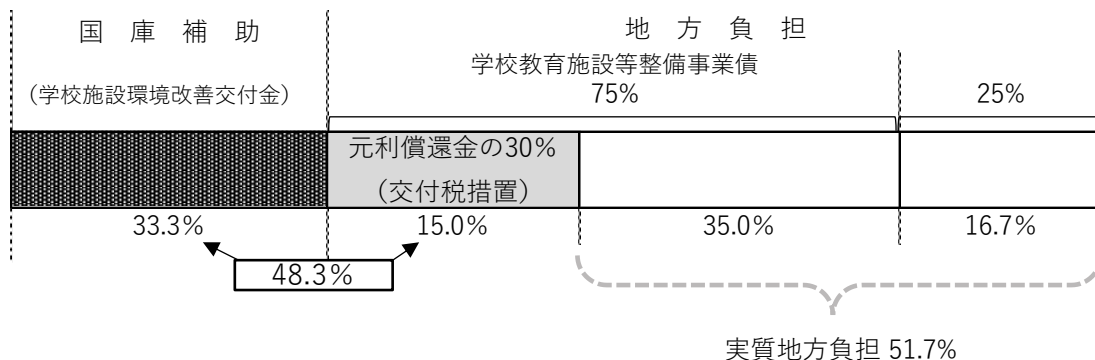


S40 年代建築 13%
 S50 年代建築 28%
 S60 年代建築 10%
 ⇒昭和時代に建築された校舎の割合が 50%超

- 今後、公立学校施設整備事業の増加が見込まれる中、採択が保留となれば、児童・生徒が校舎内に不在となる夏季休業期間中に工事を予定している市町村では、工事着手時期を変更せざるを得なくなり、工期の延長による年度内完了の困難化や事故繰越のリスクなど、学校施設の環境整備に著しい支障が生じることになります。
- 学校施設環境改善交付金は、整備費の一部を国が補助する制度ですが、本省繰越予算で採択された事業が事故繰越を認められなかった場合、全額が地方負担となり、地方財政の圧迫が懸念されます。

(交付金の財源負担のイメージ)

■ 学校教育施設等整備事業債：大規模改造事業（教育内容,空調,トイレ等）〈算定割合1/3の場合〉



期待できる効果

各市町村の施設整備が計画的に実施されることで、子どもたちの安全・安心な教育環境の実現を図ることができる。

18 病院再編に係る地域医療介護総合確保基金の確実な配分

【財務省・厚生労働省】

提案・要望事項

仙台医療圏が抱える課題解決と地域医療構想推進のため、本県が取り組む県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合について、近年の著しい建設費高騰によって、事業が財源不足により頓挫することがないよう、引き続き本県の地域医療介護総合確保基金積立計画に対応した交付金を配分すること。

現状・県の取組

▼仙台医療圏が抱える課題と病院再編構想

【仙台医療圏】

- 救急医療：仙台市外の患者6割超が病院の集中する仙台市内に搬送
- 周産期医療：周産期母子医療センターの偏在
- 災害医療：DMAT派遣体制の拡充

【県立がんセンター】

- がん患者の高齢化に伴う合併症対応

【仙台赤十字病院】

- 近隣他病院との競合等による経営難や施設老朽化による存続危機

課題に対応

▼統合新病院の基本計画を公表（R8.1）

県立がんセンター（名取市・373床）

がん医療

仙台赤十字病院（仙台市・350床）

救急医療 周産期医療 災害医療

統合新病院

（名取市・400床）

がん医療 救急医療

周産期医療 災害医療

令和12年度開院予定

進化します！

- ✓ がんと併発疾病をまとめて治療
- ✓ 救急車の受け入れ 1.5倍に拡充
- ✓ 名亘地域[※]の救急搬送時間短縮

※名取市、岩沼市、亘理町、山元町

維持します！

- ✓ 高度ながん医療
- ✓ 35診療科・年間4千件の手術体制
- ✓ 安心な出産を支える周産期医療
- ✓ 災害医療の中核拠点機能

放射線医療・ゲノム治療など

課題

県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合において、全国的な著しい建設費の高騰により、事業費が基本構想時点の300億円から、基本計画では486億円と大幅に増大し、資金不足による事業の停滞が懸念されることから、建設費の高騰分を支えるための財源確保が急務となっており、引き続きの基金の確実な配分が不可欠である。

▼建設費高騰の状況 (単位：億円)

項目	基本構想 (R6.11)	基本計画 (R8.1)	増減
1 設計・管理費	210	12	+141
2 建設事業費		339	
3 医療機器等整備費	51	59	+41
4 情報システム整備費		33	
5 その他	39	43	+4
合計	300	486	+186

事業費増
に対応する
財源確保

▼建設費高騰の他事例

公立沖縄北部医療センター:450床	基本計画(R4.3) → 着工時点(R8.1)	279億円	186%	520億円
みのお箕面市新市立病院(大阪府):390床	基本構想(R5.2) → 基本計画(R6.3)	325億円	166%	539億円

162%増

▼事業費の財源計画 (単位：億円)

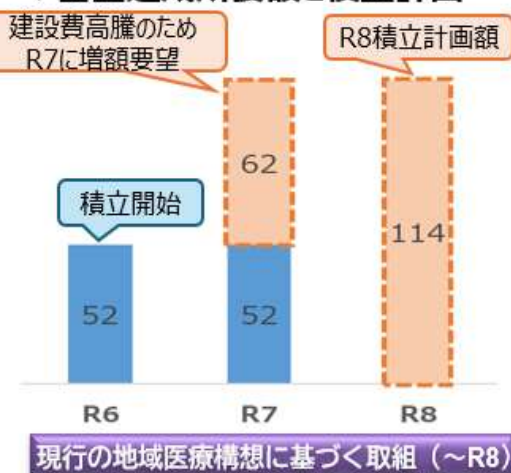
内容	金額
補助金	266
地域医療介護総合確保基金	266
医療提供体制整備交付金	3
補助金	108
宮城県による財政支援	108
以外	108
日本赤十字社	108
合計	486

▼基金積立額の内訳 (単位：億円)

事業区分	内容	金額
I-1	統合新病院の整備費	260
	がんセンター開院に向けた経費	20
	小計 R8まで積立計画分→	280
I-2	病床機能・病床数の変更(日赤)	6
	”(がんセンター)	8
	小計 R13以降に積立予定→	14
合計		294

R8までに計約280億円
事前に積立

▼基金造成所要額と積立計画



【基金積立の方針】

令和12年度中の開院を目指し、建設工事の本格化が見込まれる令和9年度に向けて必要な財源が確保できるよう積立を進める。なお、国において、他自治体の申請状況等により積立時期の調整が必要となる場合には、必要額の確保を前提としつつ、柔軟に対応させていただく。

期待できる効果

本県の病院再編は、単なる病床削減や病院間の連携等に留まらず、政策医療を担う医療機関の適正配置や最適化、厳しさを増す医療環境下での抜本的な経営改善まで視野に入れたものであり、全国的に同様の課題を抱えている状況において、地域医療構想の実現に向けたモデル的な取組として波及し得る。

19 職業能力開発校設備整備費等補助金に係る 十分な予算措置

【財務省・厚生労働省】

提案・要望事項

県内に5校ある職業能力開発校を1校に再編整備する事業を推進するに当たり、令和9年度までの継続的な財政支援が必要であることから、職業能力開発校設備整備費等補助金の財源を十分に確保すること。

現状・県の取組

本県の職業能力開発校は、企業の大部分を占める中小企業の、主に建設業や製造業部門の若年技能者を養成するため、新規高等学校卒業者等を対象とした職業訓練を実施し、本県産業の発展に寄与してきました。

しかし、多くの施設が老朽化していることに加え、近年の少子化等に伴う入校者数の減少や、企業においては事業の高度化・複雑化が進み、求める人材も幅広い対応力や高度で実践的な技能・知識を備えた技能者へと変化していることから、公共職業能力開発施設としての将来的なあり方を検討する必要性がありました。

このため、効率的・効果的な運営の観点から、令和3年3月に現在の5校を1校に再編する「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」を策定し、令和10年4月の開校に向けて新設校の整備を進めています。



【建物築年数】

校名	白石	仙台	大崎	石巻	気仙沼
新築年	平成13年	昭和43年	昭和43年	昭和41年	昭和49年
経過年数	24年	56年	56年	59年	50年



課 題

職業能力開発校の再編整備については、令和10年4月の新設校開校に向けて、令和6年度から改修工事及び新築工事に着手し、あわせて職業訓練で使用する機械器具の発注も開始しました。

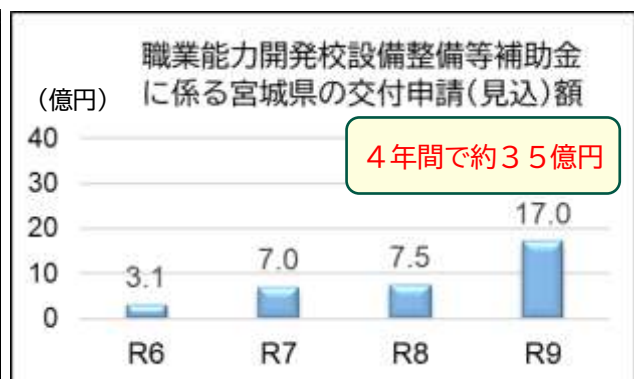
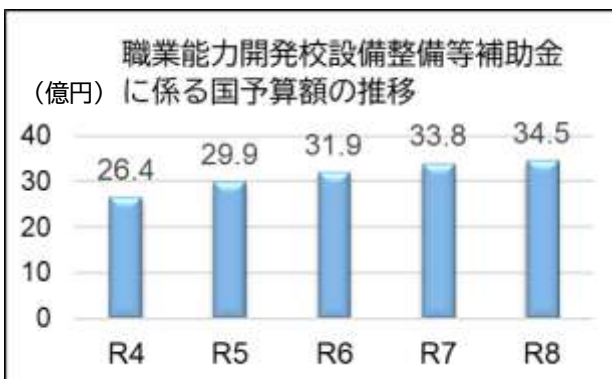
このため、令和6年度から令和9年度にかけて、本県が申請する「職業能力開発校設備整備費等補助金」の総額は4年間で約35億円に上る見込みであり、特に、ピークとなる令和9年度は単年度で約17億円の交付申請を予定しています。一方、国の当該補助金の予算額は、この数年、単年度当たり総額30億円程度で推移しており、現状では内示額が交付申請額を大きく下回ることが想定されます。

全体事業費(概算)

196億円

(単位:億円)

区分	事業費 (当精謀算定)	国庫	県債				公共施設等整備基金・一財
			109				
新設校整備	154	23	公適債 (68)	公共債 (8)	一単債 (32.4)	石綿債 (0.6)	22
機器整備	28	12	—	—	—	—	16
廃止校解体	14	—	—	—	11	—	3
合計	196	35	68	8	43	1	41



県内産業の持続的な成長を支える産業人材を育成・確保していくためには、当該再編事業を計画的に進めるとともに、令和9年度までの継続的かつ十分な財政支援が必要であることから、事業が滞りなく執行できる予算総額の確保が求められます。

期待できる効果

- 国からの継続的かつ十分な財政支援を得ることで、時代に即した施設整備を計画的に推進し、令和10年4月の開校に向けた新設校の整備が可能となる。
- 富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進のために、地域のニーズを踏まえた産業人材の育成・確保を図ることが可能となる。

20 質の高い教師の確保のための環境整備

【文部科学省】

提案・要望事項

子供たち一人一人にあったきめ細やかな教育・支援を実現し、教員がやりがいを持って働くことのできる環境を整備するため、以下の支援等を講じること。

- ① 教員業務支援員、学習指導員、校内教育支援センター支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充等、働き方改革を総合的に推進するために必要な予算措置の拡充
- ② 学校の働き方改革推進のための教育委員会事務局の体制強化に必要な財政措置
- ③ 教員免許状保有者の確保のための教育課程の在り方の見直しや教員養成大学の機能強化

現状・県の取組

本県では、教育職員の客観的な勤務時間の管理、支援スタッフの配置や部活動の適正な時間設定などに取り組み、働き方改革に一定の進捗はみられるものの、依然として一部の教員の在校等時間が長時間に及んでいる状況は解消されておらず、道半ばの状況であると認識しています。

そのため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受け、県及び市町村教育委員会において、それぞれ業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、時間外在校等時間に関する目標やワーク・ライフ・バランスの向上に関する目標を掲げて、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等に取り組んでいくこととしています。

また、教員採用選考の受験者数については、平成27年度の3,345人から令和7年度は1,295人と、約6割も減少しており、教員のなり手不足による教師の質の低下等が懸念される状況です。

<県が掲げる目標値>

目標		
1. 時間外在校等時間		
項目	令和6年度	令和12年度
月45時間以下職員割合	69.6%	100%
1ヶ月平均時間	35.5h	30h程度※
年360時間超職員割合	54.0%	30%以下※
※令和11年度までの達成を目指す指標		
2. ワーク・ライフ・バランス		
項目	令和6年度	令和12年度
年休平均取得日数	13.7日	15日以上
男性育休取得率	41.1%	85%※
※令和11年度までの達成を目指す指標		

・教育職員免許状（普通免許状）授与状況

平成27年度 3,630件 令和2年度 3,340件 令和7年度 3,698件

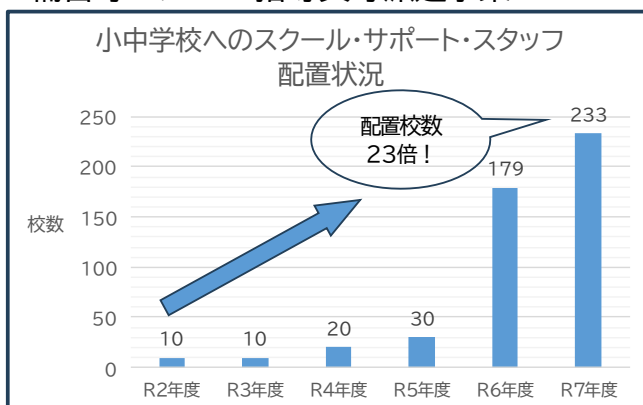
・教員採用選考の受験者数

平成27年度 3,345人（採用倍率5.4倍） 令和2年度 1,645人（採用倍率3.1倍）
令和7年度 1,295人（採用倍率3.2倍）

課題

- ① 市町村立小中学校、県立高等学校において教職員の働き方改革を推進するためには、支援スタッフの雇用等、学校における働き方改革を総合的に推進するために必要な財源を確保することが重要です。そのためには、「補習等のための指導員等派遣事業」など、引き続き、国の財政的支援が必要です。

<補習等のための指導員等派遣事業>



<令和7年度における配置実績>

- スクール・サポート・スタッフ
⇒24市町村、233校
- 副校長・教頭マネジメント支援員
⇒5市町村、6校
- 学習指導員等の配置
⇒7市町村10校（小中学校）
県内8校（高等学校）

- ② 改正給特法では、都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとされています。県教育委員会が県立学校や市町村教育委員会の伴走支援等を行っていくためには、県教育委員会事務局の体制強化が必要であり、さらに、小中学校における取組を推進するためには市町村教育委員会事務局の体制強化も重要であるため、国の財政的支援が必要です。
- ③ 教員免許状保有者を質・量ともに確保するため、教員免許状がより取得しやすくなるよう、免許状取得に係る必要単位数の精選や社会人・教職課程以外の学生等が教職に参入しやすい柔軟な履修制度の整備を進めるとともに、実践的指導力を備えた教員志望者を養成するため、ICT活用や特別支援教育などの現代的課題に対応したカリキュラムの必修化や履修内容の充実などが必要です。

期待できる効果

- 国の財政支援により教育環境が整備され、教育職員が心身ともに充実した状態で、日々、生き活きと子供たちと接することができ、教育活動の質の向上が図られる。
- 教員免許状保有者を質・量ともに確保することにより、学校現場における現代的課題への対応やより質の高い教育活動の展開が図られる。

予算措置等を求める要望書

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
震災関連		
1	福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水・風評被害対策 ※	62
2	福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援	62
3	国際リニアコライダー（ILC）の実現	63
4	中国・韓国・香港などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	63
5	水産加工業の復興に向けた支援 ※	64
6	災害援護資金の債権管理に係る要件緩和と財政支援	64
7	「防災教育と災害伝承の日」の制定及び活動拠点の整備	64
8	中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保	65
9	移転元地の利活用促進等によるなりわいの再生	65
10	東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設	65
11	東日本大震災復興関連事業への財政支援の継続等	66
12	緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置	66
13	被災者の心のケア対策のための財源確保	66
14	次世代漁業人材の確保に向けた支援の継続 ※	66
15	栽培漁業種苗放流支援の継続 ※	67
16	県外産きのこ原木等の安定調達に対する支援と補償への対応	67
17	被災事業者への金融支援の継続	68
18	二重債務問題対策に係る支援の継続	68
19	災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続	68
20	放射能に汚染された廃棄物の処理 ※	68
21	除去土壌等の処分 ※	69
22	被災市町村の国民健康保険制度に対する予算措置	69
23	被災漁業者等に対する金融支援事業の拡充	69

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
震災関連													
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
●		●	●				●		●	●	●	●	
●		●			●	●	●			●	●		
●		●					●	●	●				
●		●				●				●			
●		●					●						
		●				●				●			
		●								●	●		
●		●											
		●				●							
		●					●						
		●						●					
		●							●				
		●							●				
		●									●		
		●										●	
		●										●	
						●		●					
									●				

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
震災関連以外		
24	原子力災害への対応強化に対する支援	70
25	クマ類の適正な管理及び被害防止対策等に係る支援の強化 ※	70
26	国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保 ※	70
27	半導体生産拠点の整備及び半導体人材の育成等に向けた支援 ※	71
28	公共施設等の脱炭素化に対する財政支援	71
29	仙台空港の空港運用時間延長に伴う柔軟な対応	72
30	大規模災害発生に備えた防災体制の拡充・強化及び財政支援	72
31	原子力災害時における避難機能を有する道路の整備 ※	72
32	原子力災害時に避難機能を有する道路が浸水区域となる河川の整備	73
33	原子力災害時における避難機能を有する港湾施設の整備	73
34	職業能力開発校における外国人材の受入れ促進 ※	73
35	海岸保全施設（水門・陸閘）の適正管理に要する財政措置の拡充 ※	74
36	地方分権の着実な推進（道州制の推進）	74
37	津波浸水想定設定に伴う対策費用の財政的支援	74
38	児童福祉法に基づく措置費の拡充	75
39	障害福祉分野における十分な予算措置 ※	75
40	広域防災拠点の整備 ※	76
41	民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る財源の確保 ※	76
42	使用済燃料対策及び廃炉等に伴う放射性廃棄物の処理・処分	76
43	在留外国人の利便性向上を目指すDXの推進	77
44	学校給食費の無償化 ※	77
45	流域治水の推進に係る防災・減災対策の予算確保	78
46	土砂災害警戒区域等の指定と砂防関係施設の整備推進のための財政的支援	78
47	新たな木材需要創出に向けた支援の拡充	78
48	拠点魚市場の経営安定・運営機能の維持に向けた支援	79
49	国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進	79

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
震災関連以外													
●			●					●		●	●	●	
●						●			●		●	●	●
●			●			●			●		●		
●						●	●			●	●		
			●			●				●	●	●	
				●		●		●	●		●		
●			●				●	●					
●			●							●	●		
●			●							●	●		
●			●							●	●		
●				●			●	●					
			●			●			●		●		
●			●			●							
●			●								●		
●						●		●					
●						●		●					
●						●					●		
●						●					●		
●										●		●	
	●			●				●					
			●			●	●						
			●			●					●		
			●			●					●		
			●						●		●		
				●				●	●				
						●				●	●		

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
50	豊かな自然景観の再生と持続可能な観光基盤の整備への財政措置	79
51	水素社会の実現に向けた水素利用の促進	80
52	D X推進のための財源確保及び制度拡充	80
53	防災庁の地方機関等の県内への設置 ※	81
54	保育料の完全無償化	81
55	自然増と社会増の両面からの人口減少対策の強化 ※	81
56	重度障害者及び母子・父子家庭医療費の現物給付化に伴う減額措置の廃止	82
57	医療的ケア児者・重症心身障害児者及び家族に対する支援	82
58	農業水利施設に係る電気料金等への支援の継続	82
59	デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保 ※	83
60	地方財源の確保	83
61	結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額	85
62	I C T利活用環境整備等への財政支援	85
63	修学支援制度の拡充	85
64	大規模災害における被災地の教育復興支援	86
65	地域医療対策の充実	86
66	地域医療介護総合確保基金の財源確保及び弾力的な運用	86
67	学校施設環境改善交付金における制度拡充 ※	87
68	災害復旧事業における国庫負担等の財政支援制度の拡充	87
69	医療・福祉人材確保対策の推進	87
70	重層的支援体制整備事業の安定的・継続的な制度設計及び財政措置	88
71	病院再編に係る地域医療介護総合確保基金の確実な配分 ※	89
72	定期予防接種の費用負担軽減に対する財政措置の拡充	89
73	障害福祉サービス事業者等の不正への対応	89
74	障害福祉分野でのI C T・ロボット等導入に係る十分な予算措置	90

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
75	職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置 ※	90
76	みどりの食料システム戦略実現に向けた確実な財源確保と支援	90
77	工業用水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への財源の確保	91
78	地方部への誘客拡大に向けた観光施策への財政措置	91
79	激甚化・頻発化する豪雨等に伴う水害リスク増大に関する対策	91
80	水道施設の更新・耐震化に係る補助制度拡充及び財源確保	92
81	下水道施設の老朽化対策・耐震化に関する補助制度拡充及び財源確保 ※	92
82	下水汚泥肥料化推進事業の継続的な財源確保	93
83	プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等対策の推進	93
84	循環型社会形成推進交付金等（一般廃棄物処理施設・浄化槽）の確保	93
85	管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る財源の確保	94
86	内水面漁業・養殖業の経営安定化に向けた支援の拡充	94
87	地域と共生した再生可能エネルギーの導入に向けた制度構築	95
88	新幹線鉄道騒音対策の強化	95
89	地方創生のための財源確保	95
90	困難を有する子ども・若者やその家族への支援に対する予算措置	96
91	保育士修学資金貸付等事業の継続	96
92	保育士配置基準の見直し及び公定価格の充実	96
93	医療費助成制度の創設	97
94	警察車両の増強	97
95	警察官の増員	98
96	条件不利地域の携帯電話等のエリア整備に係る財政支援の拡充等	98
97	私立学校の修学支援等の拡充及び広域通信制高等学校への指導監督のあり方検討	98
98	部活動の地域展開に係る支援拡充	99
99	被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置	99

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
						●		●					
						●			●				
						●				●			
						●					●		
						●					●		
						●					●		
						●					●		
						●					●	●	
						●					●	●	
						●					●	●	
						●			●			●	
						●				●		●	
						●					●	●	
●													
●													
●													
●													
●													
●													
●													
			●										
							●						
							●						
							●						

要望項目一覧		ページ
	※重点要望関連項目	
100	公立義務諸学校の教職員定数の改善	100
101	質の高い教師の確保のための環境整備 ※	100
102	教育支援センターの運営費等への公的支援	100
103	国際バカロレア認定校への支援	101
104	遠隔授業配信センター設置に係る財政措置	101
105	高等学校等教育改革促進事業に係る事業計画実施期間の延長	102
106	特別支援教育の充実	102
107	特別支援学校のスクールバス運行経費に対する財政措置の拡充	102
108	埋蔵文化財発掘調査に係る財政的支援	103
109	介護事業所・障害福祉サービス事業所に対する支援	103
110	医療用医薬品の早期の流通安定化	103
111	シルバー人材センター事業の安定的な事業運営のための要件緩和	104
112	育児休業の取得促進に向けた支援の強化	104
113	生産者視点による農畜産物の「合理的な価格形成」の仕組みづくり	104
114	鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置	104
115	日本型直接支払に係る十分な予算措置	105
116	新規就農者支援施策における運用の拡充	105
117	農業経営・就農支援センターの運営に対する十分な予算措置	106
118	農業委員会ネットワーク機構の活動経費に対する十分な予算措置	106
119	外国人材受入体制整備にかかる支援の拡充	106
120	農地中間管理事業等に対する十分な予算措置	107
121	新たな水田政策に係る十分な予算確保と恒久的な制度の確立	107
122	強い農業づくり総合支援交付金等に係る要件緩和	107
123	施設園芸の燃料高騰対策に係る十分な予算措置と省エネ生産技術導入支援の強化	108
124	農山漁村地域整備交付金の安定的な財源確保と要件緩和	108

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
125	配合飼料価格安定制度の発動基準見直し	109
126	肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）の見直し	110
127	酪農資材高騰対策と牛乳・乳製品消費拡大対策への予算措置	110
128	肉用牛繁殖経営に対する経営安定化対策の見直し及び拡充	110
129	産業動物獣医師確保に向けた事業の拡充	111
130	特定家畜伝染病に係る埋却予定地試掘への十分な予算措置と要件緩和	111
131	水利施設等保全高度化事業実施計画策定費の地方財政措置の拡充	111
132	競争力強化に向けた農業生産基盤整備の計画的な推進	112
133	漁船漁業・養殖業における燃油高騰対策の拡充	112
134	海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援 ※	113
135	環境変動に対応した持続的養殖生産体制の構築に対する支援 ※	113
136	適切な資源管理体制の構築と漁業経営への配慮 ※	113
137	林業の振興及び産業力の強化に向けた支援	114
138	松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底	114
139	電源三法交付金の対象地域の拡大	114
140	中小企業金融支援策の拡充	115
141	地域公共交通への支援の拡充	115
142	鉄道会社への経営支援及び利用促進に対する財政支援の強化	115
143	防災道路ネットワークの整備推進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援	116
144	鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進	117
145	指定管理鳥獣対策事業交付金の財源確保	118

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
									●				
									●				
									●				
									●				
									●				
									●				
									●				
									●				
									●				
									●				
									●				
									●				
									●				
										●			
										●			
											●		
											●		
											●		
											●		
												●	

【震災関連】

1 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水・風評被害対策

【内閣府・復興庁・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の海洋放出処分が令和5年8月に開始され、一部の国・地域が講じた水産物の禁輸措置により、輸出関係の事業者には損害が発生したほか、輸出割合の高かったナマコ、アワビ等の水産物の国内価格が下落していることから、影響を受けた事業者等に対して、東京電力ホールディングス株式会社が主体性を持って被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償を行うよう、国がしっかりと指導・監督することを強く求めるとともに、一部の国・地域における禁輸措置について、一部緩和の動きが見られるものの、本県については対象外となっていることから、本県産品に対する禁輸措置の一刻も早い解除に向け行動することを強く求めます。

また、新たな風評被害の発生を防ぐため、処理水の海洋放出以外の処分方法の継続検討を求めるとともに、処理水に含まれるトリチウムをはじめとする放射性物質除去技術の研究開発促進、国民・国際社会の理解醸成への取組推進、関係団体の意見を反映した風評対策・なりわい支援の継続的な実施を求めます。

加えて福島第一原子力発電所の廃炉対策に当たっては、汚染水の漏えいや海洋への流出防止などの安全対策を国が前面に立って安全最優先で進めるよう求めます。あわせて、原発事故に伴う本県農林水産物をはじめとする食品への放射線・放射能の影響等について、国民一人一人が正しく理解し、不安を解消できるよう、リスクコミュニケーションの取組の強化と正しい知識の普及啓発を積極的に図ることを求めます。

2 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援

【内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路を回復するための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、強く指導することを求めます。

また、地方公共団体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホー

ルディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税返還の手續負担が生じない制度の創設を求めます。

3 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【内閣府・復興庁・外務省・財務省・文部科学省・
経済産業省・国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は、科学技術立国や科学技術外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等を促し、我が国の成長戦略に大きく貢献する極めて重要な計画です。世界中の研究者等が集結するアジア初の大型国際科学技術拠点として、その波及効果は日本全国・世界に及び、建設候補地である東北では、その建設・運用を通して国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待され、これは東日本大震災からの創造的な復興と新しい東北に資するものであります。

次期大型加速器をめぐるっては、日本、欧州、中国の3つの計画の検討が同時に進められていますが、このたび更新された欧州素粒子物理戦略においては、欧州の円形加速器FCC-eeが最優先プロジェクトとして位置付けられ、日本として一日も早い前向きな態度表明が必要です。

つきましては、ILCの実現に向けて、ILC計画を関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置付け、日本政府の主導のもと国際的な議論を更に推進するとともに、国際協働による研究開発の促進のために必要な予算措置を講じ、将来を見据えた人材の育成・確保に取り組むことを求めます。加えて、先端加速器の技術開発及び産業応用を進めるための十分な予算措置を講じることを求めます。

4 中国・韓国・香港などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府・復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいますが、いまだに中国や韓国など、諸外国・地域による農林水産物等の輸入規制が行われています。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性への信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、香港などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけることを求めます。また、規制していない国・地域への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、特に韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤや、中国政府、香港政府の輸入規制によって影響を受けている水産物については、国内外における消費拡大に対する国の積極的な支援を求めます。

5 水産加工業の復興に向けた支援

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省】

東日本大震災後の復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工品出荷額は震災前の水準に回復していますが、近年の海洋環境や魚種の変化、人材不足等の課題に加え、原料価格や電気料金の高騰等による資金繰りの悪化により、事業継続が困難となっている水産加工業者が見受けられます。

本県沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠です。そのため、水産加工業の販路回復に向けた個別指導や必要な加工機器の整備、東北復興水産加工品展示商談会の継続、人材の確保、加工原料の安定確保などの水産加工業者の取組に対する国の支援について予算を拡充するとともに、返済期間・猶予期間の延長など、資金融通の円滑化や事業継続に向けた計画策定の支援を求めます。また、物価高騰に対する新たな支援制度の創設や、電気料金の負担軽減措置として、デマンド料金設定方法の見直し等について電力会社に働きかけを行うなど、水産加工業者の事業継続に必要な支援を求めます。

6 災害援護資金の債権管理に係る要件緩和と財政支援

【内閣府・復興庁・財務省】

東日本大震災に係る災害援護資金について、計画どおり償還出来ずに滞納が増加しているほか、貸付期間の長期化に伴い、今後も継続的な債権管理が必要なため、以下の措置を講じるよう求めます。

- (1) 東日本大震災財特法施行令第13条第5項による免除特例について、「無資力又はこれに近い状態」の定義を示すとともに、その運用に当たっては市町の判断を尊重すること。さらに、「最終支払期日から10年」とされている期間について、資力の回復が困難と市町が認めた場合、期間の短縮を可能とすること。
- (2) 借受人が行方不明の場合、支払猶予の対象となる一方、償還免除の対象とはならず、将来的に市町の負担となることが見込まれることから、償還免除の対象範囲を拡大すること。
- (3) 市町の債権回収に要する経費や償還免除に係る県負担分の増加が一層見込まれることから、必要な財政支援を講じること。

7 「防災教育と災害伝承の日」の制定及び活動拠点の整備

【内閣府・復興庁・文部科学省】

近年、全国的に大地震や集中豪雨等による甚大な被害が発生しており、今後起こりうる大規模災害に備えるためには、これまでの自然災害の記憶や教訓を風化させることなく、しっかりと後世に伝え継いでいくことが重要です。

こうした中、被災地の枠組みを超えた取組として防災教育と災害伝承の実践が求められており、その重要性を全国的に広めていくことを目的として、防災を専門とする有識者な

どにより「防災教育と災害伝承の日」の制定に向けた呼びかけが展開されています。

県としては、国において「防災教育と災害伝承の日」の制定と合わせて、伝え継ぐための防災教育を安定的かつ効果的に継続していくための基盤となる活動拠点の整備を求めます。

8 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保

【復興庁・財務省・経済産業省】

東日本大震災に係るグループ補助金事業において、事業者の責めに帰さない事由により令和8年度内の事業完了が困難なものについては、令和9年度への繰越手続の簡素化を講じるほか、再交付決定が必要なものについては、再予算化が図られるよう求めます。

9 移転元地の利活用促進等によるなりわいの再生

【復興庁・経済産業省・国土交通省】

被災地の復興には、企業集積等によるなりわいの再生が必要であり、防災集団移転促進事業によって市町が買い取った土地(移転元地)を有効に活用することが求められる一方、小規模な土地の点在や官地と民地の混在のため、土地の集約が進まず、大規模な土地としての一体利用が困難なことから、活用が進んでいない地域もある状況です。

移転元地は、災害危険区域内の条件が不利な土地であることから、土地の集約を可能とする制度や、企業集積等のインセンティブの強化に向けた「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」のような補助金の創設等、活用に向けた中・長期的な支援を求めます。

10 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設

【内閣府・復興庁】

東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して、記憶の風化防止や次なる災害に備えた防災力向上を図るためには、被災自治体や伝承団体などが一体となって取組を進めることが重要です。

一方、伝承活動は、これまで民間団体等による自主的な取組が中心でしたが、震災から15年が経過し、企業等からの寄附金なども減少している中で、活動資金の確保や人材育成など、今後の活動に様々な課題を抱えている団体も多くあるほか、語り部や各地の施設を管理する団体からも、施設運営に頭を悩ませている旨の声が寄せられています。

国においては、被災地における震災伝承の取組を将来にわたって継続的に実施するためにも、伝承団体や市町村等による伝承活動を支援するための補助金、伝承施設の運営に要する経費及び震災遺構の保存費用の支援など、新たな支援制度の創設等を講じることを求めます。

11 東日本大震災復興関連事業への財政支援の継続等

【復興庁・財務省】

東日本大震災からの復興に当たり、心のケア、コミュニティやなりわいの再生、移転元地の利活用、福島第一原子力発電所事故に伴う諸問題などについては、被災の状況や地域差に加え、人口減少等の社会的課題により、中・長期的な支援が必要な状況です。

被災地の復興完了に向け、息の長い取組が必要な事業に対しては、「第3期復興・創生期間」においても、引き続き、地域の実情や社会情勢の変化にも配慮した各種制度の柔軟な運用や必要な財政措置など、政府全体の施策も含め、被災地に寄り添った支援を実施するよう求めます。

12 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置

【復興庁・文部科学省】

東日本大震災から15年が経過したものの、生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化しており、生徒には、今なお、震災の影響が見られます。震災に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、子供の心のケアは重要な課題です。また、震災により精神的にも経済的にも困難な家庭環境で育った子供が就学し、思春期を迎え、生徒一人一人の状況に一層注意を払いながら心のケアを行っていくことが必要な時期を迎えています。

被災した生徒や保護者及び教職員の心のケアについては、多面的かつ中・長期的な息の長い支援が必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置など緊急スクールカウンセラー等活用事業の継続と十分な財源の確保を求めます。

13 被災者の心のケア対策のための財源確保

【復興庁・厚生労働省】

東日本大震災による心的外傷（PTSD）や度重なる生活環境の変化などにより、深刻化・複雑化した心のケアに関する問題については、中・長期的に、切れ目なく取り組む必要があり、本県では市町村と連携した地域支援を継続することとしています。

本県では、「第3期復興・創生期間」の心のケア対策について、復興事業から一般施策へ移行し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や自死対策の取組として引き続き実施していくことから、関係省庁において適切な財源を確保し、県及び市町村が行う取組のために必要な予算措置を求めます。

14 次世代漁業人材の確保に向けた支援の継続

【復興庁・農林水産省】

本県の漁業就業者数は、震災による急激な減少に加え、それ以前から顕在化していた後

継者不足や高齢化の進行がより顕著となっていることから、担い手の確保が重要な課題となっています。

しかしながら、若手漁業者が自立するに当たっては、漁船の取得など初期投資の負担が大きいことに加え、福島第一原子力発電所の処理水放出が開始されたことにより、一部の国や地域による輸入規制や一部の水産物において価格の下落が生じていることから、漁業を生業としていく意欲の低下が強く懸念されます。

このため、若手漁業者が安心して主体的に漁業へ取り組めるよう、就業に必要な漁船等の導入支援など、次世代漁業人材の確保に関する施策の継続を求めます。

15 栽培漁業種苗放流支援の継続

【復興庁・農林水産省】

東日本大震災後、本県の重要な水産資源であるアワビ等の種苗生産・放流体制は整いつつありますが、依然として水揚げへの影響が続いています。種苗生産・放流事業は、対象魚種の水揚げによる漁業者収入の一部を財源とすることから、水揚げ回復に向けた安定的な種苗の生産・放流体制の維持が必要です。

加えて、福島第一原子力発電所の処理水放出が開始されたことにより、一部の国及び地域による輸入規制や、水産物の価格下落といった実害が発生しており、漁業収入への影響や、漁業を生業として営んでいく意欲の低下も懸念されます。

このため、海洋放出が実施される状況においては、漁業者が将来にわたり希望を持って生業を継続できるよう、水産資源の維持・造成に向けた種苗放流に関する支援の継続と、要望に応じた十分な予算の確保を求めます。

16 県外産きのこ原木等の安定調達に対する支援と補償への対応

【復興庁・農林水産省】

本県の広葉樹林は、東日本大震災後、放射性物質の影響により、きのこ用原木やオガ粉として依然利用できないことから、きのこ生産者においては、県外産原木等の生産資材に頼らざるを得ない状況が続いています。

このため、原木等の生産資材については、県内産のものが利用可能となるまでの間、生産者が安心して調達できる現在の支援体制を国が責任を持って維持するよう求めます。また、補助事業の終期が令和12年度末まで5年間延長されましたが、福島第一原子力発電所事故の影響を受けた生産者が新たな負担なく資材等を将来にわたって調達できるよう、放射性物質の影響がなくなるまで、現在と同一条件での支援継続を求めます。

さらに、きのこ用原木林については、福島県のみが財物補償の対象となっていますが、汚染実態に即して対象地域を拡大することを併せて求めます。

17 被災事業者への金融支援の継続

【復興庁・経済産業省】

被災地においては、業績回復の遅れや長引く物価高騰の影響等により、依然として多くの中小事業者が厳しい経営状況にあり、経営再建のための資金繰り支援が必要です。

また、宮城産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構により震災前債務の買取支援を受けた被災事業者に対しては、事業再生計画の着実な遂行のための資金調達を支援することが必要です。

つきましては、被災事業者が経営再建を果たせるよう、円滑な資金調達に大きな役割を果たしている、東日本大震災復興緊急保証及び東日本大震災復興特別貸付を継続するとともに、制度の存続を明確にするよう求めます。

18 二重債務問題対策に係る支援の継続

【復興庁・経済産業省】

東日本大震災以前の債務の買取支援を受けた被災事業者に対しては、宮城県産業復興相談センターの継続的なフォローアップが必要であることから、同センターの存続について、支援を求めます。

また、東日本大震災事業者再生支援機構により債務の買取支援を受けた被災事業者の中には、コロナ禍での急激な収益悪化の影響も重なり、未だ再建途上の事業者も多いことから、債務買戻し期限の延長など、実効性のある新たな事業再生スキームの構築を強く求めます。

さらに、被災事業者が債務を買い戻す際に円滑に資金調達できるよう、引き続き、国から金融機関に対する要請を求めます。

19 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続

【復興庁・国土交通省】

災害公営住宅の家賃低廉化事業及び災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業については、被災者の生活再建や安定した暮らしの確保、被災市町の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援の継続を求めます。

20 放射能に汚染された廃棄物の処理

【復興庁・環境省】

8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物については、保管市町の実情に応じ、焼却や農林地還元等の処理方法により進められていることから、処理を進める市町の負担軽減と処理推進のため、市町が希望する取組に対して、国が責任をもって十分な財政・技術的支援を行うよう求めます。

指定廃棄物問題は、解決までの間、保管の強化や遮蔽の徹底など安全の確保に万全を期

すための取組を行うことを求めます。さらに、8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物等については、処理先の確保に積極的に取り組み、処理に当たっては地域の意向も踏まえながら、市町任せにすることがないように、国が前面に立って実施していくよう求めます。

21 除去土壌等の処分

【復興庁・環境省】

除染により発生した除去土壌等の処分を実施するためには、地域だけでなく、国民全体の理解醸成が必要であることから、処分の必要性や安全性についての情報発信等の理解醸成に向けた取組を、国が責任を持って推進するよう求めます。さらに、除去土壌等の処分が全て完了するまでは、保管市町が行う処分や保管にかかる取組に対し、十分な情報共有及び財政・技術的な支援などを市町の希望に応じて実施するよう求めます。

22 被災市町村の国民健康保険制度に対する予算措置

【財務省・厚生労働省】

東日本大震災後、国民健康保険料（税）の減免に係る財政支援や被災地の市町村国保に対する特別調整交付金の拡充支援など、手厚い支援が講じられたところです。

しかし、本県では現在も被災地の復興完了に向けて取り組んでいるところであり、被災地の国保制度の財政基盤が損なわれた状態は今後も続くことが見込まれることから、安定した事業運営が図られるよう、引き続き国による財政的支援を求めます。

23 被災漁業者等に対する金融支援事業の拡充

【農林水産省】

東日本大震災の被災漁業者に対する制度資金等金融支援策については、平成23年度から無利子化や償還期限の延長、無担保・無保証人化、保証料負担の軽減などの震災特例措置が実施されてきました。また、令和5年8月に開始された福島第一原子力発電所処理水の海洋放出の影響を受けた漁業者についても、一部、震災特例措置等の対象とされたところです。これらの措置については、復興途上かつ原子力災害の影響下にある漁業者への円滑な資金融通に効果的な役割を果たしていることから、令和9年度以降も継続するよう求めます。

また、本県沿岸漁業者は、海洋環境の変化等による不漁や養殖水産物の生育不良、燃料や飼料価格の高騰などの影響を大きく受け、経営的に非常に厳しい状況にあることから、漁業近代化資金など国が所管する制度資金の貸付条件の緩和や償還期限の延長などのより柔軟な運用を求めます。

【震災関連以外】

24 原子力災害への対応強化に対する支援

【内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省】

東北電力女川原子力発電所の安全規制の実施に当たっては、規制要求事項を満たすだけでなく、一層の安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を事業者に促すなど、指導・監督を強化するよう求めます。

また、原子力防災対策に伴う職員人件費、防災業務関係者の活動や避難退域時検査に必要な資機材の整備・維持管理・更新に要する費用について、十分な財政措置を講じるよう求めます。

さらに、令和7年度の原子力災害対策指針の一部改正に伴い示された、屋内退避中の住民生活維持のために必要な民間事業者等の活動について、関係省庁から関係団体等に対して具体的な運用も含めた協力依頼を行うなど、関係自治体の体制整備・運用支援に省庁横断的に取り組むよう求めます。

25 クマ類の適正な管理及び被害防止対策等に係る支援の強化

【内閣府・財務省・農林水産省・国土交通省・環境省・防衛省】

クマ類による人身被害等の未然防止及び人とクマ類との共生を可能とする環境整備等を着実に進めるため、以下の財政的・制度的支援を講じるよう求めます。

- (1) クマ類の適正な保護・管理のため、国による個体数調査・推定を速やかに実施するとともに、自治体が行う生息調査等についても十分な予算措置を講じること。
- (2) 自治体によるクマ被害防止対策等に係る国の交付金事業について、適時適切かつ十分な予算確保を行うこと。また、餌が競合するイノシシ等の増加が、クマの生活圏出沒の一因との指摘もあり、当該鳥獣対策についても十分な予算措置を講じること。
- (3) 銃猟の担い手確保・育成は全国的な課題であり、自治体職員が公務として銃猟を担う必要性も生じてきていることから、国主導による新たな枠組みに向けた環境整備を速やかに検討すること。
- (4) ライフル弾及びスラッグ弾を使用して行う、クマ類を含む大型鳥獣の銃猟の担い手確保・育成を含めた射撃訓練施設の整備等について手厚い財政支援を講じること。

26 国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

激甚化・頻発化する自然災害や大規模地震への備えの強化、急速に進行するインフラの老朽化への対応は、本県においても喫緊の課題です。

つきましては、安全・安心な暮らしを支える社会資本の整備、及び適切な維持管理を推進するため、資材価格の高騰や賃金上昇等を踏まえ、社会資本整備総合交付金等の通常予算の確実な措置を求めます。

また、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、道路ネットワークの機能強化や流域治水対策、漁港・漁村や農業用施設等の防災機能強化、山地災害対策などの事前防災の取組や、予防保全型を基本とした持続可能なインフラメンテナンスを実現するため、本県の事業推進に必要な予算を確実に確保するとともに、円滑な事業執行が図られるよう、当初予算も含めた計画的な予算措置を求めます。

さらに、補助率の引上げや補助要件の緩和、事業採択に向けた地方単独費による調査への補助制度の創設等、財政的支援の充実・強化を求めます。

27 半導体生産拠点の整備及び半導体人材の育成等に向けた支援

【内閣府・財務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省】

本県では、半導体関連産業の誘致・振興を地域産業の更なる発展に向けた重点施策と位置付け、「みやぎ半導体産業振興ビジョン」に基づき、大規模事業用地の確保、半導体人材の育成・確保、半導体分野への参入促進・取引創出と並行して、半導体生産拠点の戦略的誘致活動に取り組んでいます。

これらの取組は、現在、国が検討している官民投資ロードマップに基づく戦略分野への重点的投資の方向性と連動するものであり、半導体生産拠点の新設・拡張やサプライヤーの集積促進、さらに工場の安定操業に不可欠な工業用水・下水道・道路等のインフラ整備について、継続的かつ十分な財政的支援を求めます。

加えて、研究開発人材や半導体設計に関する人材不足の解消のため、産学官連携による幅広い層の人材を育成する取組についても重要であると考えています。

このため、自治体等が行う半導体人材の育成・受入環境整備や大学等が実施する人材育成拠点の形成に対する各種支援の継続・拡充、さらに国主導による、行政、企業及び大学等が一体となった人材の確保・育成スキームの確立を求めます。

28 公共施設等の脱炭素化に対する財政支援

【総務省・財務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

本県では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、脱炭素化推進事業債等を活用し、オンサイトPPAによる太陽光発電設備の導入、改修による施設のZEB化、照明のLED化、環境配慮車の導入などに取り組んでいます。

目標達成に向けた率直的な取組として、県有未利用地を活用したPPAによる電力調達や、社会実装を踏まえたペロブスカイト太陽電池の導入を位置付け、取組を進めていく必要があります。あわせて、本県の取組が県内市町村の取組の参考となるよう情報発信をしていく必要がありますので、財政支援の拡充を求めます。特に、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」は、本県の計画期間が令和9年度で終期を迎えることから、事業が確実に実施できるよう十分な予算配分と事業期間の確保について求めます。また、後継の交付金の制度設計に当たっては、十分な予算規模と交付率とし、ペロブスカイト太陽電池の導入を対象

メニューとして拡充するほか、交付金を最大限活用できるように、自治体による基金運用を認めるなど、改善を求めます。

29 仙台空港の空港運用時間延長に伴う柔軟な対応

【法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

仙台空港については、平成 28 年 7 月に民間運営が開始され、令和元年度には旅客数が過去最高を更新するなど、民営化の成果が着実に現れていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅客数・貨物取扱量、共に大きく落ち込みました。その後、旅客数は国際線の旺盛なインバウンド需要に支えられ順調に回復しており、タイ・バンコク線の新規就航などもあって、令和 7 年度は過去最高の 400 万人を記録しました。

旅客数・貨物取扱量の更なる増加に向けては、民営化による機動性と併せて、運用時間の 24 時間化が可能となっているメリットを最大限に活かし、航空会社のニーズに的確に応じた柔軟な空港運用を行うことが重要となることから、運航に応じた管制の適切な対応を継続するとともに、C I Q の人員体制の拡充及び労働環境の整備などに係る予算の確保について、柔軟に対応するよう求めます。

30 大規模災害発生に備えた防災体制の拡充・強化及び財政支援

【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省】

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめとする大規模災害に備えるため、学術的なデータや精密な海溝探査に基づくリスク評価を前提に、地方公共団体では徹底した事前防災の実施が求められます。

本県では、災害マネジメント総括支援員の確保、応援・受援体制の高度化、防災DXの推進による状況把握・復旧の迅速化、物資・ボランティア支援のマッチング、要配慮者への情報提供の充実など、きめ細かな支援体制の強化が喫緊の課題となっています。また、市町村とともに避難生活環境改善に向けた取組を進めていますが、ランニングコストが交付金の対象外とされていることから、将来的な財政負担になることが懸念されます。

加えて、職員不足を背景に、市町村における防災専従職員の確保や育成が課題となっていることから、これらの課題に対する人的・財政的支援を講じるよう求めます。

31 原子力災害時における避難機能を有する道路の整備

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省】

原子力災害時に、避難計画の実効性をより向上させていくためには、避難機能を有する道路整備が重要であり、そのためには、原子力施策を担う国が主体となって取り組むことが必要です。

つきましては、原子力災害時に避難機能を有する道路のうち、国直轄権限代行により施行中の国道 398 号「沢田工区」の早期完成、及び直轄負担金についての県の財政負担の更

なる軽減に向けた支援を求めます。また、県道女川牡鹿線「大谷川浜小積浜工区」及び県道石巻鮎川線「風越Ⅲ工区」の2事業に加え、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」による財政支援の対象自治体が、原子力発電所の半径10キロ圏から半径30キロ圏に拡大されたことに伴い、今後新たに対象となる予定の事業についても、より一層の加速化を図るため、整備に必要な予算を別枠で確保し、重点配分するとともに、補助率のかさ上げ、地方財政措置の拡充又は原子力発電所に係る交付金の対象範囲の拡大等により、整備に係る地方負担を求めることのない制度設計とすることを強く求めます。

32 原子力災害時に避難機能を有する道路が浸水区域となる河川の整備

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省】

原子力災害時に、避難計画の実効性をより向上させるためには、道路避難機能の確保が重要であり、自然災害とあわせた複合災害発生時においても機能を発揮することが求められます。

つきましては、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく特定事業に、避難機能を有する道路が洪水時に浸水区域となる河川の整備も追加するよう強く求めます。

33 原子力災害時における避難機能を有する港湾施設の整備

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省】

原子力災害時に、避難計画の実効性をより向上させていくためには、海路避難機能に加え、災害時には避難場所や救助・復旧活動の拠点としての機能を有する港湾施設の整備が重要であり、そのためには、原子力施策を担う国が主体となって取り組むことが必要です。

つきましては、原子力災害時に海路避難機能を有する港湾施設のうち、仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区において国直轄事業により施行中の耐震強化岸壁及び南防波堤の早期完成と、直轄負担金についての県の財政負担の一層の軽減に向けた支援を求めます。さらに、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく特定事業の対象施設に、同地区において施工中の廃棄物埋立護岸を追加するよう強く求めます。

34 職業能力開発校における外国人材の受入れ促進

【内閣府・法務省・文部科学省・厚生労働省】

本県では、人口減少に伴う深刻な人手不足に対応するため、外国人材の受入れ促進を最重点政策として、外国人材の確保・定着に積極的に取り組んでいます。

こうした中、職業能力開発校については、現在の5校を1校に再編して令和10年4月に新設校を整備することとしており、それに伴い、外国人材を受け入れ、県内企業を支える人材の育成・確保につなげたいと考えています。

このため、令和6年2月に連携“絆”特区制度を活用した特例措置を提案し、職業能力

開発校に在籍する外国人が訓練中に特定技能試験に合格した場合、訓練終了後に一時帰国することなく県内企業で就労できるよう、国との協議を進めているところです。

つきましては、本県が提案する特例措置の早期実現に向け、速やかに国家戦略特別区域会議において区域計画を変更の上、特定事業を認定いただくようお願いします。

35 海岸保全施設（水門・陸閘）の適正管理に要する財政措置の拡充

【総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

本県が管理する水門・陸閘については、東日本大震災による教訓を基に、施設操作者の安全確保及び確実な操作を行うため、多くを自動化、遠隔操作化しており、管理する施設数が東日本大震災以前よりも増加しています。

このため、施設管理に係る費用が増大しており、東日本大震災により被災した地域特有の大きな課題となっています。

つきましては、水門・陸閘の自動化、遠隔操作化等による整備に伴い、今後増大する更新費について、国庫補助率のかさ上げ及び維持管理費用を地方交付税の算定基礎数値とするなど、財政上の支援措置を強く求めます。

36 地方分権の着実な推進（道州制の推進）

【内閣府・総務省・財務省】

都道府県や市町村が、多様化し増大する行政ニーズに効果的・効率的に取り組み、住民サービスの向上を図るためには、権限と財源を国から地方へ大幅に移譲する地方分権を推し進め、個性を活かし自立した地方をつくることのできる体制を整備するとともに、国における施策の立案段階で地方の意見が反映される仕組みを確保することが必要です。提案募集方式の導入や数次にわたる地方分権一括法の成立による国から地方公共団体などへの事務・権限の移譲等に関する見直しなどの地方分権改革については、改革の理念に則り、地域の意見を十分に反映しながら、さらに推進するよう求めます。あわせて、人口減少や高齢化社会など、我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、地方分権の究極の姿である道州制を導入することが必要であることから、その実現に向けた具体的な取組を促進し、国と地方の役割分担に見合った税財源の大幅な移譲を推進するよう求めます。

37 津波浸水想定設定に伴う対策費用の財政的支援

【内閣府・総務省・国土交通省】

本県では、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波浸水想定区域の設定と津波災害警戒区域を指定したところです。津波浸水想定区域は最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水区域や水深を設定しているため、東日本大震災による津波浸水実績よりも浸水面積の拡大や、浸水深の増加が確認されています。これを受け、沿岸市町にお

いては避難施設の再整備やハザードマップの見直しなど、確実かつ安全な住民避難を促す対策が急務となっています。

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の特例措置により、沿岸市町の一部地域では補助金の国費率かさ上げ対象となりましたが、県及び沿岸市町の予算確保が困難な状況は依然として継続しており、減災対策の遅れが懸念されます。

つきましては、社会資本整備総合交付金等の十分な予算確保を求めます。

38 児童福祉法に基づく措置費の拡充

【内閣府・財務省・厚生労働省】

本県では、児童虐待相談対応件数の増加に伴い、児童の一時保護件数も増加傾向にあります。家庭復帰が困難な保護児童が多いため、一時保護が長期化する傾向にあり、一時保護所で受け入れきれず、児童養護施設や里親などに一時保護委託しているのが現状です。

一時保護委託を受ける児童養護施設等は、児童を措置された場合と同様、児童入所施設措置費の支弁を受けますが、一時保護委託を受ける期間中は対応職員を常時配置する必要があるなど、措置と比べて負担が増大するにもかかわらず、支弁額は、措置の場合と同程度かそれ以下となっています。そのため、本県では施設からの要望もあり、自主財源で措置費単価のかさ上げ支援を実施しています。

法改正により一時保護委託先が登録制になることを前提に、一時保護委託の質を担保するためには、委託先の負担を軽減する必要があることから、国においては、一時保護委託に係る措置費の単価の引上げを行うよう求めます。

39 障害福祉分野における十分な予算措置

【内閣府・財務省・厚生労働省】

本県では、障害児者の自立した生活の推進や障害福祉サービスの充実等を図るため、地域生活支援事業費等補助金及び社会福祉施設等施設整備費補助金を活用してきたところで

す。しかし、十分な補助額が確保されず、県及び市町村の要望額と国内示額に乖離が生じ、または要望が採択されないために、県等が国負担分を肩代わりしたり、法人が施設整備を断念したりする状況が続いています。さらに、いずれの補助金においても、近年の人件費や建築資材の高騰等により補助対象経費が増大し、補助基準額が実情に追いつかず、実質的な補助率が低下して多大な負担となっています。

このような状況を踏まえ、地域生活支援事業費等補助金については、対象経費に対する2分の1の国庫補助の確実な実施や補助基準額の引上げに加え、日常生活用具給付や移動支援等の生活の基盤となる支援に、地域差が生じることなく安定的に提供できる仕組みとして個別給付化を進めることを求めます。また、社会福祉施設等施設整備費補助金については、採択件数の拡充や補助基準額の引上げを図ることが必要です。

つきましては、近年のコスト上昇により補助対象経費が増大している現状に対応し、両補助金を通じて必要な事業が円滑に実施されるよう、十分な予算措置を求めます。

40 広域防災拠点の整備

【内閣府・財務省・国土交通省】

本県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後起こり得る大規模災害に効果的に対応するためには、傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化、広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保、物資輸送中継拠点の整備等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備するとともに、これを核として圏域防災拠点や地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めています。

この広域防災拠点の整備事業について、引き続き必要な財政措置を講じるよう求めます。

また、平成28年3月に策定された東北圏広域地方計画においては、東北圏を対象とする中核的な広域防災拠点の調査・検討を進めるとされていることから、大規模災害への備えとして本県内に早期に整備するよう求めます。

41 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る財源の確保

【内閣府・財務省・国土交通省】

人口減少社会を迎え、料金収入が減少していく一方で、これまで建設した下水道施設の老朽化が進み、今後、施設更新費用の増大が見込まれます。

このため本県では、民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、維持管理費や更新投資の抑制を図り、経営の安定化を実現するため、上工下水一体官民連携運営（みやぎ型管理運営方式）を令和4年度から開始しています。

この中で下水道施設の改築更新については、本県のストックマネジメント計画にて実施することとしていますが、民間事業者が効果的な施設運営を行うためには、計画的かつ確実な改築費用の確保が求められています。

下水道施設は、衛生的で快適な生活環境等を支える重要な社会資本であることから、着実な機能確保による持続的なサービスの提供、経営安定化への着実な推進に向けて、引き続き、民間事業者が実施する改築更新に係る確実な財源の確保を求めます。

42 使用済燃料対策及び廃炉等に伴う放射性廃棄物の処理・処分

【内閣府・経済産業省・環境省】

東北電力女川原子力発電所2号機は、令和6年12月、約14年ぶりに営業運転を再開しましたが、使用済燃料を再処理工場に搬出できない状況であり、一時的に保管量を増やすため、使用済燃料乾式貯蔵施設を設置する計画があります。本計画の実施に当たっては、長期保管が懸念されていることから、令和7年2月に策定した第7次エネルギー基本計画

に基づき、使用済燃料の六ヶ所再処理工場への搬出の実現について、国が前面に立ち、迅速かつ確実に進めるよう求めます。

また、女川原子力発電所1号機については、今後、廃止措置が進めば、放射性廃棄物が排出されることとなりますが、低レベル放射性廃棄物の処理・処分について、国民の理解促進に努めるなど、事業者の取組の加速化に向けて積極的に取り組むよう求めます。

さらに、高レベル放射性廃棄物等の最終処分地の選定を含めた使用済燃料対策について、国が主体となり、国民理解を得ながら誠実かつ慎重に行うよう求めます。

43 在留外国人の利便性向上を目指すDXの推進

【デジタル庁・法務省・厚生労働省】

技能実習生が新たに入国する場合、外国人技能実習機構や出入国在留管理庁等複数の機関に対して、多数にわたる関係書類の提出が求められており、その書類の作成などに多くの時間を要している現状にあります。

国においては、既にオンラインの方式による在留資格認定申請を認めるなど、手続の短縮化を図る取組が一部行われていますが、外国人材を雇用する県内企業には中小企業が多く、手続に従事する職員の数も限られ、大きな負担となっています。

こうした中、今年度からマイナンバーカードと在留カードの一体化が可能となり、在留外国人にとって利便性の向上が図られる予定であることから、これらの流れを踏まえ、DXの一層の推進により、外国人労働者の受入れから一体化カード（特定在留カード）の交付までの一連の手続の、より一層の事務効率化を求めます。あわせて、本県においてはカード一体化を促進するため、県民公式アプリを通じた周知・広報の取組を強化していくことから、こうした自治体によるDX推進に係る財政支援を求めます。

44 学校給食費の無償化

【総務省・財務省・文部科学省】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たしています。

現在、学校給食法により、必要な施設・設備と運営に関する経費は学校設置者が、食材料費等は児童生徒の保護者が負担するとされており、国では、令和8年度から公立小学校の給食費の抜本的な負担軽減が実施されたところですが、今後も実態に合わせてその基準額を拡大するとともに、私立小学校及び公立・私立中学校の給食費についても、公立小学校と同様の実質無償化が実現されるよう求めます。なお、その経費については地方財政措置を含めて、全額国の負担で措置することを求めます。

45 流域治水の推進に係る防災・減災対策の予算確保

【総務省・財務省・国土交通省】

近年の気候変動に伴い、水災害が激甚化・頻発化しており、本県では、平成27年関東東北豪雨と令和元年東日本台風に続き、令和4年7月の大雨では、県北部を中心に堤防決壊が発生するなど、甚大な被害をもたらしました。

このため、本県では、これまで以上に河川整備を一層加速化するとともに、あらゆる関係者が連携して水災害対策を行う流域治水の取組を推進し、防災・減災対策を強化・深化させることが急務となっています。

このことから、河川管理施設の適切な維持管理等が行えるよう、公共施設等適正管理推進事業債の延長など、起債制度の拡充が図られるとともに、令和7年度に策定された第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、令和9年度以降も、流域治水の取組を継続的・安定的に進めるために必要な予算の確保を求めます。

46 土砂災害警戒区域等の指定と砂防関係施設の整備推進のための財政的支援

【総務省・財務省・国土交通省】

近年の気候変動の影響等により自然災害が頻発化・激甚化しており、本県では、令和元年東日本台風に伴う大規模な土砂災害が発生しています。

本県ではこれまで土砂災害から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を進めてきました。

こうした中、令和2年8月の土砂災害対策基本指針の改定により、「新たな基礎調査」の実施が求められていることから、調査費用の負担が、早期の区域指定と計画的な施設整備を推進する上での課題となっています。

つきましては、基礎調査に要する必要な予算の確保、国費率の引上げ及び地方負担額への起債充当等財政上の支援措置を求めます。

あわせて、「新たな基礎調査」結果による土砂災害警戒区域等の追加により、対策箇所も増加することから、計画的な砂防関係施設の整備をより一層推進するために必要な予算の確保を求めます。

47 新たな木材需要創出に向けた支援の拡充

【総務省・農林水産省・国土交通省】

森林資源が本格的な利用期を迎える中、持続可能な林業・木材産業を実現するためには、安定した木材需要の創出が重要です。

人口減少に伴い住宅市場が縮小する中で、全国の地方都市に多く立地する中小規模のオフィスや商業施設等は、地域の工務店や建設業者でも施工可能であり、地域経済への波及効果が極めて大きい分野です。

そのため、現行のモデル的な大規模建築物への支援に留まらず、各地域が取り組みやすく普及性の高い中小規模建築物を幅広く支援対象とするよう、既存制度の拡充や予算規模

の拡大、地方財政措置の拡充を強く求めます。

48 拠点魚市場の経営安定・運営機能の維持に向けた支援

【法務省・厚生労働省・農林水産省】

本県の主要漁港に立地する産地魚市場においては、近年の水揚量の減少や物価・光熱水費の高騰及び就業者の減少と高齢化等により、その経営、運営機能の維持は厳しさを増しています。

加えて、海洋環境の変化による水揚魚種の変化や資源管理の強化により、当面の間、産地魚市場における水揚量・金額は低い水準で推移すると予想されます。

市場機能を維持していくためには、一定の人材が必要となるものの、被災した沿岸部では人口が流出し、就業人口の減少と高齢化が社会問題化しており、将来的には運営そのものが維持できなくなると懸念されています。

このため、産地魚市場の持続的な経営と運営機能が確保できるよう、急激な収益の減少が生じた場合や経営の合理化に取り組む期間中のセーフティネット構築、A I・I C T等の一層の活用による業務の省人化・省力化に係る支援及び魚市場業務で外国人材が活用できるよう、令和9年4月に施行予定の育成就労制度の対象職種に「卸売業（水産物地方卸売業）」の追加を求めます。

49 国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進

【財務省・経済産業省・国土交通省】

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の切迫性が高まる中、災害時における緊急物資輸送等を担う耐震強化岸壁の早期完成は必要不可欠です。加えて、港内静穏度確保のための防波堤延伸、船舶の安全な入出港のための航路・泊地の浚渫とその浚渫土砂の受入先である廃棄物埋立護岸についても事業推進が必要です。

また、政府が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向け、当港において策定した「港湾脱炭素化推進計画」に基づく臨海部の脱炭素化に向けた取組を着実に推進し、国際拠点港湾として競争力強化や産業構造の転換に貢献することが重要となっています。

つきましては、以下のとおり取組推進のための財政支援や制度拡充を求めます。

- (1) 雲雀野地区における耐震強化岸壁及び南防波堤の早期完成
- (2) 水深確保のための航路・泊地の浚渫、及び廃棄物埋立護岸の事業推進
- (3) 仙台塩釜港港湾脱炭素化計画に基づく取組の着実な推進

50 豊かな自然景観の再生と持続可能な観光基盤の整備への財政措置

【財務省・国土交通省・環境省】

本県は、三陸復興国立公園をはじめ、蔵王や栗駒などの国定公園、特別名勝松島など秀逸な自然景観を有し、多くの観光客が訪れています。特にみちのく潮風トレイルは、沿岸

4県をつなぐ1千kmのロングトレイルとして、欧米豪から多くの旅行者が訪れ、地域活性化にも寄与しています。

一方で、こうした自然景観の維持には、過酷な自然環境を踏まえ、旅行者の利便性や安全面に配慮した中・長期的な観点からの管理が必要です。しかし、環境省所管の自然環境整備交付金は公園施設整備を対象とするなど、財政支援は十分とは言えません。

「観光立国推進基本計画」ではインバウンドの地方部における延べ宿泊者数を1.3億人泊とする目標が掲げられています。地方誘客において有効なコンテンツである自然公園の広域的な観光魅力向上のため、下記の事項について強く求めます。

- (1) 自然公園における支障木伐採や木道等施設老朽化対策等への財源確保並びに地方自治体への財政的支援の拡充
- (2) 松島で深刻化する松枯れ等の被害対策及び再生事業に対する財政的支援の創設

51 水素社会の実現に向けた水素利用の促進

【経済産業省・国土交通省・環境省】

本県では2050年カーボンニュートラルの実現に向け、FCタクシー・バスの運行支援や水素ステーションの整備等、産業分野の脱炭素化を推進しています。さらなる普及には供給コストが最大の課題であり、低価格な水素の安定供給に向けた製造技術の開発・実証への一層の支援を強く求めます。

また、令和7年度、FCトラック5台導入を機に商用車のFC化の機運が高まっており、大型車対応も含めた水素ステーションの整備が急務となっています。地域での自立的な経営が確保されるまでの間、国による十分な整備・運営費支援が不可欠であり、重点地域の活用を検討していますが、現行の選定基準が極めて高く、大きな障壁となっています。東北の物流拠点として、広範なニーズ調査と導入計画を柔軟に進められるよう、FC商用車の導入目標の設定基準を緩和する等、準備段階としての準重点地域の創設を求めます。

52 DX推進のための財源確保及び制度拡充

【内閣府・デジタル庁】

人口減少による地域の担い手不足や活力低下、産業の衰退等が懸念される昨今の社会情勢において住民の暮らしを維持、発展させるためには、社会のあらゆる場面でデジタル技術を最大限活用していく必要があります。また、地方自治体においては、デジタル人材の確保と育成という喫緊の課題に対して様々な対策が講じられているところ、それらの人材を最大限に活かすためのデジタル技術の導入を同時並行で進め、人材と技術の両輪で住民サービスの向上を図ることが、迅速かつ確実にデジタル化社会を構築する上で非常に有効であり、県のみならず市町村からも財政面での支援への強い要望があります。

急速な社会のデジタル化への対応が求められる地方自治体にとって、その規模やデジタル化の程度に応じて幅広い活用が可能な「地域未来交付金（デジタル実装型）」は非常に効果的で強力な支援策であることから、引き続き十分な予算の確保を求めます。

53 防災庁の地方機関等の県内への設置

【内閣府・復興庁】

大規模災害に備え、我が国の防災体制を一層強化するためには、地域防災力の強化や専門知識を有する人材の育成が必要です。こうした中、徹底した事前防災や、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁の役割は重要です。

防災庁は、本庁の設置に加え、防災局や防災大学校（仮称）の設置が検討されています。これらの設置場所の選定に当たって、本県は、東日本大震災の復旧・復興を通して得た経験・知見を有し、また、首都直下地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定地域へのアクセスにも優れ、災害時に迅速に応援可能な立地にあるなどの強みがあります。加えて、東北大学災害科学国際研究所をはじめとする研究機関や防災教育の環境も充実しており、設置を要望する仙台市と連携しながら要望活動を行ってきたところです。

こうした優位性の高さを踏まえ、防災局や防災大学校を本県に設置するよう求めます。

54 保育料の完全無償化

【内閣府・財務省】

現在、我が国が直面する少子化は静かなる有事であり、子育て世帯の経済的負担軽減は喫緊の課題です。令和元年10月以降、3歳児から5歳児までの保育料は無償化されましたが、0歳児から2歳児については、依然として所得制限が設けられているほか、多子世帯への一部補助にとどまっています。

こうした中、地方自治体では独自財源による無償化が進んでいますが、住む場所による支援の格差が生じています。保育は本来、ナショナルミニマムとして全国どこでも等しく受けられるべきものであり、自治体間の過度な競争や居住地による不公平感は、制度の公平性を著しく損なうものです。

よって、国においては、自治体の財政状況に左右されることなく、全ての子供が健やかに育つ環境を保障するため、0歳児から5歳児までの保育料完全無償化を、所得制限を設けず、国の責任において早急に制度化することを強く求めます。

55 自然増と社会増の両面からの人口減少対策の強化

【内閣府・厚生労働省】

本県では、2003年をピークに人口減少時代に突入しており、急激な人口減少は労働力の不足や経済規模の縮小を招き、社会保障制度やインフラ等、あらゆる経済社会システムの機能を維持できなくなる事態となることが懸念されています。

人口減少に歯止めをかけるためには、出生率や出生数を向上させる自然増対策と、地方の人口流出の是正を図る社会増対策の両面から取組を進めていくことが必要であり、それに際しては若者・女性にも選ばれる地域づくりが重要となります。

このため、国においては、子育てに係る負担軽減に向けた「子ども医療費助成」や「幼児教育・保育の無償化」等の基幹的な経済的支援を全国一律で受けられるよう、国の責任

と財源において早期に実現することを求めます。また、東京一極集中の是正に向け、地域未来交付金の十分な予算措置を講じるとともに、東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川の1都3県）への転入超過が続く中、移住支援金制度について、移住元の要件を東京23区内から東京圏へ拡大するなど、地方が地域の実情に応じて実施する社会増対策に対する支援の継続、強化を求めます。

56 重度障害者及び母子・父子家庭医療費の現物給付化に伴う減額措置の廃止

【内閣府・厚生労働省】

重度心身障害者及び母子・父子家庭の経済的負担の軽減と適正な受診機会の確保を目的として、各都道府県において、市町村と連携し、独自に重度障害者医療費助成制度及び母子・父子家庭医療費助成制度を実施しています。

本県では、両制度とも利用者が一時的に窓口負担をし、後日支払われる償還払い方式により運用していますが、障害者や母子・父子家庭の利便性向上のため、一部の市町村から希望のある現物給付方式を採用しようとする場合に、国民健康保険療養費等国庫負担金減額措置が適用され、県及び市町村の財政負担の増加が懸念されます。

つきましては、現物給付方式を採用した場合の国民健康保険療養費等国庫負担金減額措置の廃止を求めます。

57 医療的ケア児者・重症心身障害児者及び家族に対する支援

【内閣府・厚生労働省】

医療の発達により、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者数が増加しており、受入可能な医療型の入所施設が常時満床状態の中、家族介護による在宅での療養生活を維持していくために、家族を支えるセーフティネット機能としての各種支援の拡充が必要です。

介護する家族のレスパイトのための医療型短期入所はもちろんのこと、受入可能な通所サービスや訪問系サービスなどが生活する地域において提供されるよう、サービスを提供する事業所への介護報酬単価や短期入所の送迎加算単価の引上げ等制度の充実を図るとともに、医療型の入所施設を含め必要な施設整備や医療的ケアを必要とする重症心身障害児者への支援を行う職員の人件費、医療的ケア児支援センターの運営費、レスパイト支援等に対する財政的な支援・拡充を求めます。

また、医療的ケア児等の実態把握、個別避難計画の作成、災害時における福祉避難所や電源の確保等の支援が課題となっていることから、県及び市町村、事業所に対する財政支援の拡充を求めます。

58 農業水利施設に係る電気料金等への支援の継続

【内閣府・農林水産省】

土地改良区は、用排水機場など多くの農業水利施設を管理しており、農業生産のみならず

ず、市街地の洪水防止などの多面的機能の発揮に寄与していますが、昨今の電気料金等エネルギー価格の高騰により、その運営に深刻な影響を受けています。

また、農業生産資材の価格高騰が続く中、高騰する電気料金が土地改良区の構成員である農業者の賦課金に転嫁される懸念があることから、安心して農業に取り組めるよう支援が必要です。

このため、エネルギー価格の高騰に対処するための経済対策として実施されてきた、土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金等に対する支援の継続を求めます。

59 デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保

【デジタル庁・総務省】

国においては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民生活に直結する基幹系 20 業務に関し標準仕様に準拠して開発されたシステム（標準準拠システム）の利用を自治体に義務づけ、また、全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築した情報システムを各自治体が令和 12 年度までに利用するよう努めることとされており、これまで、移行経費支援の財源となる基金の延長、運用経費の交付税措置や補助金の創設など、一定の配慮をいただいているところです。

県の生活保護システム等、期限内に移行が完了し稼働を開始したものもありますが、依然として特定移行支援システムの認定を受けているシステムが多く、さらに、移行経費の総額やそれに応じた財政措置が不明確であるほか、移行後の運用経費の増大も懸念され、依然として自治体では財政面での不安を抱えています。

つきましては、自治体が安心して円滑に移行できるよう、ランニングコスト等への十分な財政措置とともに、全体的なコスト削減に向けて運用経費の着実な抑制を図るため、自治体への支援や事業者との調整等、必要な対策の確実な実施を求めます。

60 地方財源の確保

【総務省・財務省】

（1）地方税財源の充実・強化

ア 地方交付税の総額確保・充実

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・充実を求めます。また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すよう求めます。

イ 地方財政計画の適正化

地方財政計画の策定に当たっては、物価高騰等の影響や地方税収の動向を注視し、

実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、公共施設の老朽化対策経費や頻発する自然災害に備える国土強靱化の経費、公債費の金利上昇の影響等の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情への配慮を求めます。

また、地方負担の生じる制度改正等、地方に密接に関連する制度改革については、国と地方の協議の場を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮を求めます。

さらに、ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率や自動車税環境性能割の廃止については、地方の財政運営に支障が生じないよう恒久的な代替財源の確保など安定的な財源を確保することを強く求めます。

ウ 地方税体系の充実・強化

今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、引き続き、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に努めるよう求めます。

(2) 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持するとともに、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、その実施に必要な財源を確実に確保・措置するよう求めます。さらに、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実に財源を確保するよう求めます。

(3) 防災・減災対策の推進に係る財源確保とその期間の延長

近年、頻発化・激甚化する自然災害への備えの強化が必要なことから、引き続き地方財政計画に緊急浚渫推進事業費、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。

(4) 公共施設等の適正管理に係る財源確保とその期間の延長

人口減少や少子高齢化に加え、各種施設の老朽化が進む中であって、公共施設等の適正管理は地域課題としての切実さを増す一方であることから、引き続き地方財政計画に公共施設等適正管理推進事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る取組が今後本格化することから、令和8年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

61 結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額

【総務省・財務省】

適切な結核医療を継続的に確保するには、地方財政計画により必要な経費が安定して計上される必要があります。

そのため、今後の結核医療に係る地財単価を平成 26 年度の水準に回復するとともに、特別交付税の算定にも確実に反映するよう求めます。

62 ICT利活用環境整備等への財政支援

【総務省・文部科学省】

1人1台端末をはじめとするICT・オンライン教育環境は、新学習指導要領等に基づく個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るために必要不可欠な学習基盤と位置付けられたことから、義務教育課程の児童生徒及び全学校種の教職員の1人1台端末整備に要する経費等について、国には恒常的かつ近年の物価高騰等を適切に反映した十分な地方財政措置を強く求めます。

なお、県立高校及び県立特別支援学校高等部における生徒用端末の整備については、保護者負担による整備（BYOD）を基本方針としており、経済的な事情等により対応が困難な生徒に対する貸出用端末及び予備機の整備に要する経費分について、国が恒常的かつ十分な地方財政措置を行うこと、また、家庭の通信料の負担軽減策を講じることを求めます。

加えて、国の「学校のICT環境整備3か年計画」に基づき講じられる地方財政措置については、それぞれの措置額の明確化を求めます。

63 修学支援制度の拡充

【総務省・文部科学省】

令和8年度から高等学校等就学支援金制度の所得制限が撤廃され、授業料が実質無償化されましたが、その財源として4分の1の地方負担を求められることとなったことから、安定財源を確保するために、恒久的な地方財政措置を求めます。

本県では、物価高騰等の影響による家計支出の増加など、経済的理由により就学に困難を来している生徒が増加しています。

つきましては、高校生が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、一層の教育費負担の軽減を図るため、給付型奨学金の創設や、多子世帯に限定せずに大学・専修学校及び高校専攻科の支援金について所得要件を撤廃するよう求めます。また、あわせて、高校生等奨学金の申請手続のオンライン化について、利便性向上と事務負担軽減を図るためにも、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）との一体的なシステムの導入を早期に実現するよう求めます。

64 大規模災害における被災地の教育復興支援

【総務省・文部科学省】

近年、全国各地で発生する自然災害により、多くの被害が発生しています。被災地の学校では、ハード面の被害に加え、教職員も被災者となり、学校教育活動再開までに時間を要し、再開後においても教職員の精神的・肉体的な負担が継続します。

文部科学省では、各自治体で設置している学校支援チームとの連携及び被災地の子供たちの学びの継続や学校の再開に資する人材を派遣する枠組みを、令和6年12月に取りまとめました。

今後、全国的に学校支援チームの設置が増加することが考えられ、引き続き、被災した学校における教育活動の早期再開を支援するために、災害時の学校運営に関する専門的知識や対応力を備えた教職員を派遣する体制を整備するとともに、被災自治体や国の要請により支援者を派遣した場合の財政的支援制度の創設を求めます。

65 地域医療対策の充実

【総務省・厚生労働省】

地域医療体制の整備の取組に対する財政的支援の充実・強化のため、医療提供体制推進事業費補助金を満額措置するとともに、物価高騰など様々な要因から経営が困難となっている地域医療提供体制を担う医療機関の安定した事業の継続性を確保するために、補助金及び交付金を充実するよう強く求めます。

また、地域の救急医療を継続して確保していくため、自治体病院が開設する救命救急センターについて、安定的に運営できるよう財政的支援を充実・強化するとともに、救急安心センター事業について、都道府県への交付税措置の充実を求めます。

66 地域医療介護総合確保基金の財源確保及び弾力的な運用

【総務省・厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金は、地域の医療や介護の提供体制の整備などに必要となる財政支出に対して、十分な財源の確保がなされていません。また、地域医療構想や介護保険事業支援計画の実現に向け、必要な財源が適切な時期に配分されることが必要ですが、国の内示日は夏以降となっており、年度当初から事業に着手できないことで、補助事業の実施時期が遅くなるなど、事業の円滑な実施に支障が出ています。さらに、事業区分が厳格であり、地域の医療や介護が抱える課題への柔軟な対応が困難となっています。

つきましては、国全体で十分な財源を確保するとともに、都道府県負担分については、都道府県の財政事情に配慮した適切な地方財政措置を講じるよう求めます。また、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを前倒しするとともに、地域の実情に応じて、事業区分間の流用が可能となるよう運用の弾力化を求めます。

67 学校施設環境改善交付金における制度拡充

【財務省・文部科学省】

令和8年度の公立学校施設整備については、文部科学省において前年度予算の約3倍の概算要求がなされたものの、当初予算額は前年度並みにとどまっており事業採択の遅れが生じることが懸念されています。

本県では、学校施設の老朽化が課題となっていますが、学校施設環境改善交付金の事業採択の遅れにより、発注時期の先送りや、騒音対策等のため夏季休業中の実施を予定していた事業を見送る等、計画的な事業実施に支障を来しています。市町村の整備計画どおりの事業実施に向け、当初予算における学校施設環境改善交付金を含めた公立学校施設整備費の十分な財源確保と早期の事業採択を求めます。

また、設置者の財政的な負担軽減を図るため、物価変動を適切に反映した補助単価とすることや、長寿命化改良事業及び大規模改造事業の補助要件の緩和による制度の拡充、教育課題の解決や環境改善などに対応するための施設整備についても、制度の一層の充実を求めます。

さらに、公立高等学校についても、長寿命化対策、大規模改造（トイレ、空調、バリアフリー等）などの国土強靱化に資する整備及び脱炭素化推進への対応による財政負担の増大が見込まれることから、国庫補助化を含めた財政的支援を求めます。

68 災害復旧事業における国庫負担等の財政支援制度の拡充

【財務省・文部科学省】

近年、毎年のように大規模な災害が発生しており、今後もさらに頻発・激甚化が想定されます。被害を受けた公立学校施設の復旧事業は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づき実施していますが、復旧事業費に含まれる諸経費について、計上可能な金額と実績額とに乖離があり、地方負担が生じていることから、必要経費が全額計上できるよう制度の拡充を求めます。

69 医療・福祉人材確保対策の推進

【財務省・厚生労働省】

(1) 医師

医師の偏在是正・確保対策としての「医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ」については、地域の実情を十分に認識した上で各事業の内容を検討するとともに、効果的かつ迅速に事業が実施できるよう、適時・適切な情報提供をされるよう求めます。

また、医師の働き方改革については、地域医療確保暫定特例水準の終了年限の目標である令和17年度末に向け、医療機関における勤務環境の改善のための取組をより一層推進する必要があることから、地域医療介護総合確保基金の事業区分VI「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」に要する経費について全額国庫負担

で実施できるよう求めます。

(2) 看護師

看護職員については、育児休業等取得者や夜勤困難者の増加、その他多様な勤務形態の導入により人員を確保する必要があるなどの理由によって職員不足が深刻化していることから、看護職員の養成・離職防止・再就業促進等の取組への財政支援を一層充実することを求めます。

また、看護職員の勤務環境や処遇の改善について、夜勤負担の軽減や適切な給与水準が実現されるよう、実効性のある施策の充実を求めます。

(3) 薬剤師

地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師確保対策事業を実施していますが、薬剤師不足が深刻である地域では、特に病院薬剤師の安定的な確保が喫緊の課題であり、本県では薬学生修学資金貸付事業等を実施していることから、十分な予算措置を求めます。

(4) 歯科衛生士・歯科技工士

人材確保が課題であり、未就業者向けの復職支援、技術向上研修会の開催等、人材の確保、資質向上及び定着のための事業の一層の促進に向けた財源の拡充並びに歯科医療機関・歯科技工所の収益向上のための診療報酬の改善を求めます。また、特に歯科技工士を目指す学生に対する修学資金貸付事業を実施していることから、十分な予算措置を求めます。

(5) 介護人材

介護分野においては、他産業並みの賃金水準となるよう基本報酬を改定するとともに、地域区分や特別地域加算等を含む介護報酬の体系を検証し、都市部でも地方部でも等しく人材が確保できる報酬となるよう求めます。

障害福祉分野においても、福祉・介護ニーズの拡大に対応した人材を確保できるよう、令和9年度報酬改定（定期改定）においては、賃金スライド制や物価スライド制の導入による基本報酬の引上げを行うなど、入職や離職防止、働き方改革等を推進する総合的な人材確保対策の実施を求めます。

70 重層的支援体制整備事業の安定的・継続的な制度設計及び財政措置

【財務省・厚生労働省】

重層的支援体制整備事業は、令和3年の創設以来、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための施策として大変重要な役割を果たしています。

しかしながら、同事業のうち多機関協働事業等において、令和7年度の交付基準額の引き下げの方針が年度開始直前の同年3月に示されたことに加え、同年11月には事業開始か

ら5年を経過した市町村の国庫補助率が2分の1から3分の1に引き下げられたことや、令和8年度から新たに事業を始める市町村の交付基準額の削減が示されるなど、市町村にとって看過できない財政負担の増大を強いる方針転換が示されました。

こうした度重なる変更により、令和7年度において、事業実施市町村は業務計画・執行の変更を余儀なくされたほか、令和8年度には、新たに実施を予定していた市町村の一部が実施を取りやめるなどの影響が生じています。

地域共生社会の実現に向け、市町村が将来にわたって安定的かつ継続的に事業を推進できるよう、早期に方針を示すとともに、地方負担を増加させない十分な財源措置を講じるよう求めます。

71 病院再編に係る地域医療介護総合確保基金の確実な配分

【財務省・厚生労働省】

本県では、救急医療や災害医療など政策医療の課題解決を進めるとともに、地域医療構想を推進するため、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合を進めており、新病院の整備に要する地域医療介護総合確保基金の積立を令和6年度から開始しています。

このたびの全国的な著しい建設費の高騰により、本県の事業においても当初計画から大幅に事業費が増大しており、県単独では対応が難しく、資金不足による事業の停滞が強く懸念されるため、令和7年度の要望において、建設費高騰の影響を踏まえた基金の積立増額を求めました。この要望を真摯に受け止めていただき、令和7年度分について、基金積立財源に対応する交付金を要望どおりに配分いただいたことに感謝申し上げます。

本事業の遂行において、主な財源である基金の確実な配分は必要不可欠であることから、統合新病院の整備が財源不足によって頓挫することのないよう、今後も強力な御支援を求めます。

72 定期予防接種の費用負担軽減に対する財政措置の拡充

【財務省・厚生労働省】

定期予防接種の推進には、ワクチン接種費用に対する自己負担額の軽減が重要な要素となっていますが、定期予防接種対象疾病の拡充に伴い、実施主体である市町村が行う自己負担の軽減策に係る財政負担が増えていることから、希望する接種対象者が安心して接種できるように、国において、接種対象者及び市町村の費用負担の軽減に対する財政措置を拡充するよう求めます。

73 障害福祉サービス事業者等の不正への対応

【財務省・厚生労働省】

指定障害福祉サービス事業者等が介護給付費等を不正に受領し、不正利得返還請求に応じられない場合の国庫負担金については、市町村が負担しなければならないことになって

います。

このことは、福祉制度の担い手である市町村の財政を悪化させることになりかねないことから、事業者が実際に市町村に返還した介護給付費等の額に相当する金額に応じて、市町村が国庫負担金を返還するなどの仕組みを構築することを求めます。

74 障害福祉分野でのICT・ロボット等導入に係る十分な予算措置

【財務省・厚生労働省】

障害福祉サービス事業所等におけるICT化やロボット等の導入は、障害福祉現場の労働環境の改善、生産性向上及び人材確保に有効な手段であり、本県でも国の補助金を積極的に活用し、県内事業所の導入を促進してきましたが、例年、国は補正により予算措置をしている状況であり、小規模事業者においてもICT化やロボット等の導入を計画的に進められるよう、当初予算における十分な支援が必要です。

引き続き、事業所におけるICT化やロボット等の導入による生産性向上を支援するため、継続的で安定した財源の確保と令和9年度当初予算における十分な予算措置を求めます。

75 職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置

【財務省・厚生労働省】

本県の職業能力開発校は、県内企業の製造業等の若年技能者を養成するため、職業訓練を実施し、本県産業の発展の一翼を担ってきました。しかし、近年、少子化等による人口減少や企業ニーズを踏まえた知識等の高度化、業務の複合化への対応が求められているほか、多くの施設が築年数を経過しているため、令和3年に宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画を策定し、現在の5校を1校に再編して令和10年4月に新設校を整備することとしています。

つきましては、職業能力開発校の再編整備を推進するため、令和9年度まで継続的な財政支援が必要であることから、職業能力開発校設備整備費等補助金の十分な財源の確保を求めます。

76 みどりの食料システム戦略実現に向けた確実な財源確保と支援

【財務省・農林水産省】

2050年を目標とする「みどりの食料システム戦略」において掲げられている、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションによって実現するためには、継続的な取組が必要であることから、当初予算における安定した財源確保を求めます。

また、近年の気候変動による農作物への影響に対応し、気象条件や作付品目、生産基盤等の地域の実情に応じた持続的な生産体系を構築するため、都道府県の裁量で活用可能な試験研究予算の確保を求めます。

さらに、環境負荷低減の取組によって生産された農産物の価格が適正に評価されるよう、実需者、小売業者及び消費者の理解醸成に向け、国レベルにおける継続的かつ実効性のある取組の確実な実施を求めます。

77 工業用水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への財源の確保

【財務省・経済産業省】

本県の工業用水道施設の多くは建設から40年が経過し、本格的な施設の更新時期を迎えつつあり、長寿命化を図りながら、計画的に更新しています。

さらに、東日本大震災及び能登半島地震の経験を踏まえ、工業用水を今後も安定的に供給するためには、今後想定される大規模な災害に備えた施設の耐震化等が急務となっています。

工業用水道は本県の産業活動を支える重要なインフラであることから、宮城県企業局工業用水道事業アセットマネジメント計画に基づいて、計画的な施設の耐震化等の推進及び更新が図れるよう、引き続き必要な財源の確保及び制度の拡充を求めます。

78 地方部への誘客拡大に向けた観光施策への財政措置

【財務省・国土交通省】

外国人旅行者数が過去最高を記録する中、人口減少が深刻な東北地方においては、消費単価の高いインバウンドの更なる取り込みが不可欠です。

今年3月に閣議決定した「観光立国推進基本計画」では、「インバウンドの地方部における延べ宿泊者数を1.3億人泊とし、三大都市圏と同等とすることを目指す」とされました。

本県では、今年1月から宿泊税を導入し、本県への誘客拡大に積極的に取り組んでおり、特に大きな課題である二次交通について、令和8年度から交通拠点発着のツアーバス造成やレンタカー利用促進など複数の施策を組み合わせながらその充実を図っています。

今後、地域公共交通との共存やライドシェア等新たな仕組みを検討していくこととし、地域一体となった二次交通対策の充実を努めてまいります。その際、地方部の公共交通は存続の危機に瀕しており、関係者の理解と連携のためには一定程度の調整期間を要することから、補助対象経費の拡大や複数年度にわたる活用など、地方部の実情に配慮した制度設計、財政措置の充実を求めます。

79 激甚化・頻発化する豪雨等に伴う水害リスク増大に関する対策

【財務省・国土交通省】

東日本大震災に伴う広域地盤沈下の発生や激甚化・頻発化する豪雨災害により、内水浸水被害や雨天時浸入水の増加による下水道の溢水被害が発生していることから、継続的な対策の推進が必要です。

内水浸水対策として整備した雨水排水ポンプ場については、改築・更新費や維持管理費

が、大きな負担となるほか、雨天時浸入水を起因とする溢水対策は、調査に長い期間と費用を要し、財政基盤が脆弱な市町村では、十分な対策が取れていない状況となっています。

つきましては、広域地盤沈下の影響や、激甚化・頻発化する豪雨災害に起因する内水浸水対策を推進するため、雨水排水ポンプ場の改築・更新に伴う国費率のかさ上げ、維持管理費に対する財政上の支援及び、雨天時浸入水対策に係る制度の創設を図るとともに、必要な財源の確保を図るよう求めます。

80 水道施設の更新・耐震化に係る補助制度拡充及び財源確保

【財務省・国土交通省】

本県及び市町村等が管理する水道施設は、本格的な更新時期を迎えており、計画的な改築更新などの老朽化対策を早急に進めなければなりません。また、東日本大震災や令和6年能登半島地震の知見を踏まえ、大規模災害に備えた施設の耐震化も急務となっています。

国による財政支援については、令和6年度に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管され、令和7年度には初となる上下水道関係予算が取りまとめられました。これにより老朽化対策や耐震化の支援メニューが整備されましたが、採択基準や対象施設に制約があり、十分に活用できていない状況にあります。

つきましては、老朽化対策や施設の耐震化等を着実に推進するため、採択基準の緩和や補助対象の拡大、補助率の引上げを図るとともに、必要な財源を確保するよう強く求めます。

81 下水道施設の老朽化対策・耐震化に関する補助制度拡充及び財源確保

【財務省・国土交通省】

人口減少社会を迎え、料金収入が減少していく一方で、これまで建設した下水道施設の老朽化が進み、今後、施設更新費用の増大が見込まれます。

とりわけ、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の事案をはじめ、全国的に老朽化した下水道管などの破損に起因する道路陥没事故が発生しており、県民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県や市町村が管理する下水道管路の老朽化対策に取り組む必要があり、なかでも大口径や緊急輸送道路下に埋設されているなど事故発生時に社会的影響が大きい重要な下水道管路については、健全性の確保対策を重点的に進める必要があります。

つきましては、老朽化対策を着実に進めるため、調査、点検業務に係る補助率のかさ上げや、修繕に要する費用を補助事業の交付対象にするなど、補助制度の拡充及び必要な財源の確保を求めます。

また、東日本大震災以降、県では基幹土木施設や水管橋及び管路の耐震化、伸縮可とう管の補強事業を推進してきたところであり、さらに、令和6年能登半島地震での下水道施設の被害を踏まえ、今後の大規模な災害に備えた急所施設の耐震化を重点的に進める必要があるため、上下水道耐震化計画に基づき、計画的な施設の耐震化の推進を図れるよう補

助率のかさ上げなど補助制度の拡充及び必要な財源の確保を求めます。

82 下水汚泥肥料化推進事業の継続的な財源確保

【財務省・国土交通省】

下水道は、生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全などを支える不可欠な社会基盤であり、24時間365日、住民の安全・安心で快適な生活を支える重要な役割を担っています。

一方で、人口減少や節水型社会の定着による使用料収入の減少、老朽化施設の更新需要の増大、頻発する自然災害への対応などにより、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、経営の効率化・安定化が課題となっています。また、循環型社会の実現や下水汚泥処理コストの削減の観点から、下水汚泥の資源化の必要性も高まっています。

このような状況の中、本県では東部3流域を含む県北地域において、県と市町との共同事業として広域化・共同化による下水道事業の経営効率化及び循環型社会の実現を目指し、下水汚泥肥料化推進事業に令和8年度から取り組んでいます。

つきましては、県と市町が一体となって推進する下水汚泥肥料化推進事業について、継続的かつ確実な予算確保を求めます。

83 プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等対策の推進

【財務省・環境省】

プラスチックごみをはじめとする海洋ごみの問題は、国内外で大きな課題となっています。国の海洋プラスチックごみ対策アクションプランでは、海洋への流出防止や一旦流出した物の回収に取り組むこととされており、本県においても、県や沿岸地域の各市町がそれぞれの役割を果たしながら、その取組を進めているところです。

つきましては、各海岸管理者及び市町が、海岸漂着物等の回収・処理を適切な水準で実施できるよう、令和9年度以降についても、引き続き国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の確実かつ十分な予算措置を求めます。また、令和6年度から、発生抑制事業については、定量的な効果検証が補助要件とされたところですが、本県の漂着ごみは陸域由来が多く、その発生抑制には、環境教育やポイ捨て防止など直接的な効果検証が難しい取組が重要であることから、このような普及啓発を補助対象とすることを求めます。

84 循環型社会形成推進交付金等（一般廃棄物処理施設・浄化槽）の確保

【財務省・環境省】

市町村等による一般廃棄物処理施設の整備は、複数年度にわたり多額の費用を要し、本県でも整備・計画中の施設が多数あることから、要望に応じた継続的な支援が不可欠です。また、浄化槽は、生活環境の保全に加え災害時にも機能する汚水処理システムとして引き

続き整備が求められていますが、本県の汚水処理人口普及率は93.9%（令和6年度末）にとどまっており、一層の整備推進が必要な状況です。

これらを着実に進めるため、循環型社会形成推進交付金等による必要な財政支援を継続するとともに、近年の物価高騰に伴う施設整備費の増大は地方自治体の財政を圧迫することから、交付率のかさ上げ等の重点的な支援を講じるよう求めます。

さらに、ごみ処理の広域化・集約化の更なる推進を図るため令和7年度に新たな支援制度が創設されたところですが、基幹的設備改造事業については設置年の古い施設の延命化も想定されることから、エネルギー回収型廃棄物処理施設等としている対象要件を緩和するよう求めます。加えて、地理的特性により集約化対象市町村数や対象施設数が限られる実情を考慮し、解体支援の対象要件を拡大するよう求めます。

85 管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る財源の確保

【財務省・環境省】

昭和54年度から運用している公共関与による現処分場は、東日本大震災での災害廃棄物の埋立て等により残余容量が逼迫した状況にあることから、後継となる処分場の整備に向けて住民協議を重ね、令和4年9月に新たな処分場の整備に関する基本協定を締結し、令和9年度末の運用開始を目指して建設工事等を進めているところです。

令和9年度以降に複数の地方公共団体が公共関与による整備を予定・計画している中で、国においては、補助対象経費の4分の1を上限に補助する廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金について、全国の要望額に対応できるよう十分な財源の確保を求めます。

また、現在、持続的なインフレ状況に加え、中東情勢の悪化による資材高騰等により大幅な事業費見直しを行わざるを得ない状況であるため、交付金の増額及び交付金取扱要綱による単年度10億円の上限見直しを求めます。

86 内水面漁業・養殖業の経営安定化に向けた支援の拡充

【農林水産省・環境省】

内水面漁業協同組合は、第5種共同漁業権の免許主体として、漁業権の管理や河川・湖沼等の漁場の維持管理、水産資源の増殖に取り組むなど、重要な役割を担っています。

また、内水面養殖業は、淡水魚の生産のみならず、ギンザケ等の種苗生産を通じて、近年増加している海面でのサーモン養殖業を支えています。

しかし、近年は台風等の自然災害の激甚化・頻発化や、カワウによる食害等が生じており、内水面漁業・養殖業の生産活動への直接的な影響に加え、担い手や遊漁者数の減少等により経営基盤が脆弱化し、一部の組合等では、事業継続が困難な状況となっています。

このため、自然災害からの復旧期間において活動が制限される場合に組合の運営を支援する基金の創設や、養殖業の補償制度の対象拡大に向けた民間事業者への働きかけなど、組合や養殖業者の運営を支援する制度の拡充を求めます。

また、カワウ対策については、行動範囲が広域に及び、県単独での対応に限界があることから、国主導による広域的な連携体制の強化と、実効性のある防除・駆除技術の開発を求めます。

87 地域と共生した再生可能エネルギーの導入に向けた制度構築

【経済産業省・環境省】

太陽光発電を中心とした再エネ発電設備の導入拡大に伴い、安全、防災、景観、環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっています。また、近年では、再エネ特措法に基づく認定を受けない事業が増加しており、今後これらも含めた事業規律の強化や設備情報の把握が必要です。

つきましては、再エネ発電設備の導入に当たっては、再エネ特措法に基づく認定を受けない事業についても、地域への説明及び廃棄費用の積立ての義務化、関係法令に違反した場合の発電事業の停止措置の導入など、一層の規律強化を図ること、及び設備情報を自治体が適正に把握することができる仕組みを構築することを求めます。

また、電気事業法により太陽光発電設備には柵、塀や立入禁止表示などにより接触を防止するための措置が義務付けられていますが、本県内において遵守されていない設備が見受けられるので、事業者への十分な周知や指導・監督を求めます。

88 新幹線鉄道騒音対策の強化

【国土交通省・環境省】

東北新幹線の開業以来、県内沿線において騒音の環境基準が未達成であり、県民から低周波音を含めた騒音・振動苦情が寄せられています。これまで東日本旅客鉄道株式会社に騒音・振動対策を申し入れてきましたが、一向に改善が認められません。国の要綱等で沿線地域の土地利用対策が示されていますが、既市街化地域での対応は非常に困難であり、環境省においては、環境基準の早期達成を国土交通省に求めることを、国土交通省においては、環境基準未達成の速やかな原因究明及び環境基準を満たすための効果的かつ速やかな音源対策等の実施を同社に指導し、主体的に沿線の騒音対策に取り組むことを求めます。

さらに、新幹線の走行による低周波音の環境影響に対する県民の不安に自治体が適切に対応できるよう、早期に低周波音に係る測定・評価方法及び健康影響を示すことを求めます。

89 地方創生のための財源確保

【内閣府】

本県では、保健福祉施設や水産業の物価高騰対策、畜産生産資材の価格高騰対策等により地域に応じた様々な支援を行っていますが、依然として厳しい経営を強いられており、事業者からはさらなる支援を求める声があるほか、消費下支え等を通じた生活者支援も引

き続き必要であることから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の継続的な予算の確保を求めます。

90 困難を有する子ども・若者やその家族への支援に対する予算措置

【内閣府】

本県では、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に則り、石巻圏域及び県南圏域で子ども・若者総合相談センターを運営し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者へのきめ細やかな支援を行っています。

子ども・若者総合相談センターにおける相談支援等に対する新規補助として、地域における若者支援コーディネート事業が創設されたところですが、子ども・若者総合相談センターの取組を県内全域に広げ、支援体制の一層の強化を図るため、当該センターの運営費用に対する十分な財政支援を求めます。

91 保育士修学資金貸付等事業の継続

【内閣府】

保育士修学資金貸付等事業は、保育士を目指す学生の経済的負担を軽減し、県内就労を促進する上で極めて重要な取組です。

しかし、貸付原資となる国の交付金は、令和4年度以降、本県の希望額に対して安定した交付がなされていません。令和6年度は5割、令和7年度は3割程度の交付に留まっており、本来の貸付期間である2カ年分の貸付決定を行うには、依然として原資が不足する恐れがあります。その結果、令和7年度も単年度ごとの貸付決定を余儀なくされている現状にあります。事業の安定的な実施に向け、必要な予算措置を確実に講じるよう強く求めます。

また、貸付の際に作成する書類（貸付決定通知書、変更決定通知書、誓約書）が印紙税の課税対象となっており、利用者や窓口の負担となっています。文部科学省の「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」と同様の非課税措置を講じるか、あるいは印紙税相当分を貸付原資に上乗せして交付するなど、制度の抜本的な改正を求めます。

さらに、就職準備金貸付において、年度ごとの保育士の有効求人倍率が全国平均を超えるか超えないかにより、貸付上限額が40万円から20万円に変動することで、再就職を目指す保育士にとって不公平な状況が生じているため、貸付上限額を一律40万円とするよう求めます。

92 保育士配置基準の見直し及び公定価格の充実

【内閣府】

安全で安心できる保育環境の実現に向け、配置基準の引上げ、および公定価格・加算措

置の抜本的な改善を強く求めます。

まず配置基準については、「子ども・子育て支援新制度」における1歳児の基準に関し、令和7年4月より「5：1」への改善に対する加算措置が講じられました。しかし、基準の適正化を確実なものとするため、当該加算条件の廃止とともに、最低基準そのものの早期改正を求めます。

公定価格および各種加算については、保育士の低賃金が人材確保や定着を阻む大きな要因となっています。先送りとなった地域区分の見直しに当たっては、人件費引上げの効果が相殺されないよう、現行を上回る給付水準を確保するよう求めます。また、周辺地域との格差にも配慮し、地方においても保育士を確保しやすい単価設定を行うなど、全国的・地域的な格差是正を強く求めます。あわせて、公定価格の引上げ分が確実に保育士の給与へ反映される仕組みの構築も強く求めます。

さらに、障害児や医療的ケア児が地域で安心して保育を受けられるよう、受入れ施設に対する必要経費を適正に反映した加算設定を行うこと、および実態との乖離が著しい副食費について、施設の負担解消に向けた実効性のある公定価格の設定を求めます。

93 医療費助成制度の創設

【内閣府】

子どもの医療費助成事業は、子どもの健康保持及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、各市町村で実施され、県がそれを一部支援しており、子育て家庭の福祉の増進に大きな役割を果たしています。

一方、各市町村の財政事情や政策的な方針などから、地方公共団体間で対象年齢や自己負担額の制度内容が異なるため、不公平感や不満が生じている状況です。

子どもを安心して産み育てる環境づくりを進めるため、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療が受けられるよう、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するよう求めます。

94 警察車両の増強

【内閣府】

捜査用車両については、現状約1,500人の捜査員に対して412台の整備内容となっており、1台を約4人で使用している状況にあります。

このような状況下において、初動捜査活動やその他の捜査活動に十分な捜査力が発揮できているとは言い難く、絶対的に捜査用車両が不足していることから、あらゆる警察事象に迅速、的確に対処し、機動力を発揮した捜査活動等を行うためにも、捜査部門に対する警察車両を増強するよう求めます。

95 警察官の増員

【内閣府】

近年の治安情勢は、刑法犯認知件数が減少する一方、匿名・流動型犯罪グループ等による特殊詐欺事件等の被害金額が2年連続で過去最悪を更新したほか、令和5年度に急増した不正送金事犯をはじめ、サイバー犯罪も高止まり状態にあるなど、治安上の重要課題が山積しています。さらに、近年の情報通信技術や交通網の飛躍的な発展に伴い、各種犯罪のスピード化・広域（国際）化・複雑化が一層進んでおり、警察が担う責務は一層大きくなっています。

また、本県では、平成30年に発生した交番襲撃事案を受け、複数勤務を実施しているため、交番・駐在所の不在時間が増加するなど、県民要望に即応できない懸念に加え、新たに将来を見据えた警察組織の構造改革等による抜本的な取組を推進し、人的基盤の強化を図っていく必要があります。

平成29年度以降、本県への増員措置は見送られていた中、令和7年度に地方警察官の増員により、12人が増員されたものの、社会の変化や、これに伴う治安情勢の変容に的確に対応し、県民が安心して暮らせる安全な社会を実現するためには、一層の警察の活動基盤の強化が必要であるため、警察官の増員を求めます。

96 条件不利地域の携帯電話等のエリア整備に係る財政支援の拡充等

【総務省】

非居住地域の携帯電話エリア整備については、令和2年度に携帯電話等エリア整備事業が見直され補助対象となったものの、整備に係る経費が高く不採算となる傾向にあることなどから、通信事業者が整備を敬遠する状況にあります。

安心・安全の確保の観点から、災害時の物資輸送に利用される緊急輸送道路や物資集積に利用される公共施設、地域の共同利用施設等といった人が集まる施設があるエリアについては、非居住地域であっても携帯電話が利用できるよう、不感地域の解消に向けた通信事業者による自主的整備の促進のための補助率引上げなど、国庫補助制度の拡充を求めます。

97 私立学校の修学支援等の拡充及び広域通信制高等学校への指導監督のあり方検討

【文部科学省】

私立小中学校に対する授業料減免については、現在、入学後の家計急変世帯に限られています。補助対象の拡大など、国による支援の一層の充実を求めます。また、大学や専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する修学支援制度による授業料等の減免や給付型奨学金事業等についても、支援対象の拡大、給付額の引上げなど制度の拡充を求めます。

あわせて、私立学校施設における耐震改築事業費補助制度について、公立学校と比較し、補助メニューの限定や補助率が原則3分の1となっていることから、補助対象の拡充や補

助率・補助単価の引上げなど、制度を拡充するよう求めます。

加えて、広域通信制高等学校について、県外に多くの通信教育連携協力施設が設置されているケースがあり、調査・実態把握が困難になっています。近年の生徒数の増加に適切に対応し、教育の質を担保するため、広域通信制高等学校への指導監督のあり方について検討を進めることを求めます。

98 部活動の地域展開に係る支援拡充

【文部科学省】

子供のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させ、学校の働き方改革等を踏まえた部活動の地域展開を行うためには、地域クラブ活動の安定した運営や質の高い指導者の確保、関係者の理解促進などが課題となっています。

国のガイドラインに掲げられた「学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ地域全体で支える」こと、「学校活動をベースとした地域との連携」を実効性のあるものとするためには、学校と地域が密接に連携し、官民共同で部活動を支える持続可能な体制の構築が重要です。地域間で進捗に差がある現状を鑑み、改革実行期間においては、学校と活動の受皿となる地域団体や民間事業者との協力関係を強化し、行政・学校・民間が一体となって地域展開を推進できるよう、国において十分な広報や周知を図ることを求めます。

国においては令和7年度補正予算及び令和8年度予算より補助事業が実施されていますが、地域の実態に即し段階的に進められるよう、恒久的な予算の確保に努めるとともに、地方自治体の負担割合を軽減するほか、国の補助事業に係る地方負担分に対して、十分な地方財政措置を講じることを求めます。

また、生徒の尊厳を保護し、暴力やハラスメント等のない安全な活動環境を保障することは極めて重要です。指導現場での人権侵害を根絶するため、国においては、安全管理や発達段階に応じた指導法等を網羅した研修制度を早急に構築するよう求めます。制度設計に当たっては、地理的条件に関わらず全ての指導者が高度な知見を習得できるよう、デジタル技術を活用した受講基盤を整備し、全国どこにおいても生徒が質の高い安全な指導を享受できる体制の実現を強く求めます。さらに、各競技における地域の技術指導が一定のレベルとなるよう、現実的な研修制度や認定制度を整備することを求めます。

加えて、企業から積極的な協力が得られるよう、指導者を派遣できる環境を整備し、実際に地域クラブ活動を支援している企業に対する認証や表彰制度及び当該企業に対する支援策を創設することを求めます。

99 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

【文部科学省】

東日本大震災後、着実に復興が進んできていますが、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化するなど、いまだに震災の影響が見られることから、一人

一人の心に寄り添いながら、より一層丁寧に教育活動を行うことが求められています。

令和8年度においても震災対応等、教育復興支援のために教職員の加配措置が認められ、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われているところですが、令和9年度以降も、児童生徒の心に寄り添った相談・対応などに従事する養護教諭等、震災関連として追加的配置が必要な教職員について、確実に定数措置するよう求めます。

100 公立義務諸学校の教職員定数の改善

【文部科学省】

一人一人の子どもに対するきめ細かな指導を展開するため、義務標準法を改正することによって特別支援学級の標準を6人以下に引き下げることが求めます。また、日本語指導を必要とする児童生徒支援のための配置基準の引き下げや、学びの多様化学校に対する指導体制の充実など、教職員定数の確保を着実に実施するよう求めます。

さらに、複雑化・多様化する課題に対応するため、養護教諭や栄養教諭の配置の標準をさらに引下げるとともに、組織的・機動的なマネジメント体制を構築するための定数改善や児童生徒支援に係る加配教員の増員を求めます。

加えて、都道府県及び市区町村教育委員会での指導主事の配置を充実できるよう、必要な予算措置や定数措置を図るとともに、充て指導主事については、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針に基づく定数縮減計画から除外することを求めます。

これらの教職員に係る給与費については、義務教育に対する国の責務として必要な財源を確保するよう求めます。

101 質の高い教師の確保のための環境整備

【文部科学省】

教員がやりがいを持って働くことのできる環境を整備するため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進することが必要です。そのため、教員業務支援員、学習指導員、校内教育支援センター支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの配置充実を含め、学校における働き方改革を総合的に推進するために必要な予算措置の拡充継続を求めます。

あわせて、学校における働き方改革を推進するため、教育委員会事務局が担う役割が大きくなっていることから、教育委員会事務局の体制強化に必要な財政措置を求めます。

加えて、教師不足が依然として課題であることから、教員免許状保有者を質・量ともに確保していくために、教職課程の在り方の見直しや教員養成大学の機能強化を求めます。

102 教育支援センターの運営費等への公的支援

【文部科学省】

学校に登校していない児童生徒が年々増加する中、教育機会確保法を踏まえ、学校以外

の学びの機会を一層確保することが重要となっています。学校以外の施設の1つとして、市町村の教育支援センターが考えられますが、学校に登校していない児童生徒の学習支援や自立支援を図る上で、個に応じた支援や体験を重視した活動等が重要であるものの、その実施には人材確保及び環境整備等を図る必要があります、そのための人件費や運営費が市町村の財政を圧迫しています。また、小・中学校と比べ遠方に位置する教育支援センターが多いため、交通費の負担も課題となっています。

このような状況を考慮し、児童生徒のニーズに応じた教育の機会を確保するために、市町村の教育支援センター等の公的機関への国庫補助などの財政的支援を求めます。また、市町村の教育支援センター及びフリースクール等の民間施設に通う児童生徒の活動費、交通費等への財政支援も求めます。

103 国際バカロレア認定校への支援

【文部科学省】

急速に進展するグローバル化の中で、次代の社会を担っていく生徒には、直面する課題に誠実に向き合い、周りの人と協働しながら思考を掘り下げ、解決に向けた方向性を見出していく資質・能力が求められています。国際バカロレアの提供する双方向型・協働型の学習プログラムにより、今後求められる資質・能力を身に付けたグローバル人材を育成することができるかと期待されています。

本県においては、国際社会で活躍し、世界と宮城をつなぎ、宮城の復興と発展に貢献できるグローバルリーダーの育成を図るため、国際バカロレア機構から正式に認定を受け、令和3年4月からプログラムを開始しましたが、公立高校においてプログラムを実施していくためには、ICT機器や環境の整備はもちろんのこと、外国人を含めた教員の確保・育成など、財政面、人員確保の面、双方の課題を解決する必要があります。令和8年度においても、国際バカロレアの学習プログラムでは、各学問領域の高度な概念を取り扱った授業をオールイングリッシュで複数科目実施するために、外国人非常勤講師を11名配置予定ですが、予算については県単独で行っている状況です。

つきましては、今後、国際バカロレア教育の継続のため、必要とされる経費に対する財政的支援及びプログラム認定校への教員定数加配措置についての支援を求めます。

104 遠隔授業配信センター設置に係る財政措置

【文部科学省】

急速な少子化が進行する中においては、学びの質の確保に向けた取組が一層必要となるため、遠隔授業を効果的に実施するために必要となるネットワーク構築及び運用に係る環境整備に必要な財政措置や、遠隔授業配信センターの教員配置について現在の標準法では対象とならない部分についても、教員定数加配措置についての支援を求めます。

105 高等学校等教育改革促進事業に係る事業計画実施期間の延長

【文部科学省】

高等学校等教育改革促進事業は、「高等学校等教育改革促進基金管理運営要領」に基づき、都道府県が策定する基金管理事業計画により、令和11年3月31日までの期間で実施することとされています。しかしながら、教育改革は、指導方法の改善、地域との協働体制の構築、学習環境の整備（施設の新築、改修を含む）など、その成果を最大限に高めるためには、一定の時間をかけて継続的に取り組むことが不可欠です。

また、昨今の建設コスト高騰等に伴う入札不調、工期延長などを鑑みると、施設整備を3年間で確実に実施することは困難な状況にあり、基金を活用し確実に高校教育改革を成し遂げるためには、さらに一定の期間が必要となります。

こうした状況を踏まえ、取組を着実に進め、改革の効果を最大限に発揮できるよう、事業期間の弾力化を図ることを求めます。

106 特別支援教育の充実

【文部科学省】

障害のある児童生徒の就学先については、学校教育法施行令の改正により、これまでの障害の状態に加え、学校や地域の教育体制の整備状況も含めた総合的観点から個別に判断・決定する仕組みへと改められ、市町村の小中学校へ就学する機会が増えており、多くの市町村が受入れ体制を整備している一方、特別支援教育に係る教員の資質向上や特別支援教育支援員の配置に係る財政負担など対応に苦慮している状況です。

つきましては、市町村が、本人・保護者の意見を最大限尊重し就学先を決定することができるよう合理的配慮の充実のための特別支援教育支援員の増員など、財政措置の拡充を求めます。また、幼児期から高等学校卒業後までを見据えた切れ目ない支援体制の構築に向けた特別支援教育の充実について、一層の財政的支援を求めます。

107 特別支援学校のスクールバス運行経費に対する財政措置の拡充

【文部科学省】

本県では、知的障害の特別支援学校において、通学区域の広さや障害特性により公共交通機関での通学が困難な児童生徒の実態等を考慮し、スクールバス（以下「バス」という。）を運行していますが、近年の児童生徒の増加に伴いバスの利用者が増加しており、社会的な燃料費や人件費の高騰の影響も受け、運行経費が増加している状況です。

バスの運行経費については、特別支援教育就学奨励費において公共交通機関による通学費が補助対象とされる一方で、自治体が運行するバスの経費は対象外とされており、普通交付税措置により令和7年度は本県バス予算に対して18.2%が措置されている状況です。本県では、バスの運行コースを集約し予算の抑制を図っているところですが、業務委託料が大きく上昇していることから、今後も引き続きバスの運行を継続し、児童生徒の教育機会の確保や保護者の負担軽減等を図るため、国庫補助制度の創設を求めます。

108 埋蔵文化財発掘調査に係る財政的支援

【文部科学省】

埋蔵文化財包蔵地内での開発のうち、公費で負担する個人住宅等の発掘調査については、埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項により、補助金の額が補助対象経費の2分の1となっていますが、近年、要望額に満たない交付額となっています。また、補助制度上、事前着手が認められておらず、事業計画上において補助金を充当できない調査もあります。これらの原因により生じる不足分は、自治体の一般財源で賄っている状況にあり、地方財政をひっ迫させています。

地方公共団体による埋蔵文化財発掘調査が適正に行われるために、発掘調査計画に基づく事業要望額に沿った補助金が交付されるよう求めます。あわせて、工事着手の遅れにより工期に影響が生じないようにするため、国庫補助の交付決定前に発掘調査に着手できるよう、制度の弾力的な運用を強く求めます。

109 介護事業所・障害福祉サービス事業所に対する支援

【厚生労働省】

令和8年度の臨時改定措置において、介護・障害福祉分野の職員の処遇改善（令和8年6月施行）及び介護分野の食費の基準費用額の引上げ（令和8年8月施行）は講じられることとなったものの、介護事業所・障害福祉サービス事業所に対する根本的な支援となる基本報酬改定は実現していないため、令和9年度の定期報酬改定において措置するよう求めます。

110 医療用医薬品の早期の流通安定化

【厚生労働省】

医療用医薬品の供給状況については、徐々に改善されつつあるものの、一部製品では供給停止や限定出荷が続いており、医療現場では代替薬への処方変更や複数の医薬品卸売業者との納入交渉を余儀なくされるなど、安定供給への不安が解消されない状況が続いています。

国においては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正や薬価改定においても医療用医薬品の安定供給に配慮したところですが、医療上の必要性が高い医薬品を扱うメーカーが採算性を維持できる制度の導入、生産の効率化が促進される法規制の見直し、原薬等の安定的な調達を可能とする体制整備、流通適正化に向けた取組等を一層進めるとともに、増産対応するメーカーの人員体制や製造設備の増強に係る支援を更に拡充するなど、医療用医薬品の安定的な供給体制の確保に向け、実効性を持った対策を講じることを求めます。

111 シルバー人材センター事業の安定的な事業運営のための要件緩和

【厚生労働省】

各シルバー人材センターが安定的な運営を行う上では、高年齢者就業機会確保事業費補助金（シルバー人材センター事業分）は重要な財源となっていますが、その交付要件は「会員数 100 人以上かつ年間就業延人数 5,000 人日以上」と定められており、人口の多寡については考慮されていないため、人口が少ない町村においては、要件を満たす会員数の維持・確保が難しい状況となっています。

高年齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るためにも、全自治体一律の要件ではなく、人口が少ない町村も対象となるよう要件の緩和を求めます。

112 育児休業の取得促進に向けた支援の強化

【厚生労働省】

仕事と家庭の両立支援において、育児休業の取得促進は極めて重要な取組です。

一方で、特に地方の中小企業においては、代替要員の確保や業務分担の見直しに伴う負担が大きく、現場では積極的に取得促進に踏み切れない実情があります。

このため、育児休業の取得促進に向け、両立支援等助成金における支給額の増額や支給要件の緩和、申請手続の簡略化など、一層の支援の強化を求めます。

113 生産者視点による農畜産物の「合理的な価格形成」の仕組みづくり

【農林水産省】

食料安全保障の確保に向けては、国産農産物の安定的な供給が重要であり、そのためには、生産者が再生産可能な所得を確保することが不可欠であることから、食料システム法に基づく合理的な価格形成の仕組みについて、その実効性の確保を求めます。

また、持続的な供給に必要となる合理的な費用の指標（コスト指標）については、国が認定したコスト指標作成団体が作成することとされていますが、同一品目であっても、中山間地や平地といった地域差、作付規模、あるいは有機農業等の栽培条件による差異を適切に反映するとともに、さらなる対象品目の拡大を図るなど、産地の実情に即した実効性の高いコスト指標となるよう、国による積極的な関与を求めます。

114 鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県における野生鳥獣による農作物被害額は、平成 26 年度の 2 億円をピークに減少しているものの、令和 6 年度は約 1 億 4 千万円であり、依然として深刻な状況にあります。

各市町村等では、侵入防止柵の設置や捕獲活動を強化しており、捕獲頭数は増加傾向にあります。しかし、交付金配分額は未だ要望額に達していないほか、資材価格の高騰や過重な労務負担に対し、現行のわな導入経費及び捕獲活動経費の上限単価では地域の実情に即した

十分な対策を講じることができない状況にあります。つきましては、被害軽減に向けた取組を加速させるため、一層の手厚い予算措置を求めます。

また、現行制度は推進交付金のメニューが多岐にわたり事務が複雑であるほか、捕獲確認事務が現場の負担になっています。加えて、整備交付金においても、資材価格高騰に伴う特認協議の手続が円滑な事務執行の支障となっていることから、現場が対策の実施に注力できるよう、事務執行の効率化及び特認手続の緩和による市町村の負担軽減を求めます。

115 日本型直接支払に係る十分な予算措置

【農林水産省】

農業・農村の有する多面的機能は、国民に重要な恩恵をもたらすことから、地域資源の保全や中山間地域の農業維持、環境に配慮した農業への継続的な支援が必要となっています。

こうした中、多面的機能支払交付金の資源向上支払（施設の長寿命化）においては、予算措置が要望額の6割程度に留まっており、老朽化した水路等の更新を計画的に実施できず、営農に支障を来していることから、日本型直接支払の十分な財源の確保を求めます。また、活動組織等の維持が難しくなっていることや、市町村及び県においても事務処理に多くの時間を要している現状を踏まえ、制度設計を簡略化かつ最適化する見直しや事務手続の一体化を図るとともに、電子申請を推進するなど、更なる事務負担軽減を求めます。

さらに、多発する豪雨災害等への対策として、「田んぼダム」を推進するため、堰板購入や見回り経費等に十分に充当できるよう、多面的機能支払交付金における加算単価の増額を求めます。

116 新規就農者支援施策における運用の拡充

【農林水産省】

農業の持続的な発展には、意欲ある担い手の確保が不可欠です。国の新規就農者育成総合対策は原則49歳以下を対象としていますが、他業種での経験が豊富な50代の就農者は営農意欲が高く、地域農業の貴重な戦力となっていることや、スマート農業の普及により省力化が進み、長期営農も可能となっていることから、年齢制限の緩和を求めます。

また、経営発展支援事業では、支援対象とする機械・施設等の導入時期を国が指定した年度（原則として就農開始年度又はその次年度）に限定しており、就農後の経営規模や段階に応じた適切・適正な導入ができないことから、より柔軟な運用が求められています。生産基盤の着実な強化を支援するため、認定新規就農計画の期間内（5年間）に導入する機械・施設については、年度を問わず支援対象とするよう要件の緩和を求めます。

117 農業経営・就農支援センターの運営に対する十分な予算措置

【農林水産省】

都道府県は農業経営基盤強化促進法に基づき、就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農相談や農業経営の改善等に関する課題解決に向けた伴走支援を行っています。近年、新規就農者の確保・育成に加えて、法人化や経営継承等の農業経営の安定化・高度化に関する支援要請が増加しており、これらにに応じていくためにはこれまで以上の経費を要しますが、令和8年度の本県への農業経営・就農サポート推進事業の配分額は要望額の6割程度に留まっており、十分な活動に支障を来しています。

つきましては、当センターの機能を十分発揮し、農業者等に対して充実した支援を実施するための十分な予算措置を求めます。

118 農業委員会ネットワーク機構の活動経費に対する十分な予算措置

【農林水産省】

農業委員会法の改正から10年が経過し、農地利用最適化の推進はもとより、将来の地域農業や農地利用の在り方検討、担い手の確保・育成等を進めるに当たり、農業委員等の資質向上が重要となっています。また、地域計画の実現に向けた取組や、農地の総量確保・適正利用に向けた対応など、農業委員等が備えるべき知識、技術及び情報が増加・高度化しています。

一方、令和8年度機構集積支援事業交付金のうち県農業委員会ネットワーク機構の活動に係る本県配分額は、要望額の6割程度にとどまっており、農業委員等に対し、農地利用最適化のための活動に関する十分な研修等を行うことが予算上、困難な状況にあります。

つきましては、本交付金の広域的な農地利用調整活動等への支援事業のうち、特に県農業委員会ネットワーク機構の活動費等となる農業委員等に対する支援に係る予算の配分について、令和8年度の追加内示を含め、十分かつ確実な予算措置を求めます。

119 外国人材受入体制整備にかかる支援の拡充

【農林水産省】

農業者の減少や高齢化、人口減少による労働力不足が深刻化する中、農業分野においても外国人材の活用を推進していく必要があります。しかし、県内の多くの農業法人においては、外国人雇用に係る事務手続や労務管理等のノウハウが乏しく、また、送り出し機関への手数料等の費用負担や生活サポート等も課題となっており、活用は進んでいません。

このため、農業法人を対象とした、外国人雇用に係る助言活動やノウハウ習得のための研修会の開催等の支援に加え、雇用手続費用や住居整備への補助など、外国人労働者の就労・定着に必要な環境整備に対する予算措置を求めます。

120 農地中間管理事業等に対する十分な予算措置

【農林水産省】

農業経営基盤強化促進法の改正により、利用権設定等促進事業が廃止されたことから、農地の権利設定等は原則として農地中間管理事業に一本化され、令和7年4月から農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業（農地売買等支援事業）の活用件数は大幅に増加しています。

また、同法に基づく地域計画の実現には、農地中間管理機構による集積・集約が不可欠ですが、国の予算措置において、本県への令和7年度の内示率は、農地中間管理等推進事業で9割程度、農地売買等支援事業においては6割程度にとどまり、現場の事業展開に深刻な支障を来しています。特に農地売買等支援事業の著しい予算不足は、担い手の経営規模に応じた適切な設備投資を進める上での障壁となっており、農地集約の機運を削ぐ原因となっています。

つきましては、地域計画の実現に向け、生産基盤の強化に資する構造改革を加速できるよう、農地中間管理事業等について、十分な予算確保を強く求めます。

121 新たな水田政策に係る十分な予算確保と恒久的な制度の確立

【農林水産省】

本県では水田農業が基幹的に行われており、需要に応じた米づくりと、水田を有効に活用した大豆・麦等の転換作物の作付を推進してきたところです。

令和6年以降の米価上昇により、稲作経営の所得が確保され、営農意欲の向上につながった一方で、転換作物に対する現在の国の交付金水準では主食用米との所得格差が大きくなり、転換作物の作付推進が難しく、主食用米の過剰生産による米価下落や農業経営への影響が懸念される状況となっています。

このため、令和9年度以降の水田政策の見直しに当たっては、農業者が将来にわたって安心して営農を継続できるよう、地域の実情を踏まえた支援内容とするとともに、十分かつ安定的な予算確保と、法制化を含めた恒久的な制度の確立を求めます。

122 強い農業づくり総合支援交付金等に係る要件緩和

【農林水産省】

本県では、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に基づき、園芸をはじめとした農業産出額の拡大に向けた取組を進めているところですが、近年の資材価格高騰等の影響により、新たな施設整備を図る生産者の負担は増加しています。

特に、施設園芸においては、次世代を担う先進的な園芸経営体を育成していくため、引き続き計画的な支援が不可欠であることから、農業への新規参入者等が活用しやすくなるよう、強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業に係る配分基準の見直し及び補助対象経費の拡大による要件の緩和、さらには補助率並びに補助上限の引上げを求めます。あわせて、令和9年度当初予算における確実かつ十分な予算措置を求め

ます。

また、老朽化した農業共同利用施設の再編集約・合理化を支援する新基本計画実装・農業構造転換支援事業については、地域の実情を踏まえた配分基準の見直し等による要件の緩和を求めます。

123 施設園芸の燃料高騰対策に係る十分な予算措置と省エネ生産技術導入支援の強化

【農林水産省】

本県では、令和3年3月に「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」を策定し、園芸産出額の増大に向け、大規模で先進的な施設園芸経営体の育成に取り組んでいます。一方で、施設園芸は経営費に占めるエネルギーコストの割合が高く、現在の燃料価格・電気料金の高騰が経営を圧迫しています。

不安定な国際情勢や物価高騰の影響により、今後も燃料価格の上昇が見込まれることから、施設園芸等燃料価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、より実効性を高めるため、発動基準価格算定方法の見直しと造成金における国の負担割合の拡充を求めます。

また、施設園芸には電力の利用が不可欠であり、電気料金の高騰は園芸農家の大きな負担となることから、電気料金に対する支援策の創設とともに、化石燃料に頼らない省エネルギー機器等の開発及び社会実装に向けた取組の推進を求めます。

124 農山漁村地域整備交付金の安定的な財源確保と要件緩和

【農林水産省】

(1) 畜産環境整備事業の安定的な財源確保

家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年)の施行から25年以上が経過し、当時、県内各地に整備された堆肥センターは経年劣化が進み、堆肥の生産に支障を来している施設が増加しています。一方で、資材価格高騰が続く厳しい状況の中、海外原料に依存している化学肥料の利用を低減し、耕種農家が利用しやすい家畜由来の堆肥による国内資源の活用を推進するため、地域の有機物循環システムの核となる堆肥センターが担う役割は重要度を増しています。

堆肥センターが今後も家畜排せつ物の適正処理及び堆肥の安定生産を継続していくためには、農山漁村地域整備交付金を活用し、堆肥センターの施設の長寿命化に向けた機能保全対策を計画的に実施していく必要があります。

つきましては、当該交付金のうち堆肥センターの機能保全対策に活用できる畜産環境整備事業について、国の継続的な予算措置を求めます。

(2) 草地畜産基盤整備事業の要件緩和

畜産生産資材価格が高止まりする一方で、畜産物への価格転嫁が十分になされていない状況の中、畜産経営は一層厳しい状況が続いています。外的要因に左右されず、飼養頭数を維持し、安定的かつ持続的な生産を行うため、自給飼料の増産が必要です。

が、肥料等価格の高騰により草地の肥培管理が十分になされず、生産性が低下しています。草地の生産性を向上させるためには適正な肥培管理に加え、草地の改良や更新が有効ですが、現状では、畜産農家はその経費を捻出することが難しい状況です。

農山漁村地域整備交付金のメニューを活用し、草地整備や草地更新等を実施することが可能ですが、その要件として事業実施後に飼養頭数の増頭が課されており、国の増頭支援のない中では、事業の活用は困難です。このため、本事業後の増頭要件について廃止を求めます。

(3) 水産基盤整備事業

本県では、漁業地域における水産業の健全な発展を図るため、農山漁村地域整備交付金を活用し、水産物の流通・生産機能の強化に資する漁港施設整備を推進しています。未完了となっている防潮堤においては、津波・高潮等による防護水準が保たれていないことから、引き続き頻度の高い津波に対する人命・財産、種々の産業・経済活動を守るため、早期に整備を進める必要があります。

また、近年、東北沖や千島沖では地震活動が活発で多発する地震により、令和7年に初めて後発地震注意情報の発令もあり住民不安が高まっている状況にあります。

つきましては、未完了となっている防潮堤の早期完了並びに今後の施設更新や維持管理に要する経費について、農山漁村地域整備交付金の十分かつ継続的な予算の確保と配分を求めるとともに海岸保全施設整備の取組を一層加速するため、農山漁村地域整備交付金においても補正による予算措置や地方財政措置の拡充を求めます。

(4) 森林基盤整備事業

本県では、森林の有する多面的機能の維持増進等を図るため、農山漁村地域整備交付金を活用し、予防治山事業により荒廃溪流や急傾斜地等を保全しているほか、既存の治山・林道施設の長寿命化対策を進めています。近年、地震や豪雨等の自然災害が頻発化・激甚化する中、地域住民の安全な暮らしを守るためには、山地災害の防災・減災対策や治山・林道施設の老朽化対策を計画的に進める必要があることから、安定的な予算を引き続き措置するよう求めます。

125 配合飼料価格安定制度の発動基準見直し

【農林水産省】

令和2年10月以降、とうもろこし等の穀物相場の高騰や不安定な国際情勢、円安の影響等により、配合飼料価格が高騰し、配合飼料価格安定制度による補填が継続的に実施されています。

しかし、現行制度は基準輸入原料価格が1年以上高止まりすると発動しない仕組みであり、令和5年度には「緊急特例」が実施されたものの、畜産農家の経営が回復しないまま短期間で終了したため、より実態に即した持続的な対策が求められています。

つきましては、今後も飼料価格の高止まりが続くと見込まれることから、畜産農家が経

営を継続できるよう令和2年度の輸入原料価格を「基準価格」として当該四半期の価格との差額を補填するなど、制度の抜本的な見直しを求めます。

126 肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）の見直し

【農林水産省】

養豚経営の安定を支える肉豚経営安定交付金制度は、標準的販売価格が生産費を下回った際に差額の9割を補填するものですが、平成24年度以降、交付金の発動がない状況が続いています。

しかし、近年の飼料価格や資材費の高止まりにより、養豚農家の収益性は著しく悪化し、経営は極めて厳しい局面にあります。現行制度の基準となる生産費は全国一律の統計に基づき算出されていますが、本県に多い中小規模農家は、コスト削減が進む大規模経営に比べて、生産コストが高くなる傾向にあります。このため、現状の算出基準では本県生産者の実態を正確に反映できているとは言い難い状況にあります。

つきましては、中小規模を含む多様な経営体が持続可能な生産を継続できるよう、地域の実情に応じた生産費を基準とするなど制度の見直しを求めます。

127 酪農資材高騰対策と牛乳・乳製品消費拡大対策への予算措置

【農林水産省】

酪農においては、生産資材価格高騰の影響が特に顕著であり、この状況は全国的な課題となっています。つきましては、酪農家が再生産できる所得を確保し、経営を維持継続できるよう、酪農経営における動力光熱費と、飼料増産対策とは別の粗飼料負担額の増加分に対する国の支援を求めます。

また、牛乳・乳製品の過度な販売競争による廉価販売を防ぎ、適正価格で取引されるよう、流通の監視を行うとともに、生産コストが取引価格に適正に反映されるよう、食料システム法の実効性の確保を図るなど、牛乳・乳製品の消費が滞らないよう、国が積極的に消費拡大対策の強化を図ることを求めます。

128 肉用牛繁殖経営に対する経営安定化対策の見直し及び拡充

【農林水産省】

本県における肉用牛生産は、令和6年農業産出額の約1割を占める重要な品目ですが、農家数の減少や資材価格の高騰等により、生産基盤の急激な縮小が進んでおり、中核的担い手の育成確保と経営安定化が課題となっています。

本県の繁殖農家の飼養規模は4頭以下の零細経営が約5割を占めていますが、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格は、繁殖雌牛10頭以上の労働費を参照としているため、零細経営における再生産が確保できていません。このため、保証基準価格について、零細経営の労働費も加味した算定基礎とするよう求めます。

また、繁殖雌牛の増頭を支援する事業は、更新支援事業に移行しましたが、中核的担い手の経営安定化や生産基盤の維持・強化には増頭が不可欠であることから、肉用牛の増頭支援事業の再予算化を求めます。

129 産業動物獣医師確保に向けた事業の拡充

【農林水産省】

産業動物獣医師（家畜保健衛生所に勤務する農林水産分野公務員獣医師及び家畜の診療等を担う獣医師）は、家畜の疾病予防や治療、家畜伝染病発生時の対応等を通じて、食料の安定供給を支え、家畜由来感染症の対策を担う重要な人財です。しかしながら、産業動物獣医師の不足は全国的な課題となっており、特に地方部では人材確保が困難な状況が続いています。

これまで、国の獣医療提供体制整備推進総合対策事業により、都道府県等では修学資金の給付や大学等での産業動物臨床実習研修、家畜保健衛生所での行政体験研修などの取組を実施していますが、十分な改善には至っていません。

このような状況を踏まえ、産業動物獣医師の確保・育成を一層推進するため、修学資金給付額の増額やインターンシップに係る支援単価の引上げ等、財政措置を伴う事業規模の拡充を図るとともに、都道府県が十分な取組を着実に実施できるよう、継続的な支援を求めます。

130 特定家畜伝染病に係る埋却予定地試掘への十分な予算措置と要件緩和

【農林水産省】

特定家畜伝染病の発生時には、家畜伝染病予防法に基づき処分家畜や汚染物品を速やかに埋却又は焼却することが求められていますが、埋却予定地を確保していても、掘削時に湧水や岩盤の存在が判明し、埋却できなかった事例もあります。

こうしたことから、埋却予定地の実効性を事前に確認する上で試掘（事前調査）は有効と考えられますが、飼養者自らが経費を負担することは、近年の飼料価格高騰等の影響もあり困難な状況です。試掘に当たっては、消費・安全対策交付金の活用が可能ですが、近年は要望額に対して十分な交付が行われず事業量の縮小が続いているほか、飼養者が実施主体となるには複数農家で構成された団体であることが求められるなど、要件が厳しく設定されています。

つきましては、円滑な試掘の実施に向け、十分な予算措置を講じるとともに、単独の飼養者でも活用できるよう要件の緩和を求めます。

131 水利施設等保全高度化事業実施計画策定費の地方財政措置の拡充

【農林水産省】

本県では、豪雨災害等の激甚化・頻発化に備え、農業水利施設の安定的な機能発揮を目

的とした老朽化対策に取り組んでいますが、これらの対策を推進するためには、適切な時期の調査に基づき、実効性のある実施計画の策定が不可欠となります。

水利施設等保全高度化事業実施計画策定費については、これまで定額助成となっておりましたが、令和8年度から令和11年度までの間は省力化整備に取り組む地区などの重点地区のみ定額助成が継続される一方、定額要件に該当しない地区については地方負担が生じる定率補助へと変更されました。施設の老朽化が進行し、事業地区数、事業費ともに増加傾向にある中、地方財政への影響を最小限にとどめつつ、事業を推進する必要があります。

令和9年度以降については、計画策定が円滑に進むよう、水利施設等保全高度化事業実施計画策定費に係る地方負担について、防災・減災・国土強靱化緊急対策債並みの起債充当率及び交付税措置率となるよう拡充を求めます。

132 競争力強化に向けた農業生産基盤整備の計画的な推進

【農林水産省】

本県では、農業の競争力強化と安定した農業経営の実現に向け、高収益作物の導入促進やスマート農業の実装化を図るため、農地中間管理機構とも連携しながら農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を推進しているところです。また、本県の農業生産を支える農業水利施設については、適時適切な保全対策に取り組んでいますが、施設の老朽化が進む中、より確実な長寿命化対策等を実施するため更なる取組が必要です。

つきましては、農業生産基盤整備を通じて、競争力のある農業経営体の育成・確保や担い手への農地集積・集約化、農業水利施設等の予防保全対策による長寿命化を着実に進める必要があることから、「農業構造転換集中対策期間」における確実な予算確保とともに、計画的な事業執行を図るため、手厚い地方財政措置を含む令和9年度当初予算の十分な財源確保を求めます。

133 漁船漁業・養殖業における燃油高騰対策の拡充

【農林水産省】

本県では、海洋環境変動等に伴う漁船漁業の不漁や、養殖生産物の生育不良などが顕在化し、漁業経営は極めて厳しい状況にあります。さらに、経費の大半を占める燃油価格の高騰や高止まりが長期化し、中東情勢の緊迫化をはじめとした国際情勢の変化により先行きも不透明な状況です。

現在、国において漁業経営セーフティーネット構築事業が措置されていますが、燃油価格が高水準で推移していることで「7中5平均」で算定される補填基準価格が年々上昇し、補填金額が減少するなど、セーフティーネットとして十分に機能しなくなることが懸念されます。

つきましては、将来にわたり持続可能な水産業を維持するため、漁業者が意欲をもって事業を継続できるよう、燃油高騰の実態に見合った補填基準価格の算定方式への見直しや、補填金支払時における国の負担割合の引上げなど、支援制度の拡充を求めます。

134 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援

【農林水産省】

本県の重要な水産資源であるサケについては、全国的な著しい不漁に伴う種卵の不足や、ふ化放流団体の経営悪化等により、ふ化放流事業の継続が大変厳しい状況にあります。

このため、資源の減少要因の究明や海洋環境の変動に対応した種苗生産・放流技術の開発、広域的な種卵確保に係る調整、種苗生産経費の補助など、サケ資源の回復に向けた支援に引き続き取り組むとともに、国主導により持続可能なふ化放流体制の在り方を検討するよう求めます。

加えて、集約化したふ化場に対する技術指導や魚種転換による新たな収入源の確保など、ふ化放流団体が行う抜本的な事業の再構築に対する支援の継続・強化を求めます。

135 環境変動に対応した持続的養殖生産体制の構築に対する支援

【農林水産省】

本県では、海水温の上昇をはじめとする海洋環境の変化により、カキやホヤ、ホタテガイなどの養殖生産が不安定となっており、環境変化に対応した生産体制への転換や新たな養殖手法導入に関する取組を進める必要があります。

このような取組を推進するため、令和6年度補正予算により、養殖業体質強化緊急総合対策事業が措置されましたが、海水温の上昇は収束の見通しが不透明であるため、事業の継続を求めます。また、令和7年度補正予算で措置された環境変動に対応した持続的漁業・養殖業緊急対策事業については、産業化を検討する際に不可欠となる市場性評価のための試験販売も可能とするなど、支援メニューの拡充を求めます。

136 適切な資源管理体制の構築と漁業経営への配慮

【農林水産省】

我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあることから、水産資源の適切な管理と持続的利用の確保が一層重要となっており、国においては資源評価に基づく漁獲可能量（TAC）管理の高度化と対象魚種の拡大が進められています。一方で、クロマグロやスルメイカなど一部魚種については、漁業者の実感と乖離した厳しい資源評価になっていると指摘されています。

このため、海洋環境の変化や対象漁業の操業実態を幅広く反映した資源評価の精度向上に必要な技術研究予算を確保するとともに、零細経営体の多い沿岸漁業者への配慮や、漁場形成の変化に伴う想定外の漁獲量の増加等にも対応可能なTAC配分の柔軟な運用、デジタル技術を活用したリアルタイム漁獲報告体制の整備等により、実効性のある適切な資源管理体制を構築するよう求めます。

また、休漁等により収入が減少する漁業者への支援制度の充実など、漁業経営にも配慮した措置を講じるよう求めます。

137 林業の振興及び産業力の強化に向けた支援

【農林水産省】

本県では、林業・木材産業の持続的な成長発展に向け、林業・木材産業循環成長対策交付金事業を活用し、間伐や高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等といった川上から川下までの基盤整備等を実施していますが、要望額に対する近年の交付率は6割程度に留まっていることから、計画的に事業を実施できるよう、十分かつ確実な予算措置を求めます。

また、高性能林業機械等の導入における交付金配分の現行基準については、事業者の経営規模が大きいほど1台当たりの導入効果が評価されにくくなるため、素材生産の評価の指標については、増加率よりも増加量に重点を置いた点数配分とするなど、事業効果を適正に評価・反映した交付金配分になるよう、基準の見直しを求めます。

138 松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底

【農林水産省】

特別名勝松島や三陸沿岸をはじめとする本県の松林は、県土保全や景観保全など多面的な機能を有しており、松くい虫被害の防除対策は重要な課題となっています。

現在の松くい虫被害量は、ピーク時に比べて減少していますが、依然として約1万㎡の被害が発生しているほか、ここ数年間は記録的な猛暑が続いており、今後被害量が増加する可能性があります。

また、東日本大震災から再生した約750haに及ぶ海岸防災林においても、松くい虫被害の発生が確認されており、被害の拡大防止を図るため計画的に防除対策に取り組む必要があります。

つきましては、従来の防除対策に加え、海岸防災林の防除対策に支障が生じないよう十分な予算措置を講じるよう求めます。

139 電源三法交付金の対象地域の拡大

【経済産業省】

福島第一原子力発電所事故を受け、平成24年度から、原子力災害対策が必要な区域が30km圏まで拡大されたことを踏まえ、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るためには、原子力災害対策重点区域においても地域振興等を通じた住民理解の向上を図ることが重要です。

このため、電源三法交付金の対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するなど、制度の必要な見直しを行うよう求めます。

なお、見直しに当たっては、既存の交付地域に対する交付水準を維持し、財政に影響が生じないよう十分配慮した上で、新たに必要となる財源を確保するよう求めます。

140 中小企業金融支援策の拡充

【経済産業省】

コロナ禍での金融支援として実施されたゼロゼロ融資等の返済が本格化するなか、長引く原材料価格や人件費の高騰に加え、米国の関税措置や中東情勢の影響が懸念されており、中小企業の経営環境は不透明感を増しています。このことから、事業者が資金繰り・資金調達に困難を来すことの無いよう、適時適切な支援を講じるとともに、金融機関に対しても、丁寧な資金繰り相談への対応や返済条件の緩和を要請するなど、金融施策に万全を期すことを求めます。

また、信用保証協会の代位弁済の高止まりにより、協会に対する県からの損失補償が増加しており、財政負担が拡大しています。全国的に倒産件数の上位を占めるサービス業や小売業、建設業が本県産業の大きな割合を占めており、地域固有の構造的背景が代位弁済の高止まりの一因と考えられます。

つきましては、全国信用保証協会連合会を通じた、信用保証協会への一部補填について、更なる財政支援の充実を求めます。

141 地域公共交通への支援の拡充

【国土交通省】

(1) バス

地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の運行に対する補助について、現行制度では地域キロ当たり標準経常費用が実際よりも低く設定されていることなどにより、補助対象外となる路線や、運行に必要十分な補助が受けられない路線があるため、地域の実情に合わせた補助額算定手法への見直しを求めます。

また、現行の生活交通支援制度は、乗合バスを前提としており、乗用タクシーを活用した地域交通施策への支援が限られているため、地域の実情に応じた地域交通施策への転換に対応できるよう、補助対象や上限額の拡充を求めます。

(2) 離島航路

航路運航に対する補助について、標準単価が実際の単価より低く設定されているため、会社の規模や航路の距離、輸送量など各航路の実態に即したものとすよう求めます。

また、離島内人口減少に伴う利用者数の減少や物価・人件費の高騰等により、経営状況は更に厳しくなることが予想されることから財政支援の拡充を求めます。

142 鉄道会社への経営支援及び利用促進に対する財政支援の強化

【国土交通省】

(1) 第三セクター鉄道

阿武隈急行線や仙台空港アクセス線は、経営が非常に厳しい状況にあり、特に阿武

隈急行線は、人口減少や施設・設備の老朽化による改修費用の増大が影響し、利用者の減少と相まって、近年赤字が大幅に拡大しています。

このため、鉄道路線の安全性確保に必要な財源を十分に確保するとともに、鉄道事業者の経営安定化を支援するための財政支援制度の創設を強く求めます。

(2) JRローカル線

JR東日本が公表している県内の赤字路線については、鉄道維持のために利用促進を図ることが急務であることから、地方公共団体等による利用促進の取組に必要な財源の確保を求めます。

また、ローカル鉄道再構築の仕組みに関しては、鉄道事業者側の一方的な判断で存廃や再構築の議論が行われないよう、地域の実情に十分配慮した上で、国として責任をもって対応することを求めます。

143 防災道路ネットワークの整備推進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援

【国土交通省】

本県では、災害による道路ネットワークの寸断により、物流や経済活動、地域住民の避難などに大きな影響が生じないように、また、災害時の救援物資輸送、医療輸送、人的支援が継続可能となるよう高規格道路や主要な国道など基幹道路の整備・機能強化を進めるとともに、県際・郡界道路、離半島道路の機能強化や、防災・減災、国土強靱化を推進し、防災道路ネットワークの構築に重点的に取り組んでいるところです。

近年、頻発化、大規模化、多様化する災害により、本県でも、令和4年3月16日の福島県沖地震や令和4年7月15日の豪雨において、道路ネットワークが寸断されるなど物流や経済活動に大きな影響が生じたことから、災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの構築をより一層推進していくことが重要です。

つきましては、重要物流道路に指定されている高規格道路をはじめ、主要な国道など、重点的に整備を促進・推進するとともに、本県全体の整備に必要な予算を確実に確保し、補助事業の国庫支出金のかさ上げなど、長期にわたる財政支援を講じるよう求めます。

(1) 高規格道路の整備

- ア みやぎ県北高速幹線道路の（仮称）栗原ICの整備支援
- イ 仙台北部道路の利府しらかし台IC～富谷JCT間の4車線化の整備促進
- ウ 仙台北部道路の利府JCT～利府しらかし台IC間の4車線化の早期事業化
- エ 仙台北部道路の富谷JCT～富谷IC間の4車線化の早期事業化
- オ 仙台北部道路の富谷JCTのフルジャンクション化の整備促進
- カ 仙台南部道路の4車線化の早期事業化
- キ 常磐自動車道の山元南スマートIC～山元IC間の4車線化の整備促進
- ク 常磐自動車道の新地IC～山元南スマートIC間の4車線化の早期事業化
- ケ 三陸縦貫自動車道の桃生豊里IC～登米IC間の4車線化の早期事業化
- コ 三陸縦貫自動車道の仙台港北IC～陸前高田長部IC間の機能強化の促進

- サ 石巻新庄道路の早期事業化
- (2) 仙台東部地区の幹線道路ネットワークの機能強化
 - ア 仙台東道路の早期事業化
 - イ 国道4号の仙台拡幅（籠ノ瀬～鹿の又間）の整備推進
 - ウ 国道4号の仙台拡幅（卸町交差点～苦竹 I C間）の整備推進
- (3) 主要幹線道路・県際、郡界道路の整備
 - ア 国道4号（白石南拡幅、大衡道路、古川高清水拡幅、築館バイパス）の整備推進
 - イ 国道45号の松島地区の機能強化
 - ウ 国道108号の石巻河南道路の整備推進
 - エ 国道113号（七ヶ宿工区）及び国道286号（支倉工区）、国道347号（筒砂子工区）の整備支援
 - オ 国道398号（湯浜工区）及び国道347号（鍋越工区）の防雪対策の強化支援
- (4) 半島部関連事業の整備
 - ア 国道398号沢田工区の国直轄権限代行による整備推進
 - イ 女川原子力発電所からの避難機能を有する道路の整備支援
 - ウ 牡鹿半島内の防災対策等の整備支援
- (5) スマートインターチェンジの整備
 - ア （仮称）白石中央スマート I Cの整備支援
- (6) 道の駅や高規格道路のサービスエリア等の防災機能強化
 - ア 道の駅の防災機能の強化支援
 - イ 高規格道路のサービスエリア等の防災機能強化
- (7) 緊急輸送道路の整備
 - ア 緊急輸送道路における盛土法面防災対策及び橋梁耐震化の強化支援

144 鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進

【国土交通省】

鳴瀬川流域は、穀倉地帯が広がり東北有数の農業地帯であるとともに、宮城県北地域の産業・経済の基盤となっています。一方、水源地域の標高が低く山懐が浅いため水源の確保や干ばつに悩まされている状況にあり、令和7年度には、県北部を中心に深刻な渇水に見舞われる事態となっています。

また、「平成27年9月関東・東北豪雨」や「令和元年東日本台風」において甚大な被害を受けるなど、下流部に広がる低平地は大雨の際に氾濫し、地域住民の生活を脅かしています。

このことから、鳴瀬川流域の安定した水源の確保と災害に強い地域づくりに向けた治水安全度の向上が急務であり、一日も早いダムの完成が求められています。

つきましては、鳴瀬川総合開発事業が最短のスケジュールで完成されるよう、必要な予算の確保を求めます。

145 指定管理鳥獣対策事業交付金の財源確保

【環境省】

本県では、イノシシやニホンジカなど野生鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大に伴い、生態系のかく乱や農林業への被害の拡大が問題となっているほか、ツキノワグマの生息域や社会環境の変化に伴い、人の生活圏で人身被害増加のおそれがあるなど、鳥獣保護管理対策等の一層の充実・強化が課題となっています。

このため、「指定管理鳥獣対策事業交付金」を活用し、生息数の減少、生息域の縮小等を図ることとしていますが、近年は、ニホンジカ及びイノシシの捕獲等のための交付金の措置額が、本県の要望額に満たない状況となっています。

また、クマ類についても、捕獲等に加え、市町村から放任果樹等の伐採等をはじめとする出没防止対策について、更なる支援拡充の要望があるほか、複数の市町村からは、これらの交付金要望額に係る国の調査が短期間で行われることから、十分な対策の検討ができなかったとの声も寄せられているところです。

つきましては、指定管理鳥獣対策の確実かつ適時適切な実施に向けた、本交付金の継続的かつ十分な予算措置を強く求めます。